

376
507

實修商事要項

上卷

納本



始



376
507

實修商事要項

上卷

納本

特226
737



訂改
實修商事要項
上卷

印刷を以て謄寫に代ゆ

小樽市立商業學校教材研究會



訂改 實修商事要項上卷 目次

第一編 總論.....一頁

第一章 商業.....一頁

一節 商業.....一頁

商、商業、商人、圖解、商業の種類

第二節 商業の起りと其職分.....三頁

商業の起原、圖解、職能、利益、商業の使命

第二章 度量衡.....七頁

第三章 通貨.....九頁

第一節 通貨.....一〇頁

第二節 貨幣.....一〇頁

意義、種類、材料的區別、職分上の區別

第三節 貨法.....二頁

目次

意義、本位貨、單本位（金又は銀）複本位、補助貨
 第四節 兌換紙幣……………一四頁
 紙幣種類、發行制度、屈伸制限法、比例準備法
 第五節 不換紙幣……………一八頁

第四章 手形

形

第一節 手形……………一九頁
 効用、弊害、種類
 第二節 手形の沿革……………二三頁
 日本の部、外國の部、市場手形

第三節 爲替手形

爲替手形……………

意義、當事者、發行、手形要項の解説、裏書、引受、引受方法、引受種類、拒絶の場合の處理、支拂、手形返附、遡求權、擔保請求、償還請求、其方法、戻手形、償還に應じない場合の處理、手形の保證

第四節 約束手形……………三九頁
 意義、約手と爲手の相違、發行、裏書及支拂

第五章 經營組織

經營組織……………

第一節 個人……………

第二節 組合組織……………

第三節 會社組織……………

第一款 合名會社……………

第二款 合資會社……………

第三款 株式會社……………

沿革、創立、機關、株式、株主、株券、讓渡

第四款 株式合資會社……………

第五款 相互會社……………

第四節 企業聯合及び合同……………

第一款 カルテラ……………

第二款 トラスト……………

第五節 企業統制……………

第六章 商業従事員の組織……………

第七章 商業帳簿及び信書……………

第八章 廣告……………

第九章 商號 六九頁

第十章 商工會議所 七〇頁

第十一章 興信所 七三頁

第二編 賣買論 七六頁

第一章 賣買の要件 七六頁

意義、品質、數量、代價、引渡、代金支拂

第二章 商品 八〇頁

動産、不動産、權利、

第三章 賣買市場 九〇頁

第一節 普通卸賣市場 九二頁

第二節 中央卸賣市場 九三頁

第三節 卸賣百貨店 九六頁

第四節 小賣市場 九八頁

商店精神、販賣法

第五節 百貨店 一〇三頁

第六節 其他の小賣市場 一〇七頁

チエインストア、ベルトライン

第四章 外國貿易 一一〇頁

第一節 輸出貿易 一一〇頁

受註文、註文狀、荷造、荷印、船積、 R 、其他の船積書類、荷爲替取組

第二節 輸入貿易 一二九頁

信用狀、 L 、 P 、通關手續

第三節 通過貿易 一三六頁

第三編 金融 一三六頁

第一章 金融及金融機關 一三八頁

第二章 普通銀行

一四頁

第一節 銀行の意義

一四頁

第二節 資金 吸收

一四二頁

定期、通知、特當、當座、通知當座、當座貸越、小切手

第三節 資金 放出

一五〇頁

手形割引、長期貸付、短期通知貸付、放資

第四節 信 用 狀

一五七頁

第五節 爲 替

一五七頁

第一款 内 國 爲 替

一六〇頁

第二款 外 國 爲 替

一六二頁

意義、外國爲替相場、種類、騰落、正貨現送點

第三款 爲替の附隨業務

一六九頁

爲替の裁定、豫約

第四款 銀貨國との爲替關係

一七〇頁

第六節 代 理 業

一七二頁

取立、支拂、保護預り

第七節 銀行の機關

一七三頁

銀行集會所、手形交換所

第三章 特殊銀行

一七四頁

日本、横濱正金、勸業、農工、拓殖、興業、朝鮮、台灣、貯蓄

第四章 産業組合

一八二頁

第一節 資 金 集 散

一八三頁

第二節 中 央 金 庫

一八三頁

第五章 大藏省預金部

一八五頁

第六章 信 託

一八七頁

第一節 信 託

一八七頁

第二節 信 業

一八九頁

信託當事者、信託財産、信託會社の業務、Ⅱ 金錢信託、金錢以外の信託、有價證券信託、金錢債權信託、不動産信託

目次

第三節 擔保付社債信託……………一九二頁

第四節 附隨業務……………一九九頁

目次終り

訂改 實修商事要項 上卷

小樽市立商業學校教材研究會

第一編 總論

第一章 商業

第一節 商業

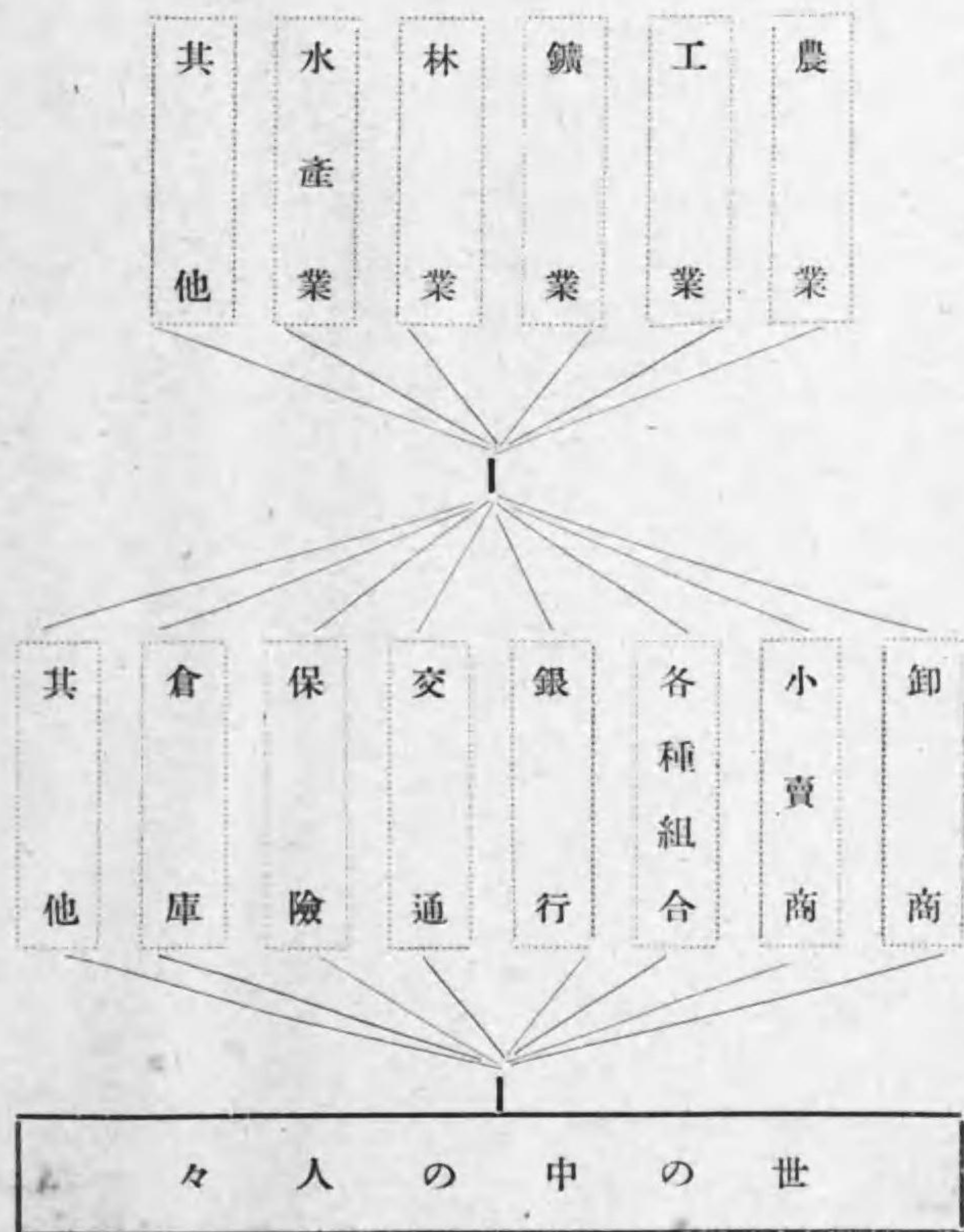
商人 商業 商

商とは物を造る人、消費する者との中間に在つて、物の移動をなし又は其の移動を助ける働を云ふのである。

そして此等の働が続けて行はれる状態を商業と云ひ、之に従事する者を商人と云ふ。今之を圖によつて示せば次の通りである。

第一章 商業

物を造る人々



二

消費者

斯様に商業は、物を造る人々、之を消費する人々との間に立つて、働いて行くのであるから、社會上極めて重要な地位に置かれて居るものである。故に之に従事する商人は、充分自己の社會的使命の貴い事を考へて働くべきである。

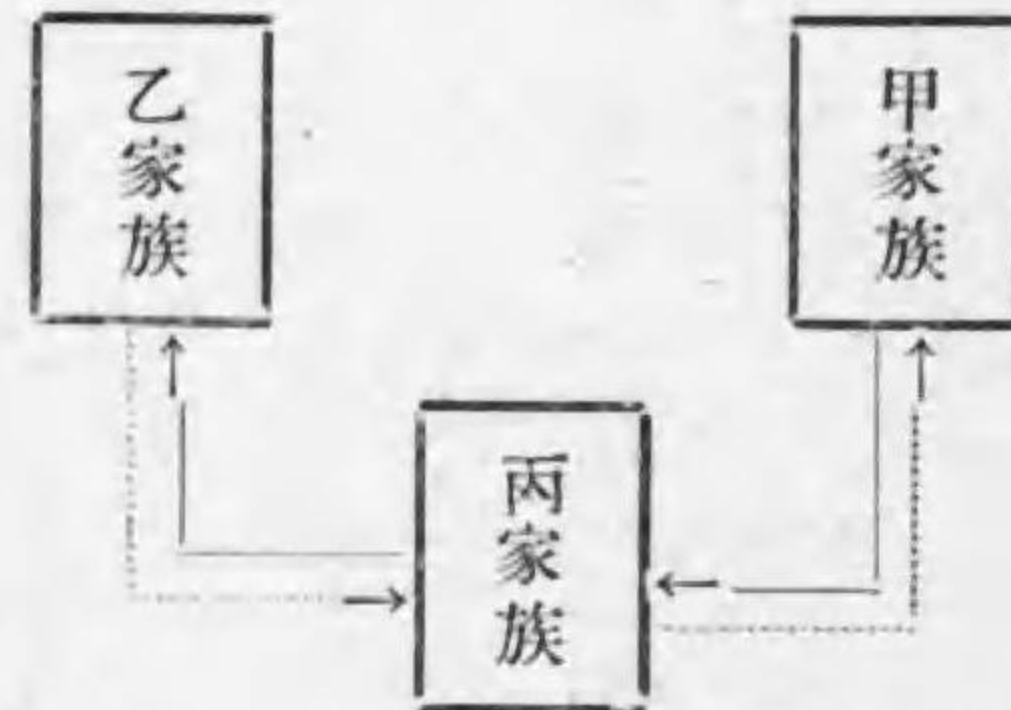
商業は見方によつて色々に區別する事が出来る、即ち一、物品賣買。二、金融。三、交通。四、通信。五、保險。六、倉庫。七、投機。八、代理。九、仲介。十、興信等である。

第二節 商業の起りと其の職分

人間が生活して來た状態を研究した先人達は、大體次の様に時代を分けて居る。

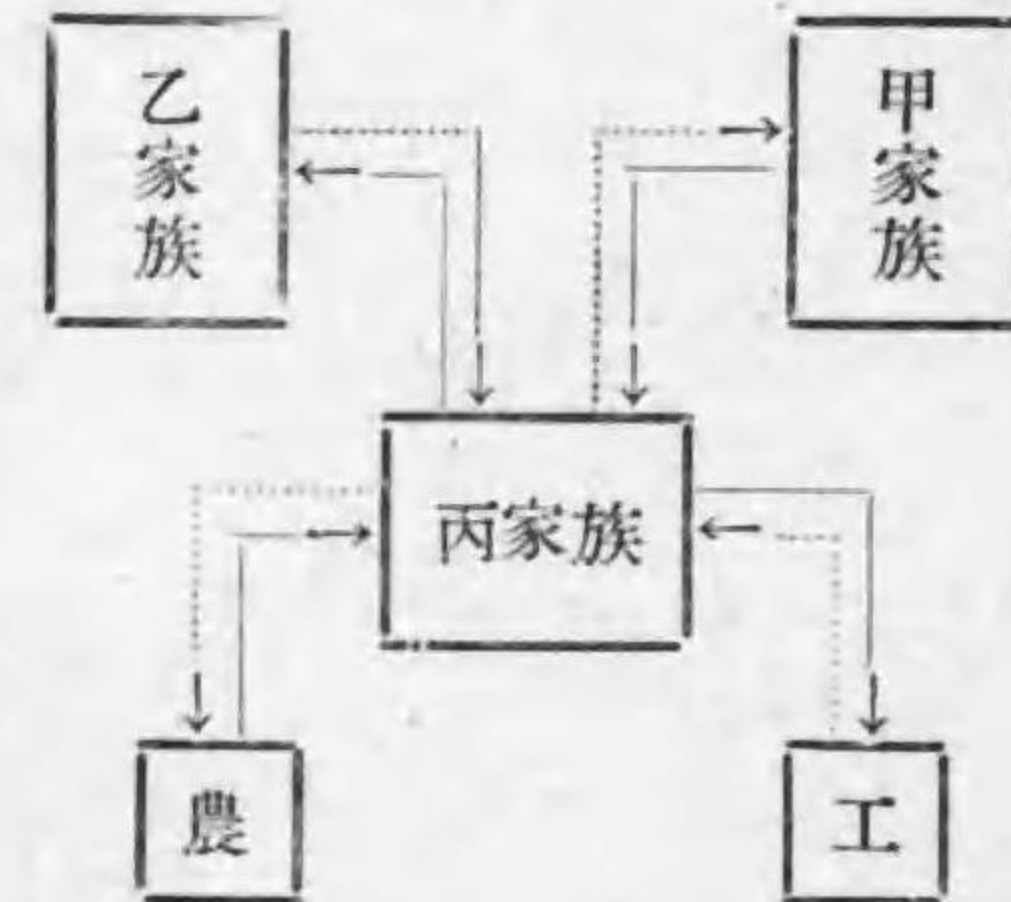
- 一、狩獵(魚獵)時代 交換賣買のない時代…………… a 自給自足經濟時代
- 二、遊牧時代 交換賣買のない時代…………… a 自給自足經濟時代
- 三、農業時代 交換賣買のある時代…………… b 物々交換經濟時代
- 四、農工時代 交換賣買のある時代…………… c 貨幣經濟時代
- 五、商業時代 交換賣買のある時代…………… d 信用經濟時代

そして此等の時代と商業の關係を考へる爲めに次の圖解を見よう。



c 貨幣經濟時代 2

初期貨幣を以てする交換は矢張り満足に行かなかつたので今度は丙の家族が現はれ甲にも乙にも必要な物を以て貨幣として両方の要求を満たした。
(丙家族は初期商人である)

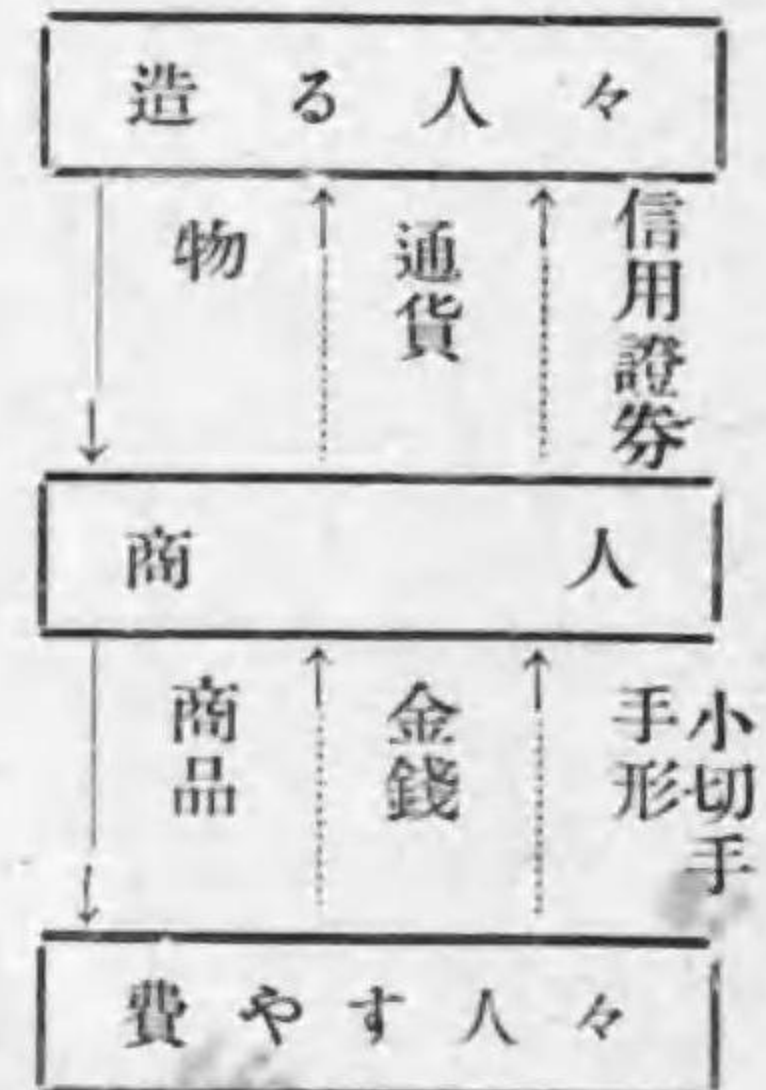


c 貨幣經濟時代 3

然し社會の經濟は愈々發達して農工其他の出現となり丙はc2の外農工とも取引をなし現代的商業は次第に發達して來た。

d 信用經濟時代

貨幣の補助として各種の信用證券(手形、小切手、信用狀其他)が使用され商業は愈々盛になり遂に國境を越へて國際貿易の隆盛となつて來た。

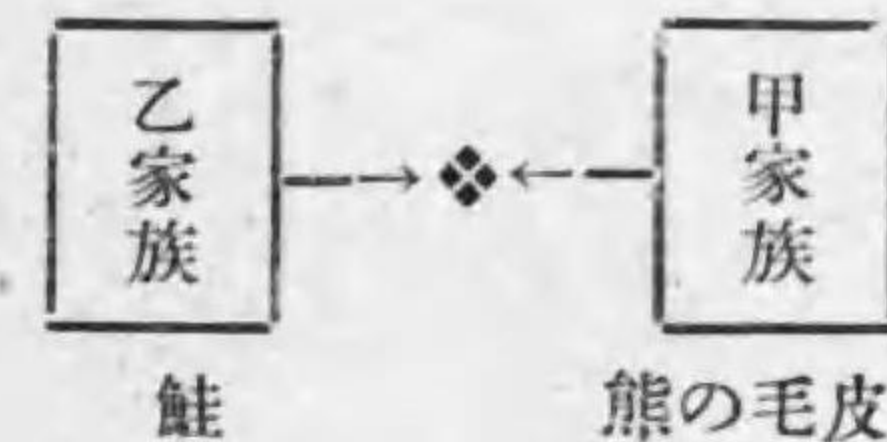


———→ 物
→ 貨幣



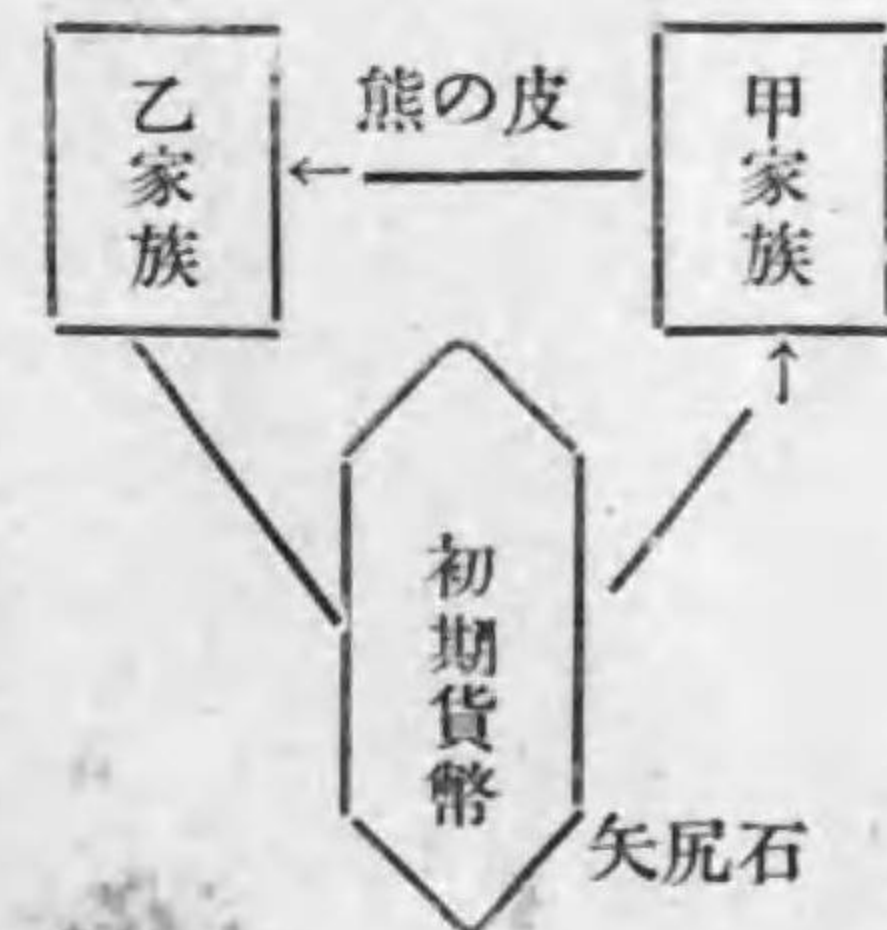
a 自給自足經濟時代

此の時代は各々の家族で必要な物を獲り又は作つて消費したから他の家族と交換賣買をする必要がなかつた。



b 物々交換經濟時代

他の家族の在る事を知つた甲は❖地点に於て熊の皮と、乙の鮭とを交換する様になつた。
現代でもアフリカ山地、南洋の蕃地には此の習慣が残つて居る。



c 貨幣經濟時代 1

お互に欲しい物及び交換量の不一致等から相手方の欲しい物(战争的又は美的)貝殻矢尻石等を與へて先方から自分の欲しい物を受取つた。

利益
一、造る者の利益

二、消費者の利益

三、國家社會の利益

商業は斯様に造る人と消費する人との間に立つて働く故に文明文化の母である。我等が座ながらにして國內は申すまでもなく世界各國の文物を知り、且つ使用し得るのは誠に商業の恩恵である。もし此の組織がなかつたなら、我等は今日程幸福な經濟生活を營む事は出来ない筈である。製品の販賣は商業に一任して、製造に専念する結果、工夫、改良、進歩等を考へ製造能率を高める。

必要な物を、必要な量だけ、必要な時に購入する事が出来、又座ながらにして世界の文物を使用する事も出来る。

封建時代であれば、隣國に何程の米増があつても、自藩の急を救ふ事は出来なかつた。然し現代では或地方又は或國が凶作で物資缺乏の場合には、商業の働きによつて直ちに他の地方から物資が供給せられ危急を救ひ人類の福祉を増す事が出来る。

斯うした事から商業は、安い市價を引上げ、高い物價を引下げ、社會の物價を平均させる働をもするものであると云ふ事が出来る。

時に商人殊に從來の小賣商人は、相手方に商品の知識がないのを利用

して、誇大な廣告をしたり又は不良品を混入して客に迷惑をかけ、或は大資本を利用して、買占め賣惜み等の悪手段によつて、殊更に市價を變動させ、不正の利益を得やうとする場合があつたが、此等は紳商たる者の特に慎しまなければならぬ事である。

故に紳商たる者は

- 一、品物の需要と供給をよく考へ
- 二、消費者及び相手方に便益を與へる事を旨とし
- 三、市況の變動を察して自ら損失をしない様に
- 四、社會の進歩發達に貢献する營業をなし
- 五、買占め賣惜み等の悪手段は夢々之を行はず
- 六、以て人類共存共榮の實を擧げる様に努力するべきである

第二章 度量衡

度は長さ、量は分量、衡は重さの意味であるけれども、世間で度量衡と云ふ場合には、普通、長さ、分量、重さ等を計量する器を指すのであ

る。

貨幣は貨物の價格を測定して交換の媒介をするけれども、先づ一定貨幣に對する貨物の量を定めなければ、交換は成立し得ない。此の貨物の量を定めるのは即ち度量衡の任務である。之れ古へ貨幣經濟時代の初期から度量衡の使用された所以である。

メートル法は、十八世紀の末、佛蘭西に於て制定せられた度量衡であつて、其の發見者はデランブル Delambre、メシヤン Mechain の兩氏でバルセロナ及びダンケルン間を精密に測量し、地球子午線の $\frac{1}{4,000}$ を以つて長さの基本と定めたのである。

始め佛國にのみ使用されて居たが、其の制度の便利な事が認めらるゝにつれて、次第に各國にも採用せられ、一八七五年には萬國メートル法同盟を組織し、萬國公通の度量衡制度が施された次第である。

我が國は明治十九年（西1886年）之に加盟し、同廿六年（西1893年）から舊來の制度に併用する事となつた。其後大正十年（西1921年）遂に度量衡法をメートル法に改正し、大正十三年七月一日から實施したが尙公用は

存在の理由

メートル法沿革と
現行度量衡

十ヶ年、私用は二十ヶ年（西1911年まで）從來のものを使用しても差支ない事になつた。

（尙度量衡の詳細は商業算術で學修せられたらう）

第三章 通貨



通貨の意義

第一節 通貨

賣買交換の仲介となつて、完全に各種の取引を決済する物、別な言葉で云へば、賣買交換の決済に使用する用具を通貨と云ふのである。故に其れ自身には殆んど値打はなくとも、それが賣買交換の仲介をするものであれば、立派に通貨となり得るのである。即ち紙幣の如きは、其れ自身の値打ちは、殆んど取るに足らないものであるが、賣買交換を仲介して立派に代金の決済をする所から、現代最も優秀な通貨とされて居るのである。而して通貨の種類は大別して次の四種とす。

- 一、貨幣。二、政府紙幣。三、銀行券。四、貨幣と引換に發行する預り證券。

第二節 貨 幣

賣買交換の仲介として、物の値打を計り完全に各種の取引を決済する物である。故に貨幣は次の要件を備へて居なければならぬ。

- a 社會一般に尊重せられ授受に自由なこと。
- b 持ち運びに便利なこと。
- c 品質堅く損傷し難いこと。

- d それ自身に適當の値打ちがあること。
- e 分割し易く且つ分割しても値打ちが減らないこと。
- f 市價の變動が少いこと。

貨幣は之を材料的に區分すれば、硬貨と軟貨となり又其の職分上から區別すれば本位貨と補助貨に分けることが出来る。

硬貨とは金屬貨幣 Metallic Money 即ち鑄造貨幣 Coins の總稱で其の材料は、金、銀、銅、白銅、青銅等である。

我國行制度に於ける硬貨は次の十一種である。

金貨… 貳拾圓、拾圓、五圓。銀貨… 五拾錢、貳拾錢、拾錢。ニツケル貨… 拾錢、五錢。青銅貨… 貳錢、壹錢、五厘。

金屬貨幣を硬貨と云ふに對し紙幣 (Paper Money) を總稱して軟貨と云ひ、壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、五拾圓、百圓及び貳百圓の種類がある。

第三節 法 貨

法貨 Legal Tender は國家が強制的に免債力(それを渡す時に債務を免ぜられる)を附與した通貨を云ふのであつて、其の免債力に制限を加へるか否によつて、本

(一) 貨幣の意義

A 硬貨

硬貨の種類

B 軟貨

法貨

意義

(一) 本位貨

位貨と補助貨となる。
名目價值と地金の價值とが一致して居る金屬で造つた貨幣即ち我が五圓、拾圓、貳拾圓等の金貨で支拂力に對し何等の制限を加へないものを本位貨 Standard Money といふ。

本位貨幣制度には單本位制と複本位制とあり、單本位制には、金單本位制と銀單本位制とある。

金本位 Gold Standard といふは金を以て無制限に債務の支拂ひをする事の出来る制度であつて、世界殆ど總ての國は此の制度を採用して居る。金本位は支拂の内容によつて更に次の三種に區別されて居る。

- 一、金貨本位……金貨を以て兌換に應ず。
例昭和五年一月十一日より昭和六年十二月十二日までの日本。
- 二、金塊本位……金塊を以て兌換に應ず。
例一九三一年頃までの大陸諸國。
- 三、金爲替本位……金爲替の方法で債務の支拂をなす。
一九二〇年頃各國は英國に金を置いて此の方法を採つた。

銀本位 Silver Standard といふは銀を以て無制限に支拂ひ得る制度であつて、現在支那及び、南米の一、二國が此の制度を採用せるのみである。

種類

A 單本位

1 金本位

2 銀本位

B 複本位

(二) 補助貨

複本位は跛行本位 Limping Standard とも云ひ、金銀兩金屬共無制限支拂用具とするけれども、鑄造には其の内の何れか一方より許さない制度であつて銀本位から金本位に移る過渡期に用ひられるものである。

- 補助貨 Auxiliary Coins といふは本位貨幣の單位以下の小額支拂ひ用即ち本位貨幣の補助として發行せられるもので、
- a 國庫の收入を増加せしむるために
 - b 鑄潰しをさせないために
 - 一、其の材料金屬は本位貨幣に使用する金屬よりも遙に低級廉價なものを使用し
 - 二、實質よりも遙に高價な名目價額をつけて流通させる

- c 表面價格に比して重量が非常に過大であるのと
 - d 外國に輸出されても實質價格以上には通用しない点から
- 支拂の範圍を制限して本位貨幣の額分に入らせない事になつて居る。

補助貨幣の材料は、銀、ニッケル、青銅等であつて銀を材料とするものは五拾錢、拾錢、ニッケルから製造せられるものは、拾錢、五錢で、青銅を材料にして造られるものは、貳錢、壹錢及び五厘であつて、銀貨は

種類

(一) 紙幣

發行理由

拾圓、ニツケル貨は五圓、青銅貨は壹圓を最高支拂限度とされて居る。

第四節 兌換紙幣

一定の紙面に五圓、拾圓と云ふ様に一定の價格を印刷し、表示した價格と資格を以つて法貨として流通せしむるものを紙幣 Paper Money と云ふ。貨幣は、社會全般に尊重せられ、市價の變動が少く、且つ分割しても値段が減らない事其他の諸條件が必要であるところから、各國共其の本位貨に金を採用して居る事は前述の通りである。故に世界の金の使用量は毎年三至乃五% (平時に於て) の割で増加するに云はれて居る。けれども金の生産は之に伴はない。茲に於て金を大切にしなければならぬと云ふ考が次第に高まつて來た。同時に亦日常の取引決済に正貨を授受する事は色々な不便が伴ふものである。此等の事情から金の代理者として發行され、金貨と同様に流通するのが兌換紙幣である。

日本人は之等の紙幣に對して絶対の信用を持つて居る。それは日本人の皇室に對する獨特の考への一表現であるに云はれ、歐米人の羨望の標的になつて居る。

(二) 種類

A 政府紙幣

紙幣の種類は、發行者の如何によつて政府紙幣と銀行券に又兌換されるか何うかによつて兌換紙幣と不換紙幣とに區別される。

政府紙幣 Government Notes とは政府自ら發行するものである。然し各國共中央銀行の制度が確立して來たので、政府に於て紙幣を發行することは稀である。但し一時的に發行される場合はある。即ち大正六年、(一九一七年)十一月八日以後、暫の間、我が政府は、補助貨の代用として五拾錢、貳拾錢、拾錢の三種の小額紙幣(同額の通貨を準備して)を發行し、拾圓まで法貨として流通せしめたのは其の好例である。

B 銀行券

銀行券 Bank Notes とは中央銀行(又は特殊銀行)が政府の特許を受けて發行する紙幣(兌換紙幣)の謂であつて、各國は殆んど此の制度を採用して居る。

(三) 兌換銀行券
A 意義

本位貨幣と同様に無制限流通力を持ち、其の發行者は、金輸出禁止期間以外は、所持人の請求次第正貨と引換へる事を約した紙幣を兌換紙幣 Convertible Notes と云ふ。但し現今各國共殆んど兌換を停止して居る。現在我が國の兌換銀行券は次の七種である。

B 種類

壹圓(銀兌換)	(1)	大正六年九月十二日より昭和五年一月十日まで金(銀)輸出禁止の爲め兌換停止
五圓		(2)	昭和五年一月十一日右解禁
拾圓		(3)	昭和六年十二月十三日より右再禁止のため再び兌換停止
貳拾圓	(金兌換)		
百圓			
五十圓	(昭和二年四月金融恐慌以後始めて發行)		
貳百圓			

(四)發行制度

兌換銀行券の發行法には屈伸制限發行法、比例準備發行法、單純準備發行法、一部準備發行法、證券預託發行法等の種類があるが、説明は其の主なる一、二に止めやう。

A 屈伸制限發行法

我が國の紙幣發行制度は、屈伸制限法であつて其の内容は正貨準備、保證準備、及び制限外發行の三段から成立つて居る。

1 正貨準備發行

正貨：金銀貨及び地金銀（但し銀貨及銀地金は總額の四分の一以下）を、引當として兌換紙幣を發行する事を云ふ。

2 保證準備發行

正貨準備發行額だけでは紙幣が不足する場合政府發行の公債、大藏省證券其の他確實なる證券又は商業手形を保證として拾億圓（昭和七年七月

3 制限外發行

一日高橋大藏大臣の時から實施）迄兌換紙幣を發行する事が出来る。更に經濟界がそれ以上の紙幣を必要とするに認められた時は前記の諸證券を保證として發行し得る。之を制限外發行と云ふ。但し十五日を超えて其の發行を繼續しやうとする時には大藏大臣の許可を受くる事を要し、且つ十六日以後は年三分以上の發行税を納める事を要する。

昭和十二年二月末日發行高	總發行高	內正貨準備	保證準備	制限外發行
一、八六五萬圓	一、〇〇〇萬圓	五、四八萬圓	一、〇〇〇萬圓	三、七一二萬圓
昭和十一年十二月末日發行	總發行高	內正貨準備	保證準備	發行餘力
一、五二八萬圓	一、五二八萬圓	五、五六萬圓	九、七三萬圓	二、八八萬圓
				(計年鑑ニヨル)
				(計年鑑ニヨル)

斯様に我が國の發行法は、經濟界の事情によつて自由に増減することが出来るので、最も理想的な制度とされて居る。

B 比例準備發行

銀行券發行の總高に對し、常に或割合：30%又は40%と云ふやうに：を以て正貨準備を置き、其れ以外は、保證準備とする制度である。

經濟界に於ける紙幣の需要と發行高、準備額等がよく調和すれば理想に近い制度であるけれども、經濟界の事情は日々變動極りないものであつて、之に對する發行及び準備の割合を決定する事が至難である。

歐洲大戰前から此の制度を採用したのはアメリカ合衆國、丁抹、瑞西

和蘭等であつたが、戦後チエツコスロヴァキア、匈牙利、白耳義、波蘭、伊太利、希臘、佛蘭西、獨乙、ソヴェート等で、我國でも此の制度を採用しやうとする論者がある。

第五節 不換紙幣

不換紙幣

發行者が兌換の責任を負はない紙幣である。故に之を發行する者は何等の兌換準備を用意する必要がない。

此の紙幣を發行する者は、多くの場合國家であつて、國家は之によつて、國庫の收入を増加する一手段とするのである。歐洲大戰中、獨、露等の不換紙幣發行は其の適例である。

然し國家が銀行をして發行せしむることもある。此の場合は、準備金に不足を告げ、正貨兌換に應じ得ないとか或は從來の兌換紙幣の兌換を停止する等の場合である。

不換紙幣の弊害

不換紙幣は經濟界に種々なる悪影響を及ぼすものであるが其の主なるものは次の通りである。

- 一、貨幣價值は下落する。

- 三、物價は騰貴し生活は不安となる。
- 二、正貨は國外に驅逐せらる。

第四章 手 形

手形の當事者

手形の發生及び流通に關係ある者を手形の當事者と云ひ次の様な種類がある。

- | | | |
|--------------|----------|----------------------|
| 一、振出人 (發行人) | Drawer | 要件に従つて手形を發生せしむる者 |
| 二、受取人 | Payee | |
| 三、名宛人 (被振宛人) | Drawee | } 原則として同一人 |
| 四、引受人 | Acceptor | |
| 五、支拂人 | Payer | |
| 六、所持人 | Bearer | |
| 七、裏書人 | Endorser | 手形に裏書の手續をして他人に權利を渡す人 |
| 八、被裏書人 | Endorsee | 裏書によつて手形權利を受けた人 |

第一節 手 形

振出人が第三者に一定の金額を一定の時と所に於て支拂ふことを依頼

手形の意義

手形の效用

し又は發行人自らが一定金額を一定の時と所に於て支拂ふ事を約束した要式證券を手形と云ふ。而して我が國に於て通常手形とは爲替手形、約束手形及び小切手の三種であるが改正手形法に云ふ手形は爲替手形及び約束手形の二種である。

手形は今日の如く貨幣、信用を基とする經濟時代には缺く事の出来ないものであつて、經濟界に及ぼす效益の主なるものは次の通りである。

- a 手形は通貨を節約する。
手形は普通現金に代つて支拂用具に使用せられる故に通貨の流通高を節約する。
- 全國主要都市手形交換高

最近交換高

(昭和十一年東京手形交換所年報による) (單位千圓 百枚)

都市	金額	枚數	都市	金額	枚數	都市	金額	枚數
東京	二七、四〇〇、〇八七	一五、八七〇	大阪	二四、九七九、二九二	一一〇、八九八	神戸	六、六六九、七五六	三、三〇五、六四三
京都	一、四六六、四〇一	三三、二一九	關門	六七六、三〇四	四、九六	福岡	五二、八八〇	六、〇八五
都市			小樽	四六、七二三	四、八二五	名古屋	三、三〇五、六四三	一、五五一、一七四
金額								一〇、三〇八
枚數								

b 手形は産業を振興す。

手形を以て取引を決済する事が出来れば、取引は敏速活潑に伸展し産業は隆盛に赴く。

c 隔地者間の決済を便利にする。

遠隔の地の現金輸送には種々の不便と危険が伴ふが、手形送金によれば極めて便利である。

手形の弊害

手形には上述の様な效益があるけれども、同時に次の様な弊害のあることを忘れてはならない。

手形は信用制度の一要式證券である故に、單に形式を整へただけで之を濫發し、經濟界を攪亂する恐がある。

手形の種類

- I 法制上の區別
 - a 爲替手形 Bill of Exchange
 - b 約束手形 Promissory Note
- II 支拂期日により
 - a 長期手形 (三ヶ月以上) Long Bill
 - b 短期手形 (三ヶ月以下) Short Bill
- III 當事者の居住國により
 - a 内國手形 Domestic Bill

- III 振出人により
 - b 外國手形（當事者が内外國にまたがるもの） Foreign Bill
 - a 商業手形 Commercial Bill
 - b 銀行手形 Bank Bill
 - c 融通手形 Accommodation Bill
- V 手形要件の完否により
 - a 完全手形
 - b 白地手形
- VI 受取人名記載の方法により
 - a 記名式手形 Special Bill
 - b 指圖式手形 Bill to Order

手形の沿革

日本の部

第二節 手形の沿革

手形の語源

古い時代には、現今の様に署名をせず、掌又は爪印と云つて、手指（右親指）に墨又は朱肉をつけて押捺する風習があつた。此の手指印の風習は

太古支那から傳來したものと云はれて居るが、此の手の形を押すと云ふ所から、今日の「手形」なる語が発生したと云はれて居る。

支那唐宋の時代には爲替手形の事を飛錢と云ひ、現代の約束手形とも云ふべき「稱提」又は小切手と同一な「簡劑」と共に盛に流通して居た。當時我國商人で彼地と往來取引する者非常に多く、何時かはなしに傳へ移されたものである。俗説によれば我爲替は鎌倉時代の代表的財政通青砥藤綱が始めたものであると云はれて居る。之が市場に支拂用具として使用せらるゝに至つたのは元和年間（自二二七五年至二二八三年）大和の吉野、下市に現はれたのが嚆矢とされて居る。

降つて舊幕時代銀手形となつて當時の金融中心地なる大阪に勢力を揮ひ、爲替手形、預り手形、振出手形、振差紙等の諸制度があつた。

外國に於ける手形の起りは、ギリシヤと云ひローマと云はれ、或は又十二世紀頃の伊太利であること云はれ一致して居ない。然し英國の經濟學者マグラウドは其の著經濟哲學（日本元老院明治二十年發行）に次の様に述べて居る。

外國の部
古代の手形

「ローマ人は未だ商業上に爲替手形を使用しなかつたと斷言するに充分なる證據あり。然れども外國にある取引先へ向け、手形を振出す方法は正しく行はれたと見へたり。

所 ローマよりアデンスへ送金

時 第一回三頭政治時代 (BC 六〇……五〇)

使用者 キケロ (又はシセロ)。(BC 一〇六……四六) 博學多才、ローマ第一の能辯家

元老院議員、政治學、修辭學、哲學の大家、共和政體の著者)

事實 キケロは當時ギリシヤの首都アデンスに遊學して居た男兒の爲めに、アデンス人アツチカスに次の様な書面を書いて居る。

「余は彼(子供)が亞典に於て要する所の貨幣は手形を以て送附して可なりや將た彼をして之を携帶せしむべきやを了知せん事を希望す」(中略)

「故に余は彼の年々の費用の爲めに、亞典に向けたる手形を、彼に送るの盡力を足下に請はざるべからず。

故に恐らく余は、卿が、余の爲めに交易したる手形を支拂はむが爲卿に貨幣を借らざるを得ざるべし」と

此の事實が物語つて居るやうに、送金に使用された手形は遠くキリスト紀元前一世紀の頃既に實用されて居たのである。

中世の手形はローマ法王の租稅徵收に關聯して始められた。

カムビヤートルス

リットレ
カムピトリエ

市場手形時代

貨幣取扱人。十字軍(一〇九五……一、二七二)の頃ローマ法王は一切の基督敎國に、租稅の制度を課した。而して

一、租稅徵收の爲め

二、禮拜に参加せんと會堂に集る内外人の貨幣を兩替する爲め

右の目的のために、貨幣取扱人即ちカムビヤートルスを置いた。貨幣取扱人は更に各地の要所に、其の代理人を派遣した。

兩替手形。斯くて集め來つた金員はカムビヤートルスからローマ在住の兩替店に宛て、或割合で支拂ふべしと依頼した手形となつて、法王の手許に送達せられた。此の手形をリットレ、カムピトリエ、兩替手形……と稱へられた。

此の制度は至極便利なものであつたので、後商業上にも利用せられ、急速な發達をしたので、十三世紀の頃ヴェニスヴェニスの元老院はリットレ、カムピトリエに關する規定を定めた程であつた。

後各地の兩替店は組合を組織し、各組合は聯絡を保つて手形の發行を獨占し、一方手形の形式は、兩替商間の慣習によつて劃期的に發達をこ

げ、遂に今日の様な要式證券なる端緒を開いたのである。

第三節 爲替手形

意義

山田は太田に金五百圓の掛借金があり、同時に西村に金五百圓の掛借金がある場合、一定の時、一定の場所に於て、右金五百圓を手形に引換へに太田に支拂ふべき事を西村に委託した要式證券を爲替手形と云ふ。



爲替手形の當事者

此の場合爲替手形は、山田の手によつて西村宛、太田受取として發行され、太田に引渡され、之を受取つた太田は、後日此の手形を西村の所に持参して引受をなさせ、期日に至つて西村から爲替手形引換へに金額

表書ノ金額 松井重治 殿又ハ
其指圖人へ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

引受及支拂各相成度書
作成ノ義務ヲ免除ス

住所

東京市京橋區高橋参子自壹番地

大村益藏 (印)
大村益藏 (印)

昭和拾貳年拾貳月拾五日

表書ノ金額 木村一雄 殿又ハ

第壹八號

為替手形

印

金參萬圓也

支拂期日 昭和拾叁年貳月貳日

支拂地 東京市

支拂場所 株式會社三井銀行

振出地 東京市

右金額大村益藏殿又其指
圖人此為替手形引換三御支拂相成度候也

引受及支拂各拒絕證書
作成義務免除又

下野直吉 印

昭和拾貳年拾貳月貳日

住所 東京市京橋區京橋壹丁目參番地

下野直吉 印

住所 東京市四谷區塩所壹丁目參番地

北村三郎殿

昭和拾貳年拾貳月五日

東京市四谷區塩所壹丁目參番地

北村三郎 印

受引

振出割印

支拂地 東京市 壹八

昭和拾貳年拾貳月貳日

東京市

昭和拾貳年拾貳月貳日

大村益藏
北村三郎

30,000,000

番號

振出日

振出地

支拂期日

受取人

支拂人

金額

摘要

要

表書ノ金額 松井重治 殿又ハ
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

引受及支拂各控地證書
作成、義務ヲ免除ス

住所 東京市京橋區高橋本町三丁目壹番地

大村益藏 印
大村益藏 印

昭和拾貳年拾貳月拾五日

表書ノ金額 木村一雄 殿又ハ
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

引受及支拂各控地證書
作成、義務ヲ免除ス

住所 東京市牛込區神樂町壹丁目貳番地

松井重治 印
松井重治 印

昭和拾貳年拾貳月貳拾五日

表書ノ金額 殿又ハ
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

引受及支拂各控地證書
作成、義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額正ニ受取候也

住所 東京市四谷區傳馬町壹丁目五番地

木村一雄 印

昭和拾叁年貳月貳日

其指圖人ニ依りて支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

引受及支拂各控絶證書
作成、義務ヲ免除ス

住所 東京市中央区神楽所町丁目貳番地

松井重治 (印)

松井重治 (印)

昭和拾貳年拾貳月貳拾五日

殿又ハ

表書ノ金額
其指圖人へ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

引受及支拂各控絶證書
作成、義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額正ニ受取候也

住所 東京市四谷區傳馬町丁目五番地

木村一雄 (印)

昭和拾貳年貳月貳日

爲替手形の發行

を受取るのである。故に此の爲替手形の當事者は、次の通りである。

- (一) 振出人 山田
- (二) 振宛人、引受人兼支拂人 西村
- (三) 受取人 太田

上述の様に、振出人、受取人及び支拂人の三當事者が別々に存在する事が爲替手形の特徴ではあるが、例外として自己指圖手形（振出人と受取人が同一人）と自己拂又は自己宛手形（振出人と支拂人が同一人）とが認められて居る。

爲替手形は要式證券であるから、之を發行する者は次の諸項を記載して署名しなければならぬ。（手法一）

- 一、證券ノ文言中ニ其ノ證券作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル爲替手形ナルコトヲ示ス文字。
- 二、一定ノ金額ヲ支拂フベキ旨ノ單純ナル委託。
- 三、支拂ヲ爲スベキ者（支拂人）ノ名稱。
- 四、満期ノ表示。
- 五、支拂ヲ爲スベキ地ノ表示。

手形要項の解説

- 六、支拂ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指圖スル者ノ名稱。
- 七、手形ヲ振出ヌ日及地ノ表示。
- 八、手形ヲ振出ヌ者(振出人)ノ署名。
(尙印紙税法に基いて一葉毎に金參錢の收入印紙を貼用しなければならぬ)
- (一) 爲替手形は日本語外國語何れを以ても發行する事が出来、又此れまでの様に、必ずしも表題に「爲替手形」なる文字を使用せずとも「本爲替手形ト引換ニ御支拂相成度候」と云ふ様にして發行すれば足る。
- (二) 證券面の金額は、内國貨幣ばかりでなく、外國貨幣を以てする事も出来る。又爲替面の金額を文字と數字とで二様に表記し、其の金額に差異がある場合には文字で表された方を手形金額とし又其の兩者に大小の差があつた時には最小金額を手形金額とする。
- (三) 支拂人の氏名商號を記載しなければならないが、假定人の氏名を記入しても手形は無効でない。
- (四) 満期日表示には イ、一覽拂。ロ、一覽後定期拂。ハ、日附後定期拂。ニ、確定日拂の四種がある。
- (五) 支拂地の記載がない時は、引受人の商號に附記した土地を以て支拂地と看做す支拂地、引受人商號に附記した土地何れも記入がない場合例へば「深川銀行本所支

爲替手形の裏書意義

- 店」と云ふ様に、手形面記載によつて、最少の行政區が推知出来る時は支拂地の記載があるものと看做されるのである。(大正十四年(オ)第六〇八號大審院民事聯合部判決)
 - (六) 受取人として氏名又は商號を記載しなければならぬが、其の氏名商號は必しも眞正のものである事を要しない。又商號は公簿に登録されない通稱(屋號)を記載しても效力を失はない。
 - (七) 改正手形法は、振出地を手形要件としたが、もし記載のない場合には、振出人の肩書の地を以て、振出地と看做す。
 - (八) 署名とは外國人の様に、氏名の自署だけを云ふのではなく、記名捺印をも含むのである。
又ゴムに彫刻した自己の氏名又は商號の下に自己の印形を押捺する場合をも認めるのである。
- 爲替手形上の權利を他人に讓渡する手續を爲替手形の裏書 Endorsement^{メント}云ふ。
- 其の方法は普通、手形の裏面又は之と結合した補箋に、被裏書人 Endorsee (讓受人) の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し、裏書人 Endorser 署名をしなければならない。

而してこの裏書は太田から兒玉、兒玉から皆本、皆本から好中、好中から三好、三好から山本、山本から小谷と云ふ様に、連続して居なければならぬものである。

裏書の種類

I 方法による種類

a 記名裏記 被裏書人の氏名を記載したるもの。

b 白地裏書 裏書人が署名をなし以後引渡だけで譲渡されるもの。

II 性質による種類

a 譲渡裏書 手形権利を譲渡するための裏書。

b 無擔保裏書 手形上の責任を負はない旨……支拂償還に應じない旨……を記載した裏書。

表記金額

殿又ハ其ノ指圖人へ御支拂可被成候也

(目的附記) 此ノ裏書ニ關シ手形上ノ責任ヲ負ハズ 圓

住所 東京市日本橋區通三丁目四番地

株式會社 東西銀行

支配人 尾本三四郎 圓

昭和拾貳年八月拾參日

無擔保裏書の例

裏書連続の例外

- c 裏書禁止の裏書 爾後裏書を禁ずる旨を記載せる裏書。
 - d 委任裏書 手形の取立回收代理等を委任する裏書。
- 裏書が連続を缺いてならない事は前述の通りである。が然し
- (一) 委任裏書の場合には、被裏書人は只手形の取立を委嘱されたのみであつて

(二) 裏書人は依然として手形上の権利者である。故に何時でも手形を取り戻して、他へ譲渡することが出来る。

(三) 此の場合被裏書人から裏書を受けずとも裏書の中斷とはならない

(大正十五年カ○第二三五〇號 東京地方裁判所民事部判例)

手形裏書の連続さへ完全に出来て居れば、裏書欄の前後使用は問ふ所でない

連続と裏書欄の前後

實例 支拂人 鈴木農場。受取人 井林権平。井林は手形裏面の第二裏書欄を利用して後藤金次郎に、後藤金次郎は空欄となれる第一欄を使用して戸田物産會社に裏書した争点 鈴木農場は、譲受人戸田物産の支拂請求に對し「裏書欄の前後使用は手形の偽造である故に支拂の責任がない」と主張し、原告である戸田物産は「裏書欄の前後使用は、手形の偽造でない」と云ふのが争点となつた。

手形の引受

意義

方法

引受の種類

判決 被告は原告に手形金額を支拂ふべし(昭和三年七月十六日) (札幌地方裁判所小樽支部)
爲替手形の所持人が、手形の名宛人に、手形を呈示して、手形金額支拂の承諾を受ける事を手形の引受けと云ふ。

而して其の意思表示は引受欄に「引受」等の文字及び日附を記載し引受人の署名(記名捺印)を以て之をなし、其の効力は、假令不當な所持人の呈示であつても、引受人の引受は効力を發生し、引受けによつて、引受人は絶対に手形金額の支拂義務を負ふものである。

引受人は引受の主文に従つて責任を負ふものであつて、引受方法には次の種類がある(商ノ二九)

- 一、單純引受
- 二、不單純引受。一部引受。裏書禁止引受。満期日變更引受。

條件付引受。支拂地變更引受。

爲替手形の名宛人は、單に其の支拂を委託されたばかりで、何も手形金額支拂の義務を負ふものではない。故に之に支拂義務を負はしめる爲には上述の引受手續を必要とするからである。

引受けを要する理由

呈示

引受拒絶

引受拒絶の場合の處置

一覽後定期拂手形(其他の手形は満期日前)は日附後一ケ年以内に、名宛人に呈示して引受を求めなければならぬ。(手形法二十三條)
手形の名宛人が其の手形の引受を承諾しない場合を引受拒絶と云ふ。

引受けが拒絶された場合、手形の所持人は、手形権利の保全上

- 一、引受拒絶證書の作成。
- 二、手形金額及び利子に相當する償還の請求。

の方法がある。然し實際問題として、引受のない手形は殆んど流通力なく、又假に流通することでも、此の場合、手形所持人は直接の前者に償還を請求するよりも、振出人に請求する方が有利且つ便利であるから、引受拒絶の場合の問題は殆んど起らない様に考へられる。

爲替手形の所持人が手形満期日又は之に次ぐ二取引日内に手形支拂人に手形を呈示して、手形金額の支拂を受けることを云ふ。

而して之の呈示は、支拂人の指定したる支拂場所に於て受取人自身が現實にする事を原則とするけれども、今日取引界の實狀は、銀行を通じ

手形金額の支拂

手形の返附

一部の支拂

支拂貨幣

手形交換所を経て支拂銀行に呈示される場合が多い故に、手形法は手形交換所に於ける呈示にも、前記現實の呈示と同様の效力を認めて居る。手形支拂人は、手形金額を支拂ふ時には、手形裏面の相當欄に、受取人をして、受領の意味を表記せしめて、手形を回収しなければ、後日再度の支拂を請求されても、之を拒む事が出来ない。

手形支拂人が手形金額の一部を支拂つた時には、其の旨を手形面に記載して置かなければ後日善意（事情を知らない）の第三者から、再び支拂ひを請求されても拒む事が出来ない。（大正十五年分第六二四號）
爲替手形の金額は、支拂地の通貨にて支拂はれるのが普通であるが、當事者は、振出地の通貨を以て支拂ふ旨を約束する場合がある。此の際に於ても、

- A 彼我の貨幣換算率を手形面に確定する場合に
 - B 之を記載しない時がある。
- A の場合には別に問題は起らない。
B の場合は彼我の貨幣換算率を幾何に決定すべきかによつて、支拂人と受取人の間に

遡求權

擔保請求

償還請求

被償還請求者

利害關係が発生するが、手形法は満期日の價格（爲替相場）により換算したる支拂地の貨幣を以て支拂ふ事を認めて居る。然しもし、手形の所持人が満期日に手形を呈示しても、支拂人が支拂を遅延させた爲めに貨幣換算率が變動し、所持人が損失を蒙る様な場合には、所持人は満期日の換算率で支拂ふ事を請求する事が出来る。
手形の所持人が手形の引受又は支拂を拒絶された場合自分に手形を譲渡した人々に對してする、擔保請求權と、償還請求權とを手形の遡求權と云ふが、手形法は擔保請求權を認めて居ない。
手形の支拂人が満期日又は之に次ぐ二取引日内に手形金額の支拂ひをしない場合、手形所持人は自己の前者……自分に手形を裏書譲渡した人々……に對し支拂の請求をする事を償還請求と云ふ。もし此の手續をしなかつたら、以後手形上の權利は無くなる。



斯様な場合に、最後の所持人である松井は、西村に支拂を拒絶された手形金額其他の償還請求を、矢部及び他の六名に對し又は其中の誰かに對してする事が出来るのである。

償還の請求は左の方法によらなければならない。

1 手形の満期日又は其の後二取引日以内に、公證人をして支拂の拒絶證書を作らせる。但し振出人、裏書人が手形面に「無費用償還」「拒絶證書不要」等の記入をして署名した場合には、此等の人々に對しては右の書類を作成する必要が除かれる。

(手法四六條)

2 支拂のなかつた手形金額、法定利子(年六分)拒絶證書作成手数料及び其他の費用(日當車馬賃等)の計算書作成。

3 此等の書類を添付した内容證明書留郵便を以て證書作成に次ぐ四取引日以内に前者(直接又は間接の)になす。各裏書人は通知を受けたる日に次ぐ二取引日以内に前の通知者全員の名稱及び宛所を示して、自己に直接手形を裏書譲渡したる裏書人に自己の受けた通知を通知して順次振出人に及ぶのである。

手形の所持人又は裏書人は、前述の様な方法によつて遡求権を行ひ得る外、手形に別段の記載のない時に限つて、其の前者の一人に宛て新手

戻手形

形を發行して遡求権を行ふ事が出来る。之を戻手形と云ふ。

此の手形は普通の爲替手形と其の性質、要件等同一であるが、満期日は一覽拂に限られて居る。而して此の手形が發行される實際の例は、東京の所持人甲が横濱の支拂人乙に金五萬圓の爲替手形を呈示して、支拂を求めた所、支拂を拒絶せられた。然るに此の手形の振出人丙は紐育に在留し、同人に對し遡求権を行ふには、手形、拒絶證書、計算書等を先方に送り、之が到着した上、丙から送金を受けるので、少くとも一ヶ月餘の郵便日数を要する。斯くては所持人甲は金融上種々なる不都合を生ずる、故に甲は横濱正金銀行渡り、紐育の丙支拂の一覽拂爲替手形(戻手形)を發行し、正金銀行に該手形の割引を請求して、丙の遡求應諾以前に金圓を手に入れる事が出来るのである。

次に戻手形の金額は不渡りとなつた手形金額、年六分の法定利息、拒絶證書作成費、通知及び送附の費用、手形仲立人の仲立料並に印紙稅等を含むのが普通である。

而して右總金額を、一覽拂の爲替相場によつて換算々出して該手形金

償還請求に應じなかつた場合の處置

額を決定すべきである。又同手形の支拂地は遡求された者即ち前例に於ては丙の住所紐育であるべきである。
手形金額請求に對して其の前者が支拂ひに應ずれば、問題はすつかり解決するが、もし此の要求に應じなかつた場合には、更に次の手續によつて手形上の權益を護らねばならない。

- 一、時効中斷の申請 (手形法七〇、七一) (民一四七)
- 二、手形金返還の訴 (民事訴訟法)
- 三、強制執行 (")
- 四、競 賣 (")
- 五、手形金の返還

但し此等の事務は専門家である辯護士に代理せしむる事が得策である
手形金額の支拂が、約束手形の振出人又は爲替手形の引受人によつて履行されなかつた場合代つて履行する旨を證明する事を云ふ。

- a 振出保證 約束手形の振出人の爲めにする保證。
- b 裏書保證 裏書人の爲めにする保證。
- c 引受保證 爲替手形引受人の爲めにする保證。

手形の保證

種類

d 隠れたる保證 元來手形の保證は手形主債務者の信用不足を意味するものであるから、表面的に行はれるよりも、裏書又は引受けの形によつて保證の目的を達する場合が多い。之を指して隠れたる保證と云ふのである。

第四節 約束手形

相手方に對し一定の金額を、一定の時と所に於て、其人又は其の指圖人に、無條件で支拂ふ事を約束した要式證券を約束手形と云ふ。

例へば田中一郎商店は北川工場から金八百五拾圓の商品を仕入れ、これと引換へに渡す、例へば期日十月三十一日支拂場所十九銀行の手形：此ノ約束手形引換ニ御支拂ヒ可申候也……を云ふ。

約束手形と爲替手形の相違

	爲 替 手 形	約 束 手 形
一、性 質	支拂の命令又は委託	支拂の約束
二、振 出 人	支拂の命令者又は委託者	支拂の責任者
三、名 宛 人	支拂責任者	受取人
四、引 受 人	アリ	ナシ
五、當 事 者	三名(振出人、引受人、受取人)	二名(振出人、受取人)

約束手形の発行

約束手形を發行する者は、次の諸項を記載して、署名しなければならない。(手形法七五)

- 一、證券ノ文言中ニ其ノ證券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル約束手形ナルコトヲ示ス文字。
- 二、一定ノ金額ヲ支拂フベキ旨ノ單純ナル約束。
- 三、満期ノ表示。
- 四、支拂ヲ爲スベキ地ノ表示。
- 五、支拂ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指圖スル者ノ名稱。
- 六、手形ヲ振出ス日及地ノ表示。
- 七、手形ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

尙印紙税法第四條の規定により一葉毎に金參錢の收入印紙を貼用しなければならない。

約束手形の裏書讓渡、支拂ひ其他は爲替手形のそれと同一であるから之を略す。

裏書及支拂

第五章 經營組織

表書ノ金額 池田 精一 殿又ハ
 其指圖人ハ御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)
 拒絕證書作成ノ義務ヲ免除ス 下野直吉 印
 住所 東京市京橋區京橋壹丁目壹番地
 下野直吉 印
 昭和拾貳年拾貳月貳拾日
 表書ノ金額 殿又ハ
 其指圖人ハ御支拂相成度候也

第七號

約束手形

印

金參萬圓也

支拂期日 昭和拾參年貳月貳日

支拂地 東京市

支拂場所

東京市麹町區九丁目五番地
株式會社 三菱銀行

振出地 東京市

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ハ
此約束手形引換ニ支拂可申候也

昭和拾貳年拾貳月貳日

住所 東京市四谷區塩町壹丁目參番地

北村 三 郎 印

東京市市橋區京橋壹丁目參番地

下野直吉殿

振出人割印

七 昭和拾貳年拾貳月貳日

東京市

昭和拾參年貳月貳日

下野直吉

株式會社 三菱銀行

30,000,000

番號 振出日 振出地 支拂期日 受取人 支拂場所 金額 摘要

表書ノ金額 池田 精一 殿又ハ
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

拒絕證書作成ノ義務ヲ免除ス

下野直去 印

住所 東京市京橋區京橋壹丁目叁番地

下野直去 印

昭和拾貳年拾貳月貳拾日

表書ノ金額 殿又ハ
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

拒絕證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額 殿又ハ
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

拒絕證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額正ニ受取候也
住所 東京市京橋區京橋貳丁目貳番地

池田 精一 印

昭和拾叁年貳月貳日

(目付又ハ附記)
拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額
其指圖人へ御支拂相成度候也

殿又ハ

(目的又ハ附記)

拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額正ニ受取候也

住所 東京市京橋区京橋或丁目貳番地

池田精一 (印)

昭和拾叁年貳月貳日

個人

特徴

欠点

近世商業の經營單位は、之を個人、組合、會社及び聯合の四種に大別する事が出来る。

第一節 個人

一個人が商業を営み、自ら其損失を負擔し利益を取得する組織を云ふ勿論一人の人のみが營業に従事すること云ふ意味ではなく、幾人かの商業使用人が、之を助ける事は申すまでもない。此の組織は商業經營單位中最も原始的なものであるが、數に於ては第一位を占めて居る。

- 一、經營者が一人であるから、營業上の方針を立てる事、賣買の商機を捕へる事、其他何事によらず、機敏な活動が出来る。
- 二、營業上の秘密を守り易く、統一も圖り易い。且つ營業に對する熱心の度は、他の何者も遠く及ばない。
 - a 資本及び信用に不足を告げ、經濟界の大勢に順應する事が困難である。
 - b 當面の營業者が死亡したり、失脚した様な場合に事業の繼續が困難になる事もある。

第二節 組合組織

二人以上の人、金錢又は勞務を出し合ひ共同して營業をなし、其の

種類

損益を分配する組織である。

組合は、契約の如何によつて、當座組合、共分組合、及び匿名組合の三種類となる。

匿名組合

此の組合は、資金を出す匿名組合員と、營業に當る營業主とから出來る組合員は、營業から上る損益の分配を受け、營業年度の終りに帳簿其他を見る事によつて營業の監督をなし、營業主は組合員が出資した財産を以て營業をなすものである。

特徴

斯様な次第であるから、經營能力があつても資金がなくて苦しむ事業家と、資金があつても經營上の力がないか、又は社會的に自己の名を出して營業をする事の出來ない人との間に於て、能力と資金とを産業化する事の出來る極めて有用な制度である。従つて實業界に於て使用される事は、他の何れの組合よりも多數である。

産業組合

最近發達した有力なる經營單位即ち組織産業組合の事は第二編第四章に譲る。

第三節 會社

會社

種類

數多の人が資金を出し合つて或營業をする爲に一つの團體を作つた時此の團體は一ケの人(法人)として認められ、その法人を會社と云ふのである。即ち商法の規定を引用すれば「會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ」(商法第四十二條)とあつて、我が國の會社には合名會社、合資會社、株式會社、及び株式合資會社の四種がある。

第一款 合名會社

山田は壹萬圓、川本は貳萬圓、谷口は參萬圓と合計六萬圓の資本金を以て會社を經營し、八萬圓の損失をした場合、三人は各々出資金の外自分達の財産をも據出して、或は山田と川本にそれを出す力がなければ、谷口一人で、も全損失を辨償しなければならぬ制度、即ち、連帶無限の責任を負ふ會社を合名會社 Partnership と云ふのである。此の會社の社員は全部無限責任社員であるから、各々が會社を代表して營業をする事が出來る筈であるが、それでは秩序が亂れる虞があるから、豫め代表社員を定めて之に一切の經營をまかせ、他の社員は之を監督する組織になつて居る。

全社員は他の社員の承諾がなければ、會社と同様の營業を営み、又は會社と同様の事業をする他の會社の無限責任社員となる事が出来ない。

第二款 合資會社

合資會社 Limited Partnership とは有限責任社員と無限責任社員とから出来て居る會社である。即ち小松、三浦の兩社員は有限責任社員として各壹萬圓宛の出資をなし、大村、豊岡、工藤の三社員は無限責任社員として各貳萬圓宛を出資し、合計八萬圓の資本金を以て營業をなし、資本金以外に參千圓の損失をした場合に、小松、三浦の兩社員は有限責任社員であるから出資の壹萬圓以上は損失の負擔をせず、大村、豊岡、工藤の三無限責任社員が此の損失を負擔する組織である。

そして會社の經營については、有限責任社員は、財産目録、貸借對照表等を見、或は其他の方法で業務及び會社の財産を検査監督するに止つて、營業經營方面の事は合名會社の様に一切無限責任社員が之に當る事になつて居る。

會社要點比較表 (ライオン統計年報)

會社種類	人員	責任別	業務執行者	出資物	會社數(昭和10年末)
合名	二人以上	無限	代表社員	金錢、物件、勞務	16,449
合資	二人以上	有限 (有無限)	(閲覧、検査)代表社員	金錢、物件、勞務	44,388
株式	七人以上	有限	株主總會、取締役、監査役員	金錢(例物件)	23,268
株式合資	八人以上	有限 (有無限)	株主總會、代表社員	金錢、物件、勞務	41

第三款 株式會社

資本金を同一單位に分け、之を引受けた社員(株主)は其の多寡に應じ引受株數を限度として責任を負ふ組織を株式會社と云ふ。

例へば百萬圓の株式會社があつて、營業の結果百貳拾萬圓の損失をした場合、百萬圓は資本金を以て辨償するが、残りの貳拾萬圓は株主の出資責任限度以上であるから、負擔者が無い、即ち貸主の損失となるので

長所

ある。

- 一、株式の方法によつて廣く資金を集め、大事業を經營する事が出来る。
- 二、大部分の株主は自ら事業の經營に當らず利益の配當を受け、株券を賣つて何時でも會社との關係を離れ得る。
- 三、善良な經營者を得るに便利である。
- 四、事業の失敗から来る損失の負擔が分散される。
- 五、營業及び財産状態を公開する。
 - 1 總會、取締役、監査役等と組織が複雑で、營業上迅速に運ばれない事が多い。
 - 2 「會社のものだ」と云ふ氣分で、營業にも財産にも注意を欠く場合があり勝である
 - 3 株式の賣買が自由であるから、投機者に悪用される事がある。
 - 4 株主總會の意思は多數小株主の意思に反する事がある。
 - 5 資本主義的獨占的色彩が濃厚になつて来る。

英國では往時制規會社 Regulated Company といふものがあつて、海外へ貿易船を出す場合に、外敵又は海賊防禦を、共同でする組合を作つた。此の組合の共同作業は、後に共同計算で貿易を營む様になり、進展して、一航海毎に計算し解散して居たのを、永續的な組織とし更に轉じ

短所

沿革

英國

て株式會社 Joint Stock Company になつた。其の代表的なものは彼の東印度會社である。

此の種の會社は別に特許會社とも云ひ、或地方では次の様な特權を持つて居た。

- a 其の地方の君主と通商條約を結び
- b 又は同盟をなし
- c 兵を養ひ
- d 戰爭をして、土地を占領し
- e 司法行政の政治を行ふ。

斯様にして、此の種の會社を設立することは、十七、八世紀の頃歐洲各國の商業政策殊に東洋政策上重要な要項の一つであつた。之が一八六〇年英國商法の改正前後から、一般經濟界に重要な地位を占める様になつたのである。

我が國に於ける株式會社は、明治の初年が輸入されたものであつて、英國系の流れを受けて居ること云はれて居る。

日本

我國最初の株式會社は、明治二年設立された半官半民の通商會社(通商司の下に内外商業を振作す)及び爲替會社(商業振作に必要な資金を供給す)であつた。明治五年國立銀行條令が發布せられ、國立銀行の勃興と共に株式會社はやゝ普及して來た。これが明治二十年乃至三十年の鐵道、汽船、紡績保險、取引所等の盛になるにつれて擴まり、更に日露戦争から世界大戰にかけて極度に發達し世界的不況時代に入つて幾分減退した次第である。

盛衰表

年次	大正九年	同十二年	昭和五年	同七年	同八年	同九年	同十年
會社數	一七、八〇〇	一七、五五五	一九、三九六	二〇、〇一八	二〇、七七一	二二、九六一	二三、二六六
公稱資本金	一四、八四〇	一七、五三〇	一七、三三七	一七、七五二	一八、九六一	一九、八八六	
拂込資本金	九、二五五	八、八三五	一一、八四六	一二、八九一	一三、三三九	一三、四四〇	一四、一九六

單位 百万圓
ダイヤモンド統計年鑑

株式會社の設立は、株式の募集、引受、第一回の拂込、創立總會及び設立登記に分れるが、發起設立と募集設立とによつて多少手續を異にするから分り易い様に別表によつて説明しやう。

株式會社の設立

株式會社設立	發起設立		募集設立	
	發起	設立	募集	設立
第一回拂込	(一) 七人以上の發起人定款作成 (二) 發起人署名 (三) 發起人全株引受		(一) 同上 (二) 同上 (三) 大部分引受 殘部は公募	
創立	四分ノ一以上		四分ノ一以上	
總會	(一) 拂込完了後二週間内ニ開催 (二) 發起人報告 (三) 取締役監査役選任 (四) 検査役調査報告		(一) 同上 (二) 同上 (三) 同上 (四) 同上 (重役が發起人以外から選任された時は重役の調査報告)	
設立登記	總會終了後二週間以内		同上	

株式會社は人の集團であるから、次の三つの機關を置く事を命ぜられてゐる。

- 一、株主總會 會社の意思決定のため
- 二、取締役 業務を行ふため

株式會社の機關

株主總會

種類

定時總會

議事

臨時總會

決議

種類

通常決議

三、監査役 業務監督のため

會社を組織する全株主が、直接に或は間接（委任状によつて）に、意見を發表し、會社としての意思を決定する、會社最高の機關である。

株主總會は之を招集の時期によつて定時と臨時の二種に分ける。

年二回（或は一回）取締役の名によつて招集せられ、取締役の提出する書類（事業計劃其他の）及び監査役の報告書を審議し、利益又は利子の配當を決議し、取締役及び監査役の選任又は解任をする等が其の主なる業務である。

臨時必要のある場合に、取締役、監査役、精算人又は資本の十分の一以上の株主（裁判所の許可を受けて）等の何れか、招集し、臨時提出の議案を審議するものである。

株主總會でまごめられた意思を株主總會の決議と云ふ。

株主總會の決議には通常決議、特別決議及び假決議の三種類がある。

株主總會に出席した株主過半数以上の賛成を得て決められた決議を云ふ。

特別決議

假決議

取締役

選任

人員

任期

業務執行

株主總人員の半数以上で、而も總資本金の半額以上を代表する株主が出席し、其の二分の一以上の賛成を得て決めた決議であつて、定款の變更、社債の募集、會社の解散、會社合併等の場合に必要である。

特別決議を必要とするけれども出席者が足りない場合、出席者だけで決めた決議を云ふ。この場合は其の後一ヶ月以内にこの決議を缺席株主に通告して更にその認否を決議しなければならない。

株主總會は株式會社最高の機關であるけれども、何時も之を招集して置く事が出来ない、のみならず株主總會それ自體では會社の業務を敏活に執行する事も出来ない。故に會社を代表して業務を行ふ常務機關を置く之を取締役と云ふ。

取締役は創立總會及び株主總會に於て株主中相當の株式を所有する者の内から選任せられる事になつて居て、其の人員は三名以上で任期は三ヶ月以内（再選が出来る）になつて居る。

取締役は更に取締役會議を以つて、或は社長、専務、常務と云ふ様な特定取締役を定めて會社の業務を執行する。

監査役 取締役の行ふ業務を監督する爲めに監査役なる機關が設けられて在る然し其の實益が餘り著しくないので、近頃は常任監査役説が唱へられて居る。

選任 監査役は株主總會に於て株主中から選任されるのが普通であるが特別の場合には、株主以外から選任する事もある。(昭和十年帶廣運送社に對する官選監査役選任の例)

人員、任期 監査役の人員は一名以上、任期は二ケ年以内(再選が出来る)である。
株式 Share 資本金を或單位で割つた一つ即ち、資本構成の一分子で一名株主も云ふ。而して我が現行法では、其の單位は五拾圓を下る事を得ないが、一時に全額拂込の場合に限り貳拾圓にする事が出来る。

株主 Share-holder 會社資本の一構成分子である株式を所有して居る者を株主と云ふ。株主は決議權、少數株主權、優先株主權等を行ふ事が出来ると共に株金の拂込をする義務を負ふものである。

株主の權利義務は賣買によつて他人に譲渡する事が出来る。但し會社に其の旨を届出で、株券の名義を書換へなければ、有効にならない。

株券 資本が平等の單位に分割された一つを株式と云ひ、其の株式を所有する者を株主と云ふ事は前に説明したが、其の株主たるの權利を具體的に證明した有價證券を株券と云ふのである。株券には舊株、新株、普通株、優先株等の種類がある。
種類 前述した通り株式を賣買して、株主權を譲渡する者は、必ず此の株券を譲渡し、名義の書換へをしなければ正式のものにならない。

第四款 株式合資會社

無限責任社員と、株主とから成り、無限責任社員に對しては、合名會社の規定を、又株主に對しては株式會社の規定を適用されて居る。そして無限責任社員中から取締役を選任して會社の業務を行はせ、株主中から監査役を選任して監督をさせて居る。

年	社 數	資 本 金	積 立 金
昭和三年	六五	五、五四二千圓	三三二千圓
〳 六年	四一	六、八四三〳	一、二五四〳
〳 八年	四三	五、九三八〳	五七七〳

(東洋經濟年鑑)

第五款 相互會社

保險業を營む爲めに百名以上の社員が、拾萬圓以上の基金を以て設立する會社であつて、基金の拂込は必ず金銭でなければならぬ。會社債務に關する社員責任には三つの種類がある。

- a 社員の全員が無限の責任を負ふもの。
- b 社員の全員が保険料を限度として責任を負ふもの。
- c 社員の全員が保険料の外に一定金額までの責任を負ふもの。

而して我國の制度はbの種類であつて、第一生命、千代田生命等の相互會社の社員(被保險者)は、各の保険料を限度として社員となり又責任を負ふのである。

株式會社との相異點

株式會社	相互會社
1 株主	社員
2 資本	基金
3 株主總會	社員總會
4 重役は株主中より	社員外の者でも良い

會社の機關、計算、定款變更、解散、清算等は兩者は同一である。

類似點

發生原因

第四節 企業聯合及び合同

第一款 カルテル

貨物の販賣市場に於て、獨占的支配權を得る目的で、獨立の經營單位が聯合したものをカルテルと云ふ。

(一) 事業の投下資本の回収を早くする爲め
産業革命の結果、家内工業は工場工業となり、得意先生産は市場生産に代り、大資本の投下を必要とするに至つた。企業家は此の投下資本を成るべく早く回収し、更に之を他に利用せんとする所から、此の方法を採り、即時販賣、然も無競争に之を行ふ方法を講ずるに至つた。

(二) 消費市場の發見を容易ならしむるため
一の様にして生産された多數の商品に對して、自由競争の行はれる間は消費市場を發見する事が困難である。然し一定の統制によれば消費者を發見する事は容易である。

(三) 價格の法外なる下落を防ぐ
價格が法外に下落すれば、消費の發見が困難となり、資本の回収が遅

れて来る。故にカルテルを組織して法外の下落を防ぐのである。

日本ノカルテル (經濟知識10月號1929)

名 稱	種 類	參加 數	全生産ト ノ割合
大日本紡績聯合會	生産カルテル	64社	約 90%
日本製紙聯合會	"	9"	" 97"
羊毛工業社	"	11"	
酒精協定	"	6"	" 90"
絹紡工業會	"		
石炭鑛業聯合會			
日本板紙同業會	生産價格カル テル	19社	約 100%
糖業聯合會	"	9"	" 90"
日本セメント聯合會	"	18"	" 100"
製粉聯合會	價格カルテル	6社	約 90%
水曜會(電氣銅)	"	5"	
晒粉聯合會	生産價格原料 購入カルテル	11社	約 100%
蠶糸業同業組合	強制カルテル	87組	約 50%
石炭販賣會社		4社	

第二款 トラスト

物價の下落を防ぎ、營業上の利益を確保するために、加盟會社の經營權を、中心經營者の手に收め、以て全國市場を獨占しやうとする企業の合同である。

換言すれば各加盟會社は、全く獨立を失つて一ケの支配者(トラステー)の下に集服し、自由競争を排して販賣市場を獨占しやうとするのである。

トラストは一八八〇年、企業獨占の目的を以て米國に發生した會社合同の形式であつて、今日までの經過はトラスト發生時代、發達時代、壓迫時代及び再盛時代の四期に區別する事が出来る。

北米合衆國に於ては、南北戰爭後、國內漸く統一されるや、國民は其の餘力を産業の開發に致した結果、百般の事業は榮え生産は過剰となり自由競争は猛烈となり、物價は極端に下落して來た。其の結果遂に一八七三年から同七七年の大恐慌となつて現はれた。

依て需要を増加する方法及び物價の下落を防ぐ良法を考究した結果、

各産業は同盟を結んで第二の下落防止策に或程度まで成功した。世に之をブール組織と云ふ。

然るに米國政府はブールを法律違反の制度として解散を命じた。

此の時に當つて奇才石油土ロツクフェラーはブールを改造してトラストを案出したのである。

一八八二は遂にスタンダード石油トラストに成功し、全米85%の製油權を握つた。當時トラストは製鐵、製糖、棉花、煙草、肉、澱粉、電信電話、汽船、鐵道等百般の産業に利用されて隆盛を極めた。

然るにトラストは

- a 物價を騰貴せしめて一般消費者を苦しむ。
- b トラスト加盟以外の産業を壓倒す。
- c 産業界を混亂す。

右の理由によつて一八八六年國會はトラストを禁止した。

トラスト禁止法によつて解散を命ぜられた、多數のトラストは、一八九〇年の頃からフーリジョン即ち持株會社と組織を變更して現れる様にな

トラスト隆盛時代

トラスト壓迫時代

フーリジョン時代

トラスト再盛時代

つた。

歐洲大戰後、世界の富の過半数は米國に集中せられた。米國は其の強大な資力を以て有らゆる産業を起し、莫大なる貨物を造つて、露國支那を始め歐洲諸國へ販賣し始めた。

其の結果歐洲各國は非常なる恐慌を感じ、何とか對抗策を樹てねばならない所から、先づ佛獨は加里工業、人造絹絲業等に國際トラストを始め更に國際トラストは年々共に隆盛に向つてきた。此の事實に刺戟されて、米國も遂にトラストの禁止令を解いたので今や、世界的にトラスト再盛の時代が實現されて來た。

日本ノトラスト (經濟知識10月號1929)

名	稱	創立當時ノ資本	1914年ノ資本	1929年ノ資本	增加率	合併數
大日本紡績		500千圓	7,500千圓	52,000千圓	104倍	5
東京電灯		200〃	124,000〃	345,724〃	1,728〃	20
臺灣製糖		1,000〃	27,500倍	63,000〃	63〃	55

京 阪 電 鐵	7,000 "	10,500 "	75,000 "	107 "	5
大日本人造肥	250 "	12,500 "	215,000 "	860 "	4
淺 野 洋 灰	100 "	5,000 "	16,310 "	163 "	7
日 本 石 油	150 "	20,000 "	80,000 "	600 "	2
富 士 製 紙	250 "	10,000 "	77,600 "	310 "	12
日 清 製 粉	1,000 "	1,700 "	12,230 "	12 "	4
大 日 本 麥 酒	5,600 "	18,000 "	40,000 "	R "	5

第五節 企業統制

需要に應じて生産を調節し、貨物需給の平衡を保ち、經濟界の安定を招致せんとすることを、企業統制と云ふ。換言すれば、物貨の需要と供給とを平衡ならしむるために、原價の低落を目標として、發生し、國家經濟を強保せんとする結合である。而してこの結合は

意義

目的

同業互に協同して 不當なる自由競争と、浪費を省き
 同業互に合同協力して 大規模設備又は共同施設をなして、大生産又は大量取扱をなす

原料供給者と加工者協定して、摩擦と無駄を排除す等を目的とするものである故に、部分的又は地方的結合でなく、一國を一單位とした、全國的統一結合でなければならぬ。

斯く國家の權力によつて、統一的に結合される時に、各企業は當然保護せられ、競争は排除せられて、事業は獨占的となる。然れどもこの獨占は、企業個々の利益のための獨占ではなく、一國公益爲の獨占であり、國家經濟力強壯のための獨占であつて、彼のカルテル、トラストの獨占と、その趣を異にするものである。故に近時各國何れもこの主義を採用して來た。

歐洲大戰後の經濟的恢復に、自己生産力を傾注した各國は、生産過剩即ち、供給多過、物價暴落、次で世界的大不景氣に陥つた。茲に於て、生産を制限し物價を引戻して、經濟界の安定を得んと試みた結果、失業

沿革

者の増大、購買力の減退等からして、遂に一九三〇年乃至一九三二年の世界的恐慌となり、益々経済界の不安を深からしめて来た。

依て各企業の経済的活動を、國家に於て統制し、以つて、需要を考慮して生産を調節し、競争を除き、無駄を排し、一國經濟の安定を計る統制經濟時代を出現し、後更に、國際情勢の激變に刺戟されて、その度を一増強するに至り、重工業は勿論有らゆる産業は、國家の統制下に置かるゝ事となつた。

第六章 商業従事員の組織

意義

小規模な個人經營の商店であつても、主人一人で内外の店務を處理する事は困難である。故に一ケの商店には其の規模の大小によつて、必ず何人かの従業員を置くのが原則である。此の従事員は經營の如何と規模の大小によつて、人員と名稱を異にして居る。

個人商店では普通番頭及び小店員となつて居て番頭の中主立つた者を

個人經營

會社組織

大番頭或は帳場と呼び、主人代理に店内を切り廻す事もあるが、多くは主人の下で色々な部所を受持つて居る。

會社組織の時には上に、社長、専務又は常務等の重役が居て、大體の方針を樹て、其の下に支配人が在つて、業務を行ふ總指揮官となつて居る。而して其の下に課長(部長)主任、係員と云ふ様な制度があり、其の下に傭員、雇員、給仕、小使等が置かれてある。

然らば此等の商業従業員は如何なる資格權限を有するかと云ふに、支配人は、主人に代つて店に關する内外一切の事を行ふ權限を持つて居り支配人の爲した事柄は、全部主人若しくは重役の代理で行つた事になる但し其の支配人が、登記されて居なかつたり、或は支配人の權限に制限が加へてあつた場合は別である。支配人は斯様に重大な權限を持つものであるから、主人又は重役の承諾がなければ、別な事業を營んだり、他の會社の無限責任社員となる事を禁じられて居る。

支配人の命令によつて、營業と倉庫と會計と倉庫と云ふ様に或特種的事柄の責任者となるものを課、部長又は主任と云ひ、其の下にあつて、

従事員の資格權限

支配人

Manager

課(部)長、主任
係員、番頭

部分的事務を擔當する者を、係又は番頭と云ひ、訓練上の必要から其の部所は時々變更され、人員は多數を占めて居る。

小店員、傭、雇員、給仕、小使、従事員の撰擇

小店員、傭、雇員、給仕、小使、従事員の撰擇

主人支配人其他の人々の命令によつて業務の一部を行ふものである。従事員は主人又は重役のする働きの一部をさせる爲めに置かれて居るのであるから、其の善悪良否は直ちに、營業の盛衰に重大な影響をもつものである。故に従事員たらんごするものは自己の使命を確認して有爲善良な人物たる事に努めなければならぬ事は勿論であるが、之を採用する側に於ても、充分細心の注意を拂はねばならない。

其の要點は、その營業に對する知識の如何、性質の良否、健康の強弱、勤勞好愛心の強弱、教育程度年齢、轉職及び家庭の事情其他である。

第七章 商業帳簿及び信書

商人が營業上使用し又は授受する文書であつて、帳簿、書狀、契約書、勘定書其他の重要書類を云ふ。

商業信書

商業帳簿

保存の必要

保存期間

罰則

商法

破産法

商人の營業及び財産の狀況を明にする爲めに作成せられる帳簿であつて、日記帳、仕譯帳、元帳、貸借對照表、財産目錄、現金出納帳、預金出納帳、商品仕入帳、商品賣上帳等は最も普通なものである。近時商取引は甚だ複雑多岐に渡り、然も多數の取引内容を一々記憶する事は到底人事の企て及ばない所である。故に商法は資本金五百圓以上の普通商人には後日の參考の爲めに帳簿及び信書の保存を要求して居るのである。

然して其の保存期間は、商人の種類によつて異なるが、帳簿は閉鎖の時より、個人商人及び會社の信書は、取引完了より各十ヶ年、清算會社の帳簿は清算完了後、信書は清算登記後、各十ヶ年である。商法及破産法に規定された罰則は次の様である。

裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ、訴訟ノ當事者ニ、其商業帳簿ノ提出ヲ命ズルコトヲ得（商法二七ノ二）
發起人、業務執行社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役、又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ、五圓以上五百圓以下ノ科料ニ處ス。但共行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ、此ノ限リニアラズ（商法二六二ノ二）
財産目錄、貸借對照表、損益計算書ニ不正ノ記載ヲナシタル時（九號）
債務者ハ破産宣告ノ前後ヲ問ハズ、自己若ハ他人ノ利益ヲ圖リ、又ハ債權者ヲ害スル目的ヲ以テ、左ニ掲グル行爲ヲナシ、其宣告確定シタルトキハ詐欺破産トシテ十年以下ノ懲役ニ處ス（破産法三七四）

法律ノ規定ニ依リ作ルベキ商業帳簿ヲ作ラズ之ニ財産ノ現狀ヲ知ルニ足ルベキ記載ヲナサズ、又ハ不正ノ記載ヲナシ又ハ隱匿若ハ毀棄スルコト。(三號)

第八章 廣告

意義

廣告は明治時代の新成語であつて、以前はヒロメ(披露目)と云つて居た。

ヒロメ又は廣告の意義は、人の注意を或方面に向はしめるこの意味であるが、今日普通の意味では「自分が賣らうとする商品に對し、他人の購買心を引起させる」事である。

即ち今日の商業は、需要に應じて供給する範圍を越へ、供給によつて需要を喚起しつゝある。故に自然廣告が必要となつて來た。

卸賣商の得意先は小賣商であつて競争は割合に激烈でない。故に卸賣商には廣告が必要で無いとも云はれて居るが、其の實、現今の様に同一類似品の競争が烈しい時代には、製造家乃至卸賣商でも、廣告の恩恵を蒙らなければ、大成を期する事が困難になつて來た。之れ各種の本舗が

卸賣商と廣告

小賣商と廣告

大々の廣告をする所以である。

小賣商の得意先は消費者であつて、競争は一段と激烈である。故に卸賣商以上に廣告が必要である。殊に食料品、化粧品、呉服、流行品等には特に必要である。

廣告の方法は、最近特殊な研究によつて長足に進歩發達して來た。其の方法を二つの方面から考へて見やう。

- 文書による廣告
 - a カタログ(型録)
 - b 營業案内
 - c 定價表
 - d ポスター
 - e チラシ(引札)
 - f 新聞雜誌
 - g 看板
 - h 廣告板(又ハ廣告塔)
 - i サンドウイツチマン
- 實物による廣告
 - イ 陳列窓
 - ロ 模型室
 - ハ 商品陳列館
 - ニ 博覽會(定着及び移動)
 - ホ 見本市場

廣告術は取扱ひ商品と、廣告法の如何によつて非常に困難であるけれど、其の要點は大體次の三點である。

弊害

一、見る者に好感を與へて、購買心をそゝり印象を強くし傳播力を速大にする事。
 二、廣告の場所（方面）及び季節を充分に注意する事。
 三、なるべく小額の経費で最大の効果を擧げる様にする事。

商人間の競争が激甚となるに伴つて、勢力範圍の擴張乃至販路保持の爲めに、或は故意に不正な販賣をする爲めに

1 人心の弱点を利用して虚榮心を煽り、射倖心を挑發するやうな詐欺的廣告をなし
 2 人心を誤り、社會風教を害する
 様な廣告を敢てするものがある。

罰則

政府は虚偽又は不當の廣告をした者に對しては、警察犯處罰令其他によつて、此の種の弊害を取締つて居る。

廣告取扱業

廣告の必要と廣告術の發達は、遂に廣告取扱業と云ふ、一つの新職業を發達せしめた。

廣告取扱業は現在の處では、廣告業者と廣告依頼者との間に立つて、廣告の取次、立案其他廣告に關する一般の相談に應じて居る。

意義

第九章 商號

商人が營業上自己を表示する名稱を商號と云ふ。即ち商業を營む者が其の商取引上に使用する名前であつて、三越、白木屋、松坂屋等と云ふ様なものである。

商號使用の理由

名の知れた信用のある店からは安心して買物が出来る。故に商人は自分の店を良く知らせ、買ひ良い信用のある店とする事が大事である。世間に良く知らせるには、個人名よりも一定の店名即ち何々屋と云ふ様に商號を用ひた方が便利である。故に昔から家名の外に家號と云ふものを使用して來た。

家號と商號

斯う云ふ具合で、昔から綿屋とか麻屋とか云つて、家名と家號と一緒になつたものさへあつた。又家號は暖簾とも云つて、功勞のあつた店員に暖簾分けと云つて家號を分讓する習慣もあつた。

商號はこれを登記することが出来、一定の料金（七圓）を拂つて商號

を登録した者は、次の様な特殊權益を與へられる。

- (一) 他人が同一市(區)町村内で、同一營業の爲めに、同一商號を登録する事を拒む事。
- (二) 競争、不正の目的を以つて、同一又は類似の商號を使用(全國的にも)を差止め得る事。
- (三) 商號の不正使用者に對し、損害の賠償をなさしめ得る事。

商號の使用權は一つの財産として、相續又は他人に讓渡する事が出来る。此の場合には其の旨を登記しなければならない。

第十章 商工會議所

Chamber of
commerce and
industry
意義、組織

商號の讓渡

商工業の改善發達を圖るために、一定區域(市)内に二ケ年以上營業所又は事務所を有する、商工業者の中、左記納稅額の一つに相當する者等が集り、所定の法規に準據して、次の業務をなす非營利的な法人を商工會議所と稱す。

納稅額表

商工會議所所在地	營業收益稅	礦・産 稅	取引所稅	資 本 金
第一 東 京	五〇圓	五〇圓	二、〇〇〇圓	五〇萬圓
第二 大 阪	五〇〃	五〇〃	一、〇〇〇〃	五〇〃
第三 京都、横濱、 神戸、名古屋	三〇〃	三〇〃	五〇〇〃	三〇〃
第四 其 他	一五〃	一五〃	一〇〇〃	一〇〃

取扱業務

- 一、商工業ノ發達ヲ圖ルニ必要ナル方案調査。
- 二、" "ニ關スル法規ノ制定、改廢、施行ニ關スル意見ノ開陳
- 三、" "ニ關スル行政廳ノ諮問應答。
- 四、" "ノ狀況及ビ統計ノ調査發表。
- 五、" "ニ關スル産地、價格ノ證明。
- 六、" "ニ關スル鑑定人參考人ノ推薦。
- 七、" "ニ關スル紛議仲裁。
- 八、" "ニ關スル營造物ノ設置管理。

設立
一 發起認可
二 設立認可
三 設立

一定地域内に住所又は營業所を有する、議員被選舉權者(前記納稅額表の一つに該當する者)三十人以上、發起人となつて、商工大臣に發起の認可申請をなす。
斯くて議員選舉權者以上の同意を得、定款を作つて設立認可の申請をなす。
而して認可があれば直ちに成立する。

議員
a 選出議員
b 重要商工業種代表議員

議員總會

役員、役員會

業務

日本商工會議所聯合會

商工會議所の議員は、a 選出議員、b 特種代表議員の二種から成り任期は各々四ケ年である。
有権者によつて選舉された者五十名以内。
地域内重要商工業、一業種につき一人選出された代表者。

商工會議所の機關は議員總會及び役員會である。

各議員及び役員即ち商工會議所全員の、意思決定機關であつて、普通は議員三分の一以上の出席によつて成立する。

商工會議所の役員は、會頭、副會頭、部長、顧問(議員定数以内。商工業に關する學識經驗ある者十ヶ年以上議員として功勞ありし者の内より選出す。)理事其他であつて、此等の役員は、役員會を組織し日常の業務を處理する。

商工會議所の業務の具体的ものは、都市によつて多少異なるが、東京及び小樽のそれを示せば、次の通りである。

東京商工會議所業務

- 一、商業部、二、工業部、三、貿易部、四、交通部、五、理財部
- 小樽商工會議所業務

- 一、商業部、二、工業部、三、交通部、四、理財部

全國の都市一四四市(昭和十二年四月現在)中一〇七、樺太四、朝鮮十五、計一二六の

都市は商工會議所を設置して居る。此等の商工會議所は、日本商工會議所聯合會を組織し事務局を東京商工會議所内に置いて、全國的問題の研究、活動に當つて居る。

日本商工會議所聯合會は、關東、中部、東北其他の地方部會を組織して、地方の重要問題の研究、活動に資して居る。

一九一九年米國實業家の主催で、同國アトランチック市に英、米、佛、白、伊の有力金融、貿易、工業家等相集り、國際經濟會議開催の折、國際商工會議所設立の議が決められ、一九二〇年六月佛國巴里に創立總會を開いて成立した。我が國は當時佛國に旅行中の東京商工會議所會頭藤山雷太氏之に出席加盟をなした。爾來、國際的重要問題に付き種々研究調査實行に活動して居る。

第十一章 興信所

商工業者が知り度いと思つて居る、相手方の人物、財産、地位其他の信用状態を迅速且つ正確に調査報道する機關を興信所と云ふ。

地方部會

國際商工會議所

意義

必要性
 現今は貨幣經濟時代から進化して信用經濟時代に入つたのであつて、凡ゆる商取引は信用を基礎にして行はれる。然も今日最も多く行はれて居る取引方法は、代金を受け入れるに先立つて貨物を發送する所謂掛買である。故に此の場合最も大切な事は相手方の信用如何を調査する事である。

此の信用調査に自らする自家調査と、信用報道機關を利用する、委囑調査とがある。

自家調査

自家調査には

第一は自ら相手方の調査をする方法

第二は知人を介して調査をする方法

第三は取引銀行を通して調査をする方法とがある

自家調査の三方法は、之に従事する者が、専門の知識技能を缺く點から色々な不便の件ふ場合が多い。故に調査報道を專業とする報道機關に調査を委囑すれば、其の機關獨特の技術經驗を持つて、最も満足に目的を達する事が出来る。之れ報道機關たる興信所存在の最大理由であり、

委囑調査

種類

非營利興信所

必要性の強い所以である。
 興信所は其の組織内容によつて、非營利的なものご營利的なものごに分ける事が出来る。

或特殊機關の組合又は附屬として經營され、主として其等團體所屬の信用調査を掌るものであつて、大阪商業興信所(明治二十五年創立)、東京興信所(明治九年設立)等である。

營利興信所

廣く一般の委囑に應じて便宜を與へ營利を得る目的を以て、經營されるものであつて、帝國興信所等の興信會社は之に屬する。

興信所の業務
 審問回報
 各種報告

非營利興信所は各組合員に、營利興信所は各會員(甲、乙、丙、丁の四種に區別す)に、審問券を配布し之によつて調査を要求された場合には、銀行、會社、商店、工場其他の資産状態、事業性質、業績、當事者の人物、經歷、支拂の遅速評判等を、綿密に調査し、秘密に報道する。
 商工業者の移變、事變及び警戒を要する出來事、不渡手形、破産、銀行貸出、不動産賣買登記、其他につき、日報、週報、號外を發行し又は商工信用録、銀行會社要覽其他を發刊して公開的に報道する。

興信所は加盟者の依頼により、怠慢な債務者に、催促をなし、支拂を督促する事がある。此の場合債務者は、興信所が前記の様な職能を持つて居るだけに、自己の不信用が曝露する事を恐れ、支拂に應ずる場合が多い。但し我が國には未だ此の制度は行はれて居ない。

第二編 賣 買 論

第一章 賣買の要件

意義

一方が米麥、反物公債證書或は其他の有價物を渡し、相手方が現金、手形、小切手等を以て其の代價を支拂ふ事或は其の契約を賣買と云ふ。

賣買の要件

商品の賣買に當つて、特に注意しなければならない要件は、其の品質數量、代價、引渡及び代金支拂の諸項である。

品質

品質が購買者の希望を満すか否かは、賣買を決定するに最も重要なものであつて、常に優良な商品を持つ者は、自然販賣量を増加し、従つて社會の公益を計り且つ収益を増す事になる。而して賣買の目的となつて居る物の品質を決定する方法は、普通次の五つである。

數量

- (一) 現物による方法 By Actual Inspection
最も普通に行はれ、殊に小賣業の場合は殆んど此の方法によつて居る。
 - (二) 見本による方法 By Sample
商品の或一部分を以て全部を代表させ、之によつて品質を決定する。
 - (三) 標準品による方法 By Type
賣買取引の目的物以外の同一品(標準品)によつて、現品の品質を推定する方法。
例ば米、棉花等の取引に於ける標準品の様なものである。
 - (四) 銘柄による方法 By Description
賣買目的物の商標又は名稱(信州上一番ライオン商標等)によつて品質を決定する方法。
 - (五) 註文による方法 By Specification
購買主の指圖によつて品質を決定する方法
- 賣買貨物の數量は、價額を算定する基礎となるものであつて、個數による場合と量による場合とある。
- (一) 個數による場合
個、反、打、グロス、台、本、枚其他の基本により計算して數量を決定する。
 - (二) 量による場合

代價

貫、斤、石、封度、グラム、オンス、ガロン其他基本により計算して數量を決定する。

賣主が引渡す商品に對して、買主が支拂ふ金額を代價と云ふ。而して代價の算定は、代價の基本單位に賣買の數量を乗じて決定されるものと數量の基本單位に代價を乗じて決定する方法とある。斯様にして算定した價額に、引渡其他に要する費用を加算し又は加算せずして取引値段が決定されるのである。今取引値段の最も普通なものを列擧しやう。

- (一) 本船渡値段 (F. O. B.) Free On Board
賣買貨物、本船積込までの費用を算入した値段。
- (二) 運賃保険料込値段 (C. I. F.) Cost Insurance & Freight
原價、到着港までの運賃諸掛及び保険料を含んだ値段。
- (三) 現場渡値段 Loco
貨物の現存する場所で引渡す値段
- (四) 車輛渡値段 On Rail
賣買貨物を貨車に積込む費用を賣主が負擔する値段

此の外運賃込、停車場渡、諸掛濟、諸掛向拂、關稅濟等の値段もある

引渡

種類

時期

代金支拂

前拂

後拂

賣買商品を賣主の手から買主の手に移すことを引渡と云ふ。引渡しに當つては、貨物の品質、數量等を十分に調査し、不足損傷等を判然として置かなければ、紛争を後日に残す事になる。

次に引渡の場所と時期とは賣買相方の利害に多大の影響を及ぼすから値段を決定する際に確定して置かなければならない。

今日普通に定められる引渡の場所は、現場渡、店渡、倉庫渡、コロガリ渡、停車場渡、貨車渡、本船渡、舢船渡、埠頭渡等である。

又引渡の時期は即時渡、直渡、定期渡、到着渡等である。

買主が引取つた商品に對し其の代價を引渡す事が、代金の支拂であつて、普通に前拂、後拂及び引換拂ひの三種類がある。

貨物が引渡されない前に、買主から代金の一部又は全部(殆んど)を支拂ふ事であつて、前者を手金又は手附と云ひ、買主が期日に商品を引取らない時は、賣主は手金を没收し、又賣主が商品を引渡し得ない時には、倍額にして買主に返戻する習慣がある。俗に之を「手附倍戻し」と云ふ。

概して買主の資力及び信用が厚く認められた場合、賣主は代金後拂ひ

引換拂

の契約で商品を引渡す。所謂掛賣又は信用賣りはこれである。但し後拂ひの場合に限り、期日までの利子及び危険を見積られるから幾分高價になるのは止むを得ない。

賣主が商品を渡すと同時に、買主は其の代價を渡すを云ふ。

第二章 商 品

意義

茲に一ケの物があつて、

一、物それ自身が何程かの値うちをもち

二、我等の或欲望（必要）を充たす力を持ち

三、それを得るには相當の勞力と費用を要する場合

是れを經濟財（人間の生活に必要な財）と云ふのである。

此の財が、商業賣買の目的となつた時、別に商品と云ふ名が付けられるのである。故に商品と云ふのは、經濟財が一時或所を通る場合に付けられる名稱である。

百般の財は商品となり得る筈であるが、其の性質によつて、商品に

商品性

商品の種類

(一) 動産

適する物と左様でない物とがある。此の性質を名付けて商品性と云ふ。そして商品性は、次の三つから成立つて居る。

一、運搬に適するか否か

二、保存に堪へるか否か

三、代替性（他の品物を以つて替へられる）を有するか否か

商品を分類して便宜上、動産、不動産、權利の三種とす。

動産とは

a 一回の使用で其の形体を變へ

b 何時でも金に換へ易いもの

c 原則として原價以上に換金されるもの

等の總稱であつて、別な言葉で云へば

不動産以外の有体物

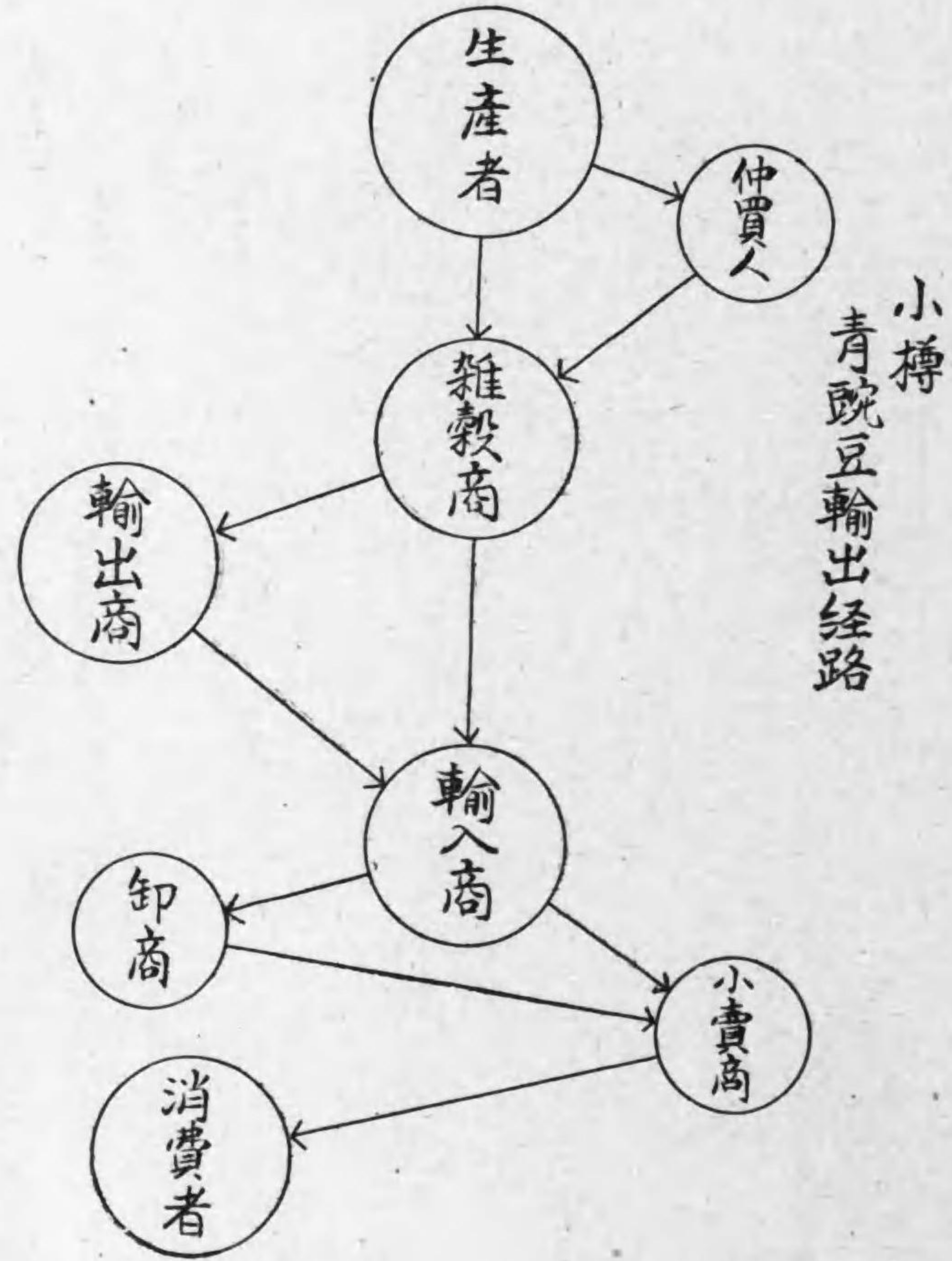
有價證券

である。

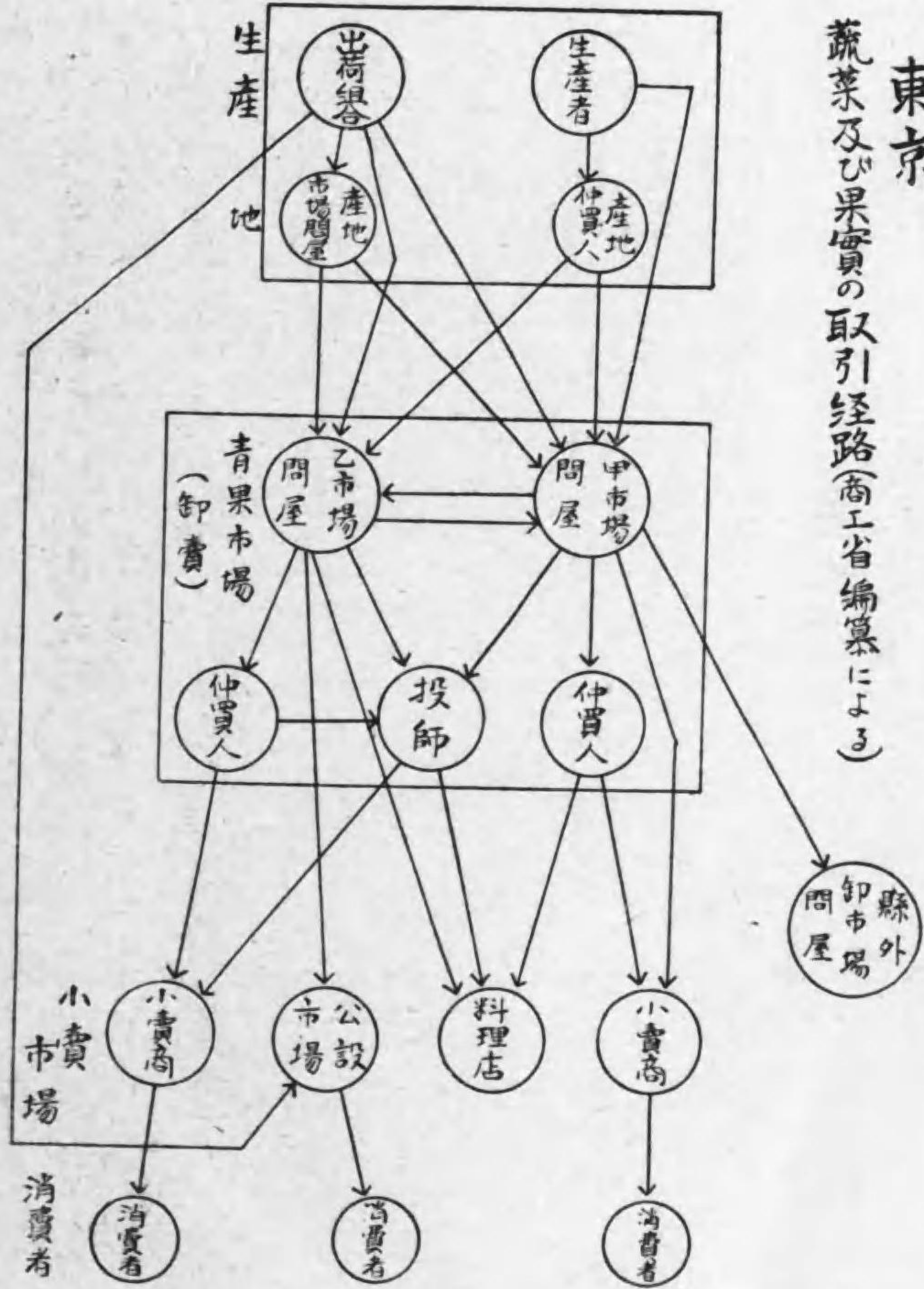
此の種に屬する物は左の五種類に大別される。

a 農産品。米麥、繭、棉花、茶、雜穀、野菜、其他。

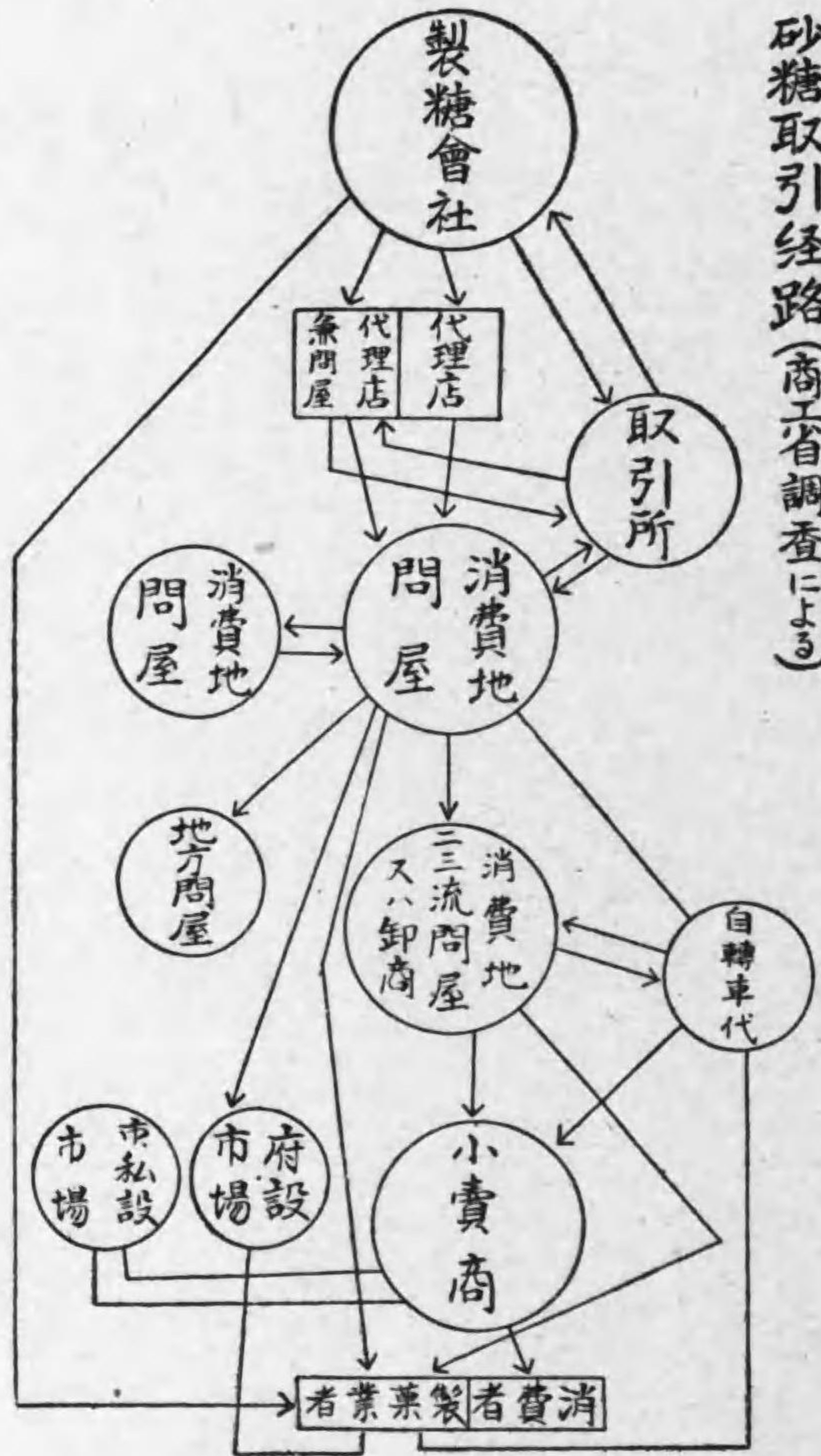
不動産以外の有体物



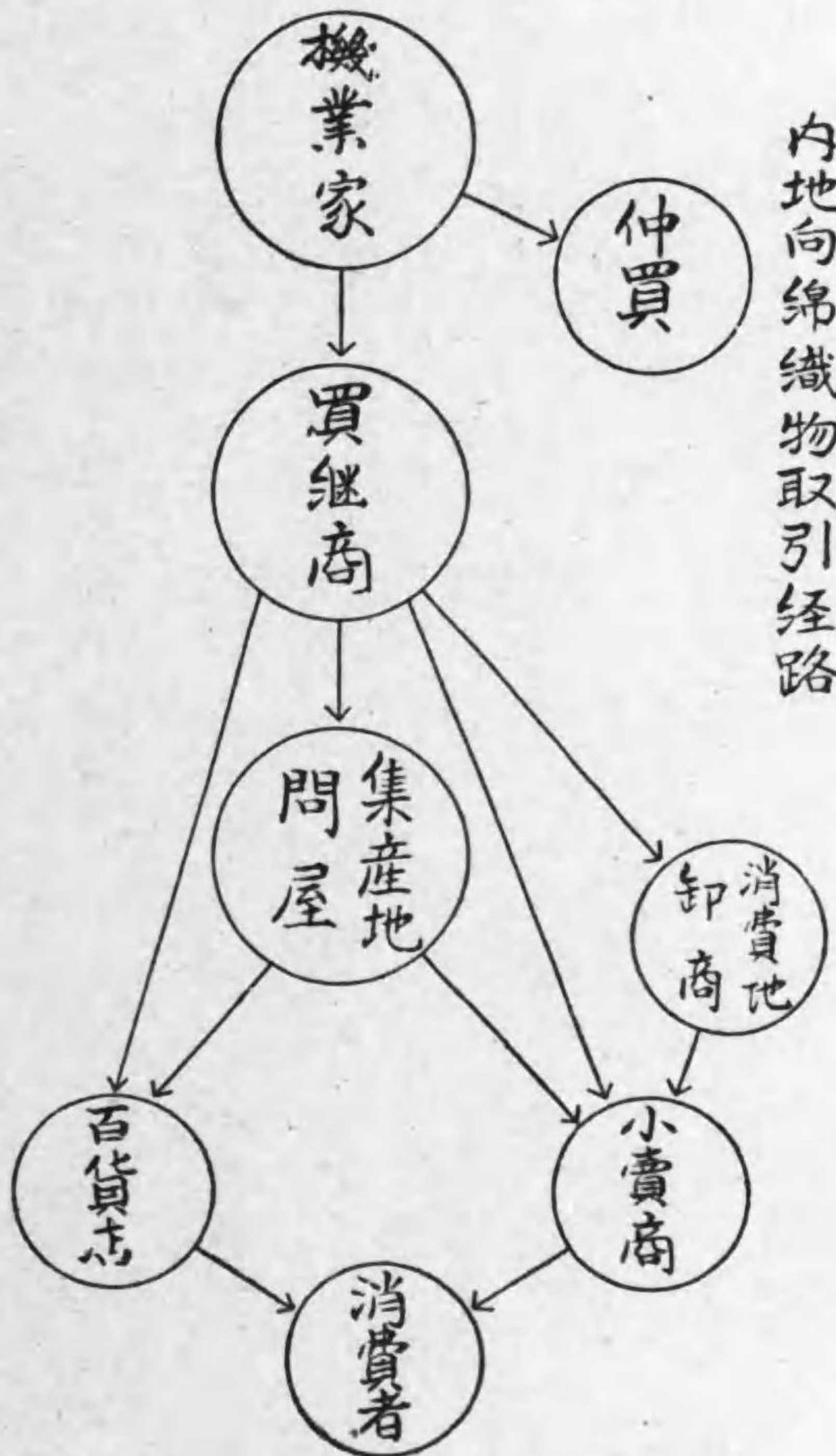
東京 蔬菜及び果實の取引経路(商工省編纂による)



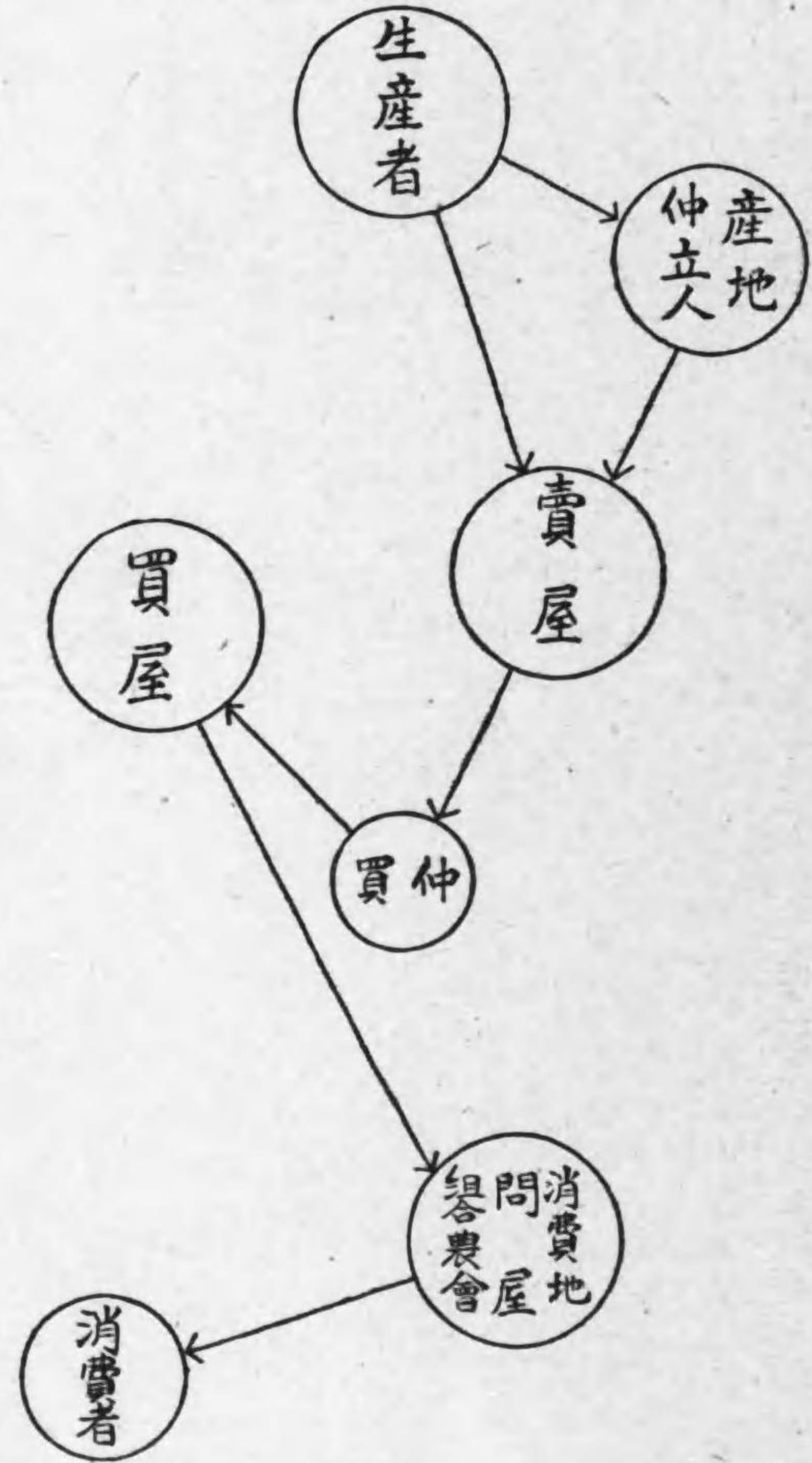
砂糖取引経路(商工省調査による)



内地向綿織物取引経路

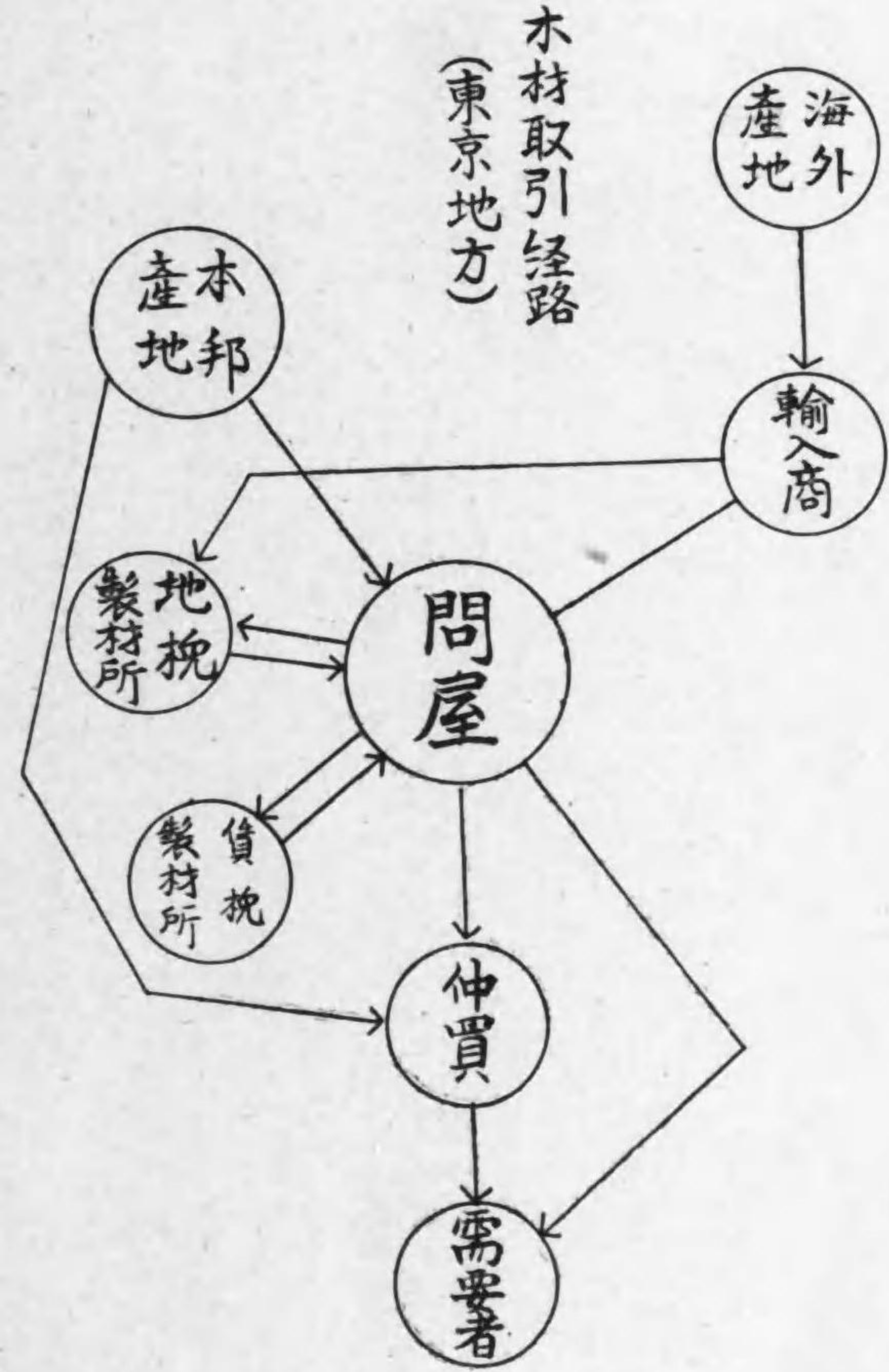


b 鑛産品。石炭、石油、鐵、銅、金、銀其他。
 c 工産品。生絲、織物、人絹、紡績、綿布、鐵材、機械、車輛、木工、家具、化學工業品、電氣、醸造品、肥料。



小樽海産肥料取引経路

e 水産品。鮭、鱈、鱚、鰻、水産加工品、昆布、其他。



木材取引経路 (東京地方)

d 林産品。木材、其他。

有價證券
(二) 不動產
意義、種類

有價證券は(三)に於て説明する。

物それ自身の力又は外部の力を以ても、自由に移動する事が出来ず、もし移動すれば其の本來の形體を變へるものを總稱して不動產と云ひ、その主なる要件は

- a 一回の使用で其の形體を變へない物
- b 急速に金に換へ難いもの
- c 原則として原價以上に換金されない物の總稱であつて其主なる物は土地、土地定着物、家屋、工場等である。(民法八十六條參照)

(三) 權利

意義

有價證券

一定の金錢又は貨物の請求權を表示せる要式證券の總稱である。即ち證券それ自身には値打はないが、その證券が、法律に定められた形式を備へる事によつて、一定の權利を有し、従つて相當の値打を發生するものを云ふのであつて、更にa貨物代表證券とb債權代表證券に大別する事が出来る。

A 貨物代表證券

種類

これは貨物及び其の引渡請求權を代表するものであつて、其の主なるものは

B 債權代表證券

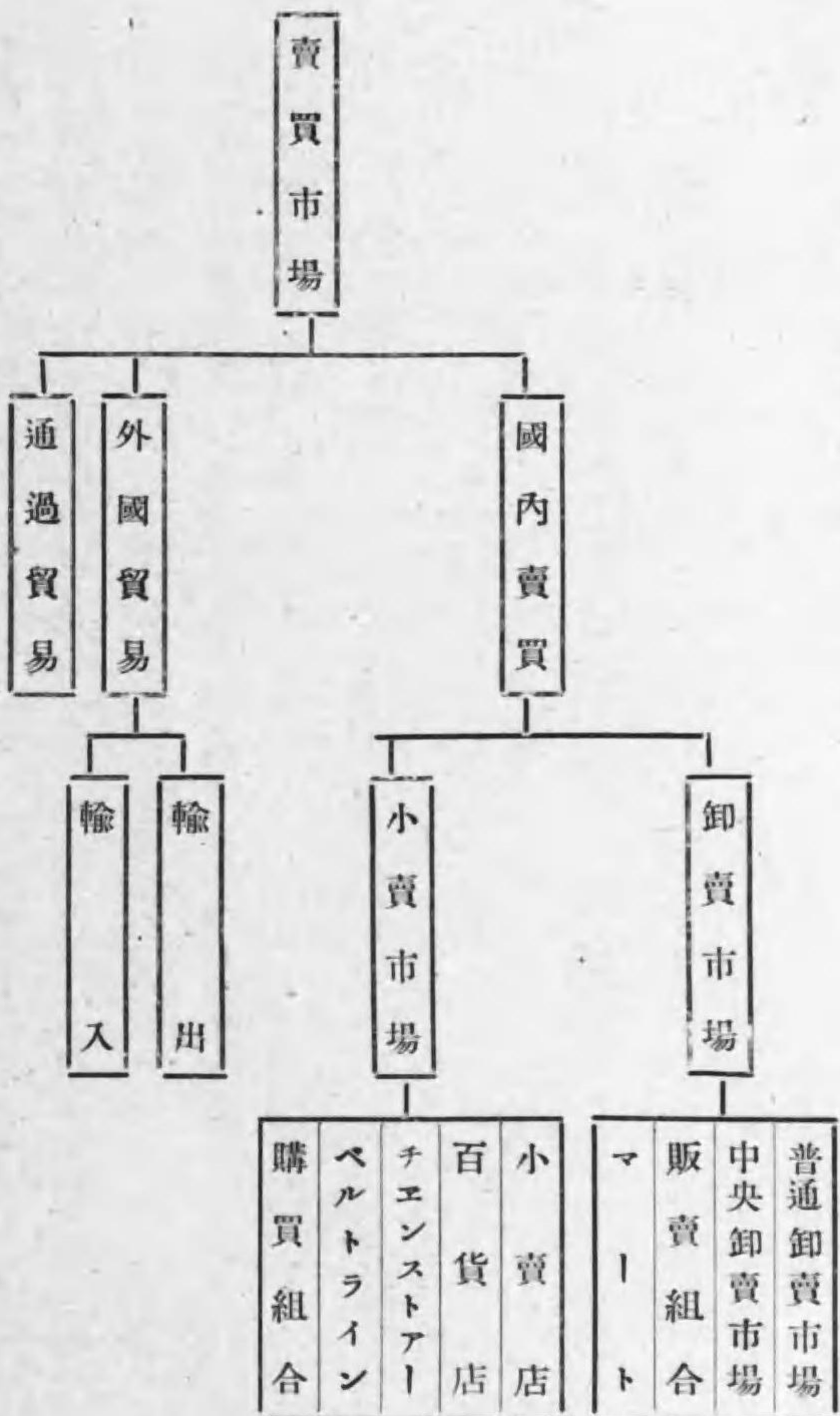
のは

- 甲、運送貨物引換證 陸運貨物及び其の引渡請求權を表はす。
 - 乙、船荷證券 海運貨物及び其の引渡請求權を表はす。
 - 丙、倉庫證券 倉庫保管貨物及び其の引渡請求權を表はす。
- 或一定の金額及び其の返還請求權を表したもので、其の主なるものは
- 甲、公債證書 政府又は地方自治團體が、内外人から長期資金を借入れそ
れに對して交附する證券である。
 - 乙、大藏省證券 政府が收支の平均を保つため一時的に借入れた資金に對
して交附する證券であつて、期間は一ヶ年以下である。
 - 丙、株 株式又は株式合資會社が、株主の出
資金に對して交附する證券である。
 - 丁、社 債 券 株式又は株式合資會社が公衆から借入れ
た資金に對して交附する證券である。
 - 戊、商 品 切 手 代金を前取りして、特定物の引渡を約束せる證券である。
- 此等の有價證券は、特に禁止されてない限り、自由に賣買する事が出来る。但し記名式の證券は、其の名義を書き換へなければ、外部に對抗が出来ない。

有價證券の賣買

第三章 賣買市場

賣買市場構成略圖



賣買市場は之を地理的に區分すれば、國內賣買、外國貿易、及び通過貿易の三つとなる。國內賣買は更に卸賣市場と小賣市場に種別され、卸賣市場は普通卸賣市場、中央卸賣市場、販賣組合及びマートの三種に又小賣市場は、小賣店、百貨店、連鎖店、ベルトライン、及び購買組合の六種に小分けらる。即ち右圖の通りである。今各々について略説しやう。

第一節 普通卸賣市場

生産者、輸入業者、又は他の卸賣商から商品を仕入れて、小賣商又は他の卸賣商に賣捌く事を營業とする者を卸賣商と云ふ。卸賣商の中には生産業を兼ねた者、輸入商であつて卸賣商を兼ねたもの又は、小賣を兼營（例外的に）する者等があるが、此等の卸賣商は集つて一ヶの市場即ち卸賣市場を構成するものである。勿論、無形の市場であつてその形體、建物等が存するのではない。

卸賣市場の特徴を例擧すれば大體次の通りである。

- 一、取引の相手 小賣商又は製造業者で、商品乃至市場の知識経験を有する者。
- 二、業務の規模 廣い地域に亘り手廣く巨額の取引をなす。

特徴

- 三、取扱種目 専門的。
- 四、得意先の數 小數但大量の取引をなす。
- 五、商品の價格 市場の支配を受くる事強大。

第二節 中央卸賣市場

地方公共團體(例ば市)又は營利を目的としない法人が魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實其他の卸賣をする目的で、人口八萬以上の都市、又は其の隣接地に開設する市場を中央卸賣市場と云ふのであつて、現在開設されて居るものは、東京、大阪、京都、横濱、神戸、高知、名古屋の六市であるが將來開設の豫定に入つて居るものは、外三十九市(昭和十二年四月現在)である。

吾々の生活に最も必要な、魚菜、果實等の日用品は、從來生産者が其の生産物を市場に送り、卸問屋の手を経て販賣する場合、耳遣り、袖下其他色々な秘密手段によつて、値段が決定せられ、然もその値段が公正に發表されなかつた。又數多い問屋の中には、故意に事情を設けて代金の支拂を延期するもの或は遠隔の關係から、腐敗、品不足等の苦情を起す外、衛生的にも種々の缺點があつたので、其等を矯正して公正な取引を

意義

設立の目的

組織

取引の方法

代金支拂

値段の公表

卸賣人

迅速に且つ一統制の下に行はしめ、以て市民の消費經濟、並に保健衛生の爲めに貢獻する使命を有つて此の市場が設けられたのである。

設立者は、自ら取引を行ふ事なく、免許を受けた卸賣人、仲買人、立賣人及び附屬營業人に賣買取引を行はせ、市場の使用料を徴して、一般經費と設立費用の償還に充てるのである。

取引の方法は、卸賣、仲買は下見糶賣買を原則とし(東京は相對賣買を主とし)其他に於ては、相對、入札、定價賣等によつて居る。

代金の支拂は、貨物の引渡しと同時にすることに定められて居るが、特約によつては五日間だけ延期し、又は月二回の仕切り日に決済するものもある。

市場で賣買された物の量及び値段は、毎日午後四時までに各關係者から、市場當局に報告をなし、市場は之を集計して全國に放送し、且つ毎日、日報を以て全國主要機關に報達して居る。

市場は鮮魚部、川魚部、青果部、肉類部、鳥肉部、鳥部、鹽乾物部等に分れ、各部に適當數の卸賣人が置かれてある。

卸賣人には個人と法人とあつて、何れも相當額の保證金を納め免許制を採り、指定以外の商品を取扱ふことは禁止されて居る。

從來あつた多數の卸問屋は、組合又は會社を組織し、一個の法人として市場卸賣人となり、同時に各々是一個の仲買人となつて在來の營業を繼續して居る。

卸賣商が取扱ふ商品は、地方荷主からの受託品である。受託品が到着した時は、直ちに種類、數量、品質等を調査して、腐敗品、不足其他の異状があつた場合は、検査係の認定を求め(もし検査を受けなかつたら後)異状がなければ、直ちに其の旨を委託者に報告し、そして之を賣却した時には、其の翌日までに仕切状と共に代金を送附しなければならない。

我國の中央市場では各部の卸商と、市場へ買出しに来る小賣商人との間に立つて、仲介をする仲買人が設けられてある。之は多く從來の間屋を以て充てられて居る。

市場の許可を受け或一定の場所で、蔬菜類一人一日自動車一台(京都を)限つて、定價賣りの方法で卸賣をする近郊の生産者であつて、毎日の賣上高、値段等を市場に報告する事になつて居る。

仲買人

立賣人



場本地築場市賣小央中京東



部 内 上 同

市場内の取引を圓滿ならしめる爲め、又消費者の便宜の爲めに設けられた、小賣商、銀行、郵便局、食堂、浴場、倉庫及び運輸業等であつて何れも保證書又は保證金を納入し、免許を受け、指定の場所に於て營業をするものである。

第三節 卸賣百貨店

工業生産者が、其の生産品を或一定の建物内に陳列し、卸賣をするに同時に、多量の貨物を保管し(保管貨物に對しては倉庫業者として倉庫證券を發行す)又は貯藏して、迅速に配達附をなす施設をマートと云ふ。

マートは火災保險、鐵道等と連絡して危険の防止、迅速、低廉且つ正確に貨物を輸送し、或は陳列者の代理人となつて販賣事務を取扱ふ等の業務を兼ねて居る。

斯様にしてマートは、商品卸賣市場としての諸機能を充分發揮するに同時に(一)販賣費(二)店舗經營費(三)荷役費(四)積込發送費(五)配給費(六)保險料等の諸經營費を、最も有利に經濟的に處理する事が出来るのである。

近代の工業組織は工場工業であつて、大量生産に傾くのは自然の勢である。故に生産者の第一要件は、之を消費する市場を發見する事である此の爲めに、見本市、商品市、博覽會等が古くから存在して産業界に貢獻して來た。然し此等の施設は、陳列によつて産品を紹介、宣傳し、商品の存在効用を知らしめ、始て販路を開拓するのであつて、其場に於て注文主が要求するだけの供給をする事は出来ない。その爲めに(一)引渡しまでに時日を要する(二)相場の變動(三)爲替相場の變動其他種々なる危険が発生して、折角の商機も逸してしまふ事が從來決して尠くなかつた。

此の缺點を補ふために起つたのがマート制度であつて、顧客は陳列されてある商品によつて、注文をすれば、何程量でも、直ちに供給を受け安全に經濟的に而も圓滿に取引を遂行する事が出来る。

現在マートの代表的なものは米國、シカゴ市のマーチヤンダイス、マート。マーシャルフィールド、マート。(全賣上の50%は卸賣)セントルイス、マート獨乙のカースタット店等であつて何れも倉庫、防火扉、貨物エレ

ペーター、荷捌室、貨車、自動車發着ホーム、船渠、郵便局、放送局、クラブ、食堂等の設備をして居る。

第四節 小賣市場

我々は人格を有ち、統一ある精神作用をなし、肉體の一舉一動は、此の精神作用の統一の下に行はれる。

是と同様に商店には商店としての個性店格がなければならぬ。然るに今日の小賣商店には、統一ある精神作用を有たないもの、即ち個性も店格もない者が極めて多いやうである。

然らば小賣商店の、統一ある精神とは何であらうか。それは顧客に對する奉仕(サーヴィス)である。今日奉仕、感謝と云ふ様な文字は随分使用されて居る。けれどもお客の要求にピタリと合ふ様な、又顧客をナルホドミウナヅカせる様な眞誠の奉仕は餘り見受けられない。

百貨店や小賣店に行つて買物をする時、其の商品の原料、製造、特徴、經濟的使用法等を尋ねても満足に答へ得る店員は殆んどない状態である。斯うした無知、無關心、不熱心で何うして眞の奉仕が出来やうか。商店

精神の統一も望み難い事である。

そこで將來有爲な小賣店となるには、主人も店員も、打つて一丸となり、只々顧客の便宜を計る爲めに誠心誠意を盡して以て、國家社會に奉仕する眞の商店精神が燃えなければならぬ。でなければ恐らく顧客の小賣商店から百貨店等への移動が愈烈しくなるであらう。

今參考までに顧客が小賣店を去る主な理由を列挙しやう。

- 一、賣値が高いと思つた時。
- 二、主人や店員の應待が鈍い。
- 三、手取り早くやつて呉れない。
- 四、店員が物を包みながら他の店員と雑談をする。
- 五、客に對して冷淡、無愛想、横柄。
- 六、何々を下さいと云つても只「はい」と返事だけで直ぐには呉れない。
- 七、賣つてやるんだと云ふ様な態度が見へる。
- 八、品違ひ。
- 九、釣錢違ひ。
- 十、目方不足。
- 十一、甲の石鹼を買ひに行つて乙の石鹼を買はされた。
- 十二、客の意見を尊重しない。
- 十三、値段も安いが品質が非常に粗悪。
- 十四、代用品を勧めたがる。
- 十五、店内が汚い、整頓されて居ない。
- 十六、買はないで出るとブツとする。
- 十七、廣告に嘘がある筈が強過ぎる。
- 十八、誠實が欠けて居る。
- 十九、店員が餘りペコ／＼する。
- 二十、賣場で男女店員の雑談騒然。

小賣店

卸賣商から商品を仕入れて、一般消費者に販賣する事を營業とするものであつて、一定の店舗を備へた定住商人と、呼賣訪戸商、露店商等の種類がある。

特徴

- 一、取引の相手 商品に關する知識を有たない一般消費者である。
- 二、營業の規模 一般に小規模である。
- 三、取引先の數 多數、但し小額。
- 四、取扱種目 多種、但し大都市には専門店の出現が盛大になりつゝある。
- 五、商品價格 市場の支配を受くる事弱く、自ら自由に決定す。

小賣市場の店頭に於て最も普通に行はれる方法であつて、商品の引渡と同時に現金にて代金を受取るのである。此の方法は古くから行はれて居るが、近時百貨店販賣法の一般化につれて、正札現金販賣の方法が普及して來た。此の方法は顧客によつて値段を左右しない事と、顧客に安心を與へる點に於て、最も進歩した方法とされて居る。

代金の支拂を月末、半期末又は或収入時期まで延期する約束で、商品を販賣する方法である。此の方法による時は、小賣商は、代金回収まで

定住小賣店の販賣法

- 一、現金販賣
- 二、正札販賣
- 三、掛賣

の金利を見なければならぬから、賣價はそれだけ高くなり又、顧客は購買が容易であるから、つい支拂能力以上に濫買を誘ひ、支拂期に至つて、相方共に思はぬ蹉跌を來す事がある。故に小賣商は、各種の方面から顧客の支拂能力調査を嚴密にしなければならぬ。

購買者は買入の當初代金の一部を支拂つて、商品の引渡を受け、其の後月々殘額を支拂ふ方法である。

此の方法は使用しながら代金の一部を支拂つて行くのであるから、破損々傷等の事から殘金の支拂ひが中絶する場合がある。故に商品の堅良は勿論であるが、顧客の支拂能力の變化も至大な影響を及ぼすものであるから充分なる信用調査を必要とするばかりでなく、途中支拂が中止された時には、何時でも賣品を回収する事の出来る形式を採る事も行はれて居る。

月賦販賣の此等の缺陷を補ふために、米國あたりには月賦販賣金融會社、又は月賦販賣保險會社等の制度が設けられて居る。

小賣商が遠方の顧客に、商品目錄、定價表、廣告、勸誘状等を送つて、

五、通信販賣

特徴

商品の内容、価格、代金支拂方法等を通知し、注文と同時に代金の全部又は一部を受取つて販賣する方法である。

商人は商品を一時に且つ大量に仕入れて置く必要なく注文に應じて仕入をすれば足る。従つて巨額の資本金と多数の従業員を必要としない。代金は原則として前金を受取る故に貸倒れ等も少なくてすむ。又遠方にある顧客は、送附せられた資料によつて希望商品を選定して購入する事が出来る。然し通信販賣に使用される廣告又は型録中には、やゝもすれば誇大に失するものがあり又は代金を前取りして實用に堪へない様な物品を押し付けられる場合さへあり得るから、餘程商業道德の發達した國でなければ成績を擧げる事が困難の様である。

弊害

訪戸露店の販賣法

訪戸商は商人自ら顧客の居所を訪れ、或は往來を呼び歩いて販賣する方法であり、露店商は、人々の集散する場所に簡單な店棚を設け其の上に商品を陳列して販賣する方法であつて、何れも小規模の個人商人に於て營まれるところである。

第五節 百貨店

百貨店

小賣市場に於て取扱はれる各種(呉服・洋服・化粧品・文具・家具・旅行具・食料品・藥品・書籍・金物・陶磁器・漆器・貴金屬・寶玉・時計・其他)の商品を、宏莊なる建物内に蒐集し、一管理者の下に經營される小賣組織を百貨店と云ふ。

百貨店は、大資本と、商品券による巨額の無利子資金を以て生産者、卸賣商等を支配して有利に仕入れをなし、或は有利なる委託品を引受ける外種々なる優越點を持つて居る。

博物館、勸工場

百貨店類似のものに博物館、勸工場等がある。然しこれ等は多數の經營者が部分的に商品を陳列販賣するのであつて、組織上全く異なるものである。

百貨店經營の特徴

一、適材店員

營業を戦争と假定するなれば、店員は實戰に参加する兵士である。兵士が弱くては戦争は負けである。小賣店が親代々の傳統にこらはれて居る間に、百貨店は一步先んじて、店員の嚴選と教養に着手した。

昭和六年一月文部省の發表による我が國十一の百貨店(所謂A B級百貨店)の課長六〇%主任五五%は高等小學校出身者でその他の店員も昭和三、四年頃

までは、高等小學校の卒業生が大部分であつたが、近年中等及び高等專門大學卒業生で百貨店へ入店を希望するものが激増し、其の一割乃至五分の少青年が愛嬌、親切、機轉、容貌、態度等の標準によつて、嚴選せられ入店後は、店規、設備、傳票帳簿、金錢受授、包裝、販賣術、商品整理、電話、應待等の訓練を受けるのである。斯くて優良店員を得、適材を適所に配する事が出来る。然し訓練の行き亘らない所又は地方の百貨店中には之に反する者も尠くない。

小賣商店の經營上最も困難とする所は、多量販賣と賣上代金の回收問題である。然るに百貨店は支配下の生産者から、特殊な仕入をするから相當の利益を得ても尙、他の小賣店より割安に販賣する事が出来、然も特別に確實性のある者以外は、現金賣であるから賣上金の回収は極めて容易である。茲に百貨店は異常な強味を持つて居る。

百貨店經營上の特徴は

- a 各種商品の蒐集により販賣（購買）に便利。
- b 顧客の店内出入と買否が自由。

二、仕入、販賣

三、其他



越 三 京 東



ど う そ 新 阪 大

四、サーグイス

- c. 他の小賣店よりも回轉率が高い。
- d. 商品券發行の便益を有す。
- e. 各地へ出張販賣(但し昭和七年八月の東京百貨店協会の申合せにて當分中止)をなす。

大資本を以てする百貨店では、小賣店が企て及ばない各種のサービスが行はれて居る、その主なるものは、

- 1 送迎自動車 自店と主要驛間の顧客送迎(但し昭和七年八月。東京百貨店協会の申合せにより當分休止)
- 2 無料乗車券 地下鐵又はバスの無料乗車券或は割引券贈呈(右同)
- 3 無料配達 顧客の購買品を無料で迅速に而も比較的遠距離まで配達する
東京百貨店協会は、昭和七年八月以後、従来の無料配達區を、千葉市、横須賀市、八王子市及び大宮町の一圓に縮少し、石木炭類、米穀、樽詰品、鮮魚、野菜、生花等を除き無料で配達する事となつた。
- 4 保 姆 子供連れの顧客の爲めに子供室を設け、専門の保母をつけて子供を遊ばせる。
- 5 動物園。
- 6 其 他 郵便局、銀行、ツーリストビューローの開設、演藝會、展覽會、陳列會等の開催により百貨店を一種の歡樂場として居る。

チェーンストア

特徴

或資本又は管理の配下にある多數の小賣店が、仕入を有利ならしめ、販賣の統制と能率増進と経費の節約とを目標として經營する組織をチェーンストアと云ふ。

第六節 其他の小賣市場

- 一、小賣店の増加と百貨店の進出は市場に於ける競争を激くした。故に同一の管理内に共同して各自の競争を避け、對抗力を増大にする。
 - 二、小賣店が聯合すれば其の仕入高は多額に上り従つて有利に仕入れる事が出来る。最近東京市内に於ても洋品、文具、瀬戸物、自轉車等のチェーン式大規模の共同仕入れが行はれて居る。
 - 三、大製産者は大量の消費口を必要とする。此の目的の爲めに、製産者と小賣店とが連鎖店を組織すれば、共同の便益を得る事が出来る。
- 製造業者と販賣店(卸賣)及び小賣店が、一ケの帶革でつながつて居る様に、圓滑に連繋し、圓滿に取引販賣をする事を云ふのである。
- ベルトラインストアとして製造本舗と契約すること、商取引上他店よりも優遇を受け、特定の専門品を販賣すること同時に、本舗から出版される雑誌、ポスター、ビラ、旗其他宣傳媒介材料を供給される仕組となつて

ベルトライン
意義

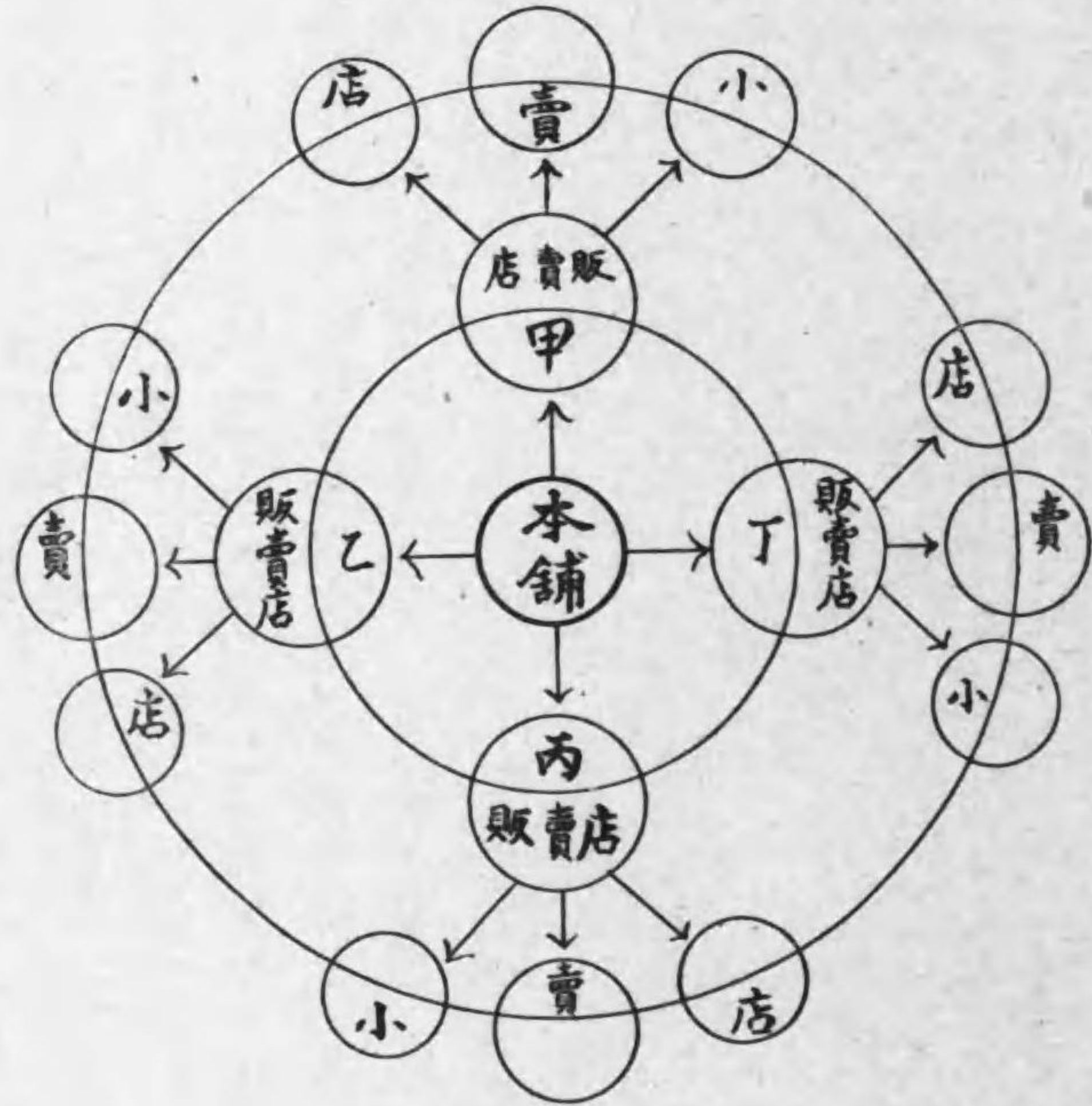
特典

居る。

此の制度は森永製菓株式會社が昭和四年一月から創始した販賣統制であつて、其の組織内容はチエインストアと同様である。

從來同社では其の製品販賣を各地に散在する森永製品販賣會社に取扱はせて、各地の小賣店は此の販賣會社から卸を受けて居たのであるが、此の販賣會社の内の有力な希望店を集めてベルトラインを組織し、キャラメル、ビスケット、チョコレート、ドロツプの四大製品を販賣する小賣店を加盟店としてをるのである。

ベルトライン圖解



第四章 外國貿易

意義

人類の欲望は郷土から地方へ、地方から一國へ、一國から更に世界的に擴大されるものである。即ち我が北海道の檜材、青豌豆、菜豆、薄荷、信州の生絲、静岡の茶、名古屋の陶器等が歐米に需要され、米國の棉花、濠洲の羊毛、獨乙の染料、英國の機械等が日本に購入される様になるのである。

斯様に自國と他國との間に貨物が賣買される状態を稱して外國貿易と云ふのである。

而して外國貿易は、商品の輸送される方向によつて、輸出、輸入、中繼の三種に區別されるのが普通である。

第一節 輸出貿易

自國商品を外國に販賣する場合であつて、其の原因となる、受註文の主なるものは次の事柄によつて發生する。

商品見本。 在外領事館、商務官、又は外國商工會議所、博覽會、展覽

受註文

註文の確定

外國電報

電信コード

會其他に商品見本を送附又は陳列して、購入希望者を募る。

廣告。 外國の新聞雜誌其他に廣告を掲載して購買者を募る。

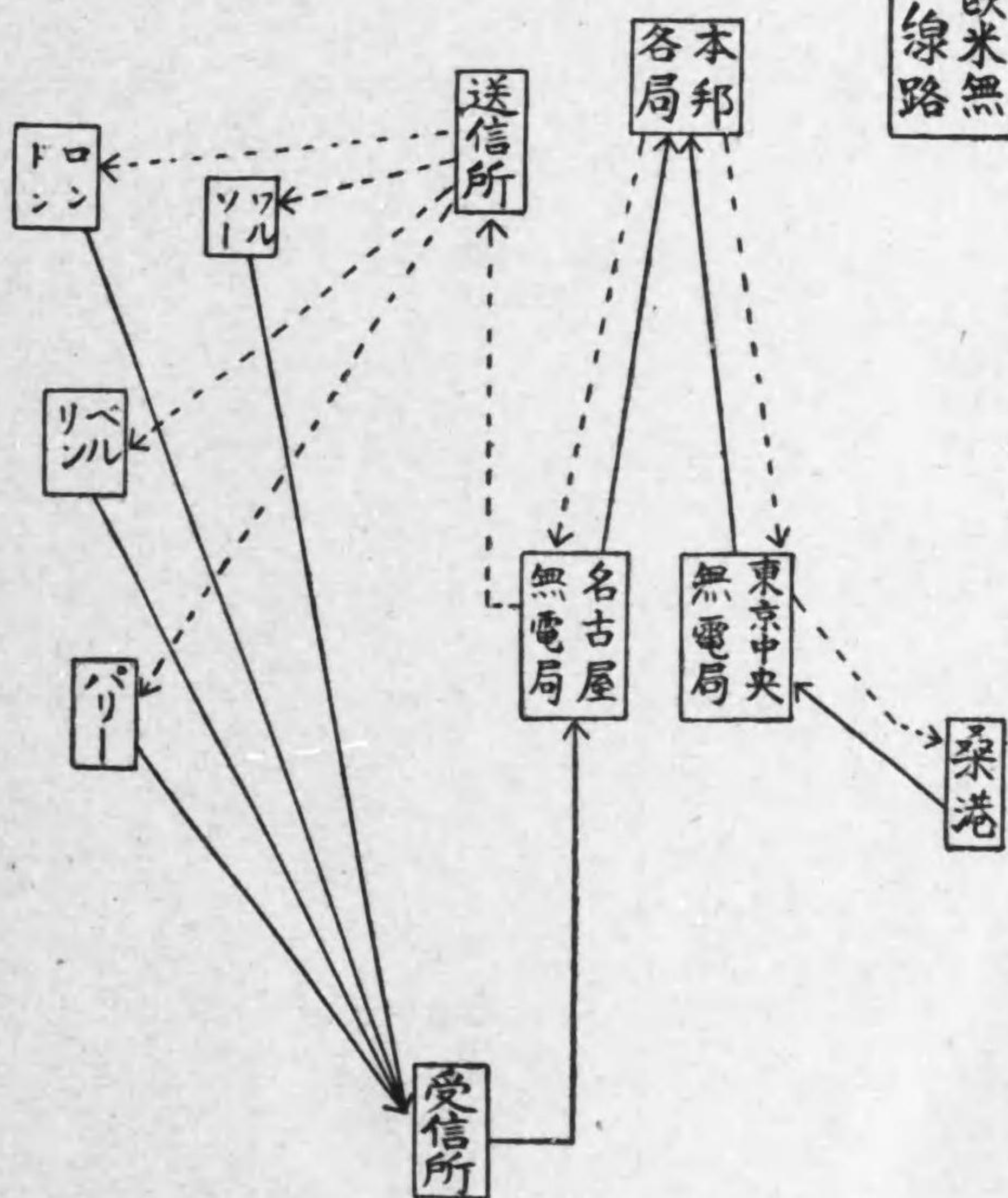
外國よりの照合及び註文の確定は書狀を以てする場合が多いけれども外國電報による事も決して尠くない。

而して外國電報は、其の取扱局に於て賴信紙を以つて依頼する事は、國內電報と同様であるが、一語の料金が高價である外に、宛名にも料金を徴せられるので、普通電信略語、又は電信コードが使用されて居る。

Code word	meaning
abaulus	Buy 100 cases (of 96 tins half pound) canned
abandon	" 150 " (") crab
✓/accession	✓ " 200 " "
abytunt	" 250 " "
✓/baccate	✓/Fancy Grade

外國電信の主なる線及び料金表を示せば、次の通りである。

對歐米無
電線路



IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPHS.

R. No.	out	Time sent	By	Collated by	Charges {		
Delivery office			Class of telegram			Telegram	
Office of origin			No.	Words	Total		
Date	Time		Remarks				
To							

Note—The name and/or address of the sender, if to be telegraphed, should be written as the last word of the message, otherwise the signature is not transmitted but is required to certify the genuineness of the telegram

The address of the sender

The signature of the sender

IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPHS

No. of Paper

第六十五號

逓信省經理局印刷

外國電信料金（通常一語）（昭十一・四改正）


着信地	料	金
新 京	四〇	円
北 平	八七	分
上 海	五二	分
香 港	一〇九	分
桑 港	二、一三	分
紐 敦	二、五九	分
倫 敦	二、四一	分
巴 里	二、四一	分
伯 林	二、四一	分
ワルソ	二、四一	分

海外よりの注文状は、必要上多くの附帯條項を具備して來るものであつて、其の主なるものは、品名、品質、等級、銘柄、數量、値段、積み出し期限、到着港、荷造、代金支拂方法等である。今倫敦よりの青豌豆注文書によつて其の實例を示せば次の通りである。

注文状

注文書第壹百號

昭和十年九月貳拾五日
小樽加藤商店御中

品名	日本産青豌豆
品質	壹等品
數量	壹百噸(但し壹噸貳千二百四十封度とす)
荷造り	壹百封度宛麻袋入れのこと
荷印	 と印すべきこと
値段	壹百封度に付十六磅替とす 但しcif倫敦のこと
積出し	千九百三十五年十月中小樽積出しのこと
條件	ミッドランド銀行確認信用狀に據ること

倫敦 ローレンス兄弟商會

1. 倫敦より青豌豆の注文

London September 25th, 1935.

Order No. 100

Messrs. T. Katoh & Co.,


Otaru

Article : Japanese Green Peas.

Quality : No. 1 Grade.

Quantity : 100 tons of 2240 lbs.

Package : 100 lb to be packed in a gunny bag.

Mark : to be marked as 

Price : at £16 (Sixteen pounds) per 100 lbs. cif London

Shipment : to be made during October 1935 from Otaru

Terms : Under the Midland Bank, confirmed Letter
of Credit

Lawrence Bros. & Co.

貨物が賣主の手を離れて、海外の買主の手許に至るまでには、汽車、船、汽船等多数の運輸機關の手を経なければならぬが、其の都度積揚げ積卸等で、粗暴に取扱はれる事もあるから、輸送中又は保管中、内容を害はない様堅牢に荷造しなければならぬ。

荷造りの方法は、商品の種類によつて色々異なるけれども、木箱、亞鉛ブリキ、油紙、アンペラ、蕙包み、或は釘付け、鐵帶、麻、二重袋、罐瓶詰等がある。

輸出貨物には必ず荷造の表面に荷印を附する慣習になつて居る。之は貨物が購買者の手許に到着するまでに、税關、汽船、汽車其他荷も其の貨物が通過する所に於ては、全部此の荷印によつて仕譯けられるからである。

荷印は又他の貨物との混同を防ぐ外、一見何所行きの貨物であるかを明にする爲めにその下に到着港名を明記する事になつて居る。

又積残り或は途中の紛失等を一目して知る爲めに、荷印の側に荷造番號も附されて居る。荷印の型には色々あつて、其の内外には先方商店

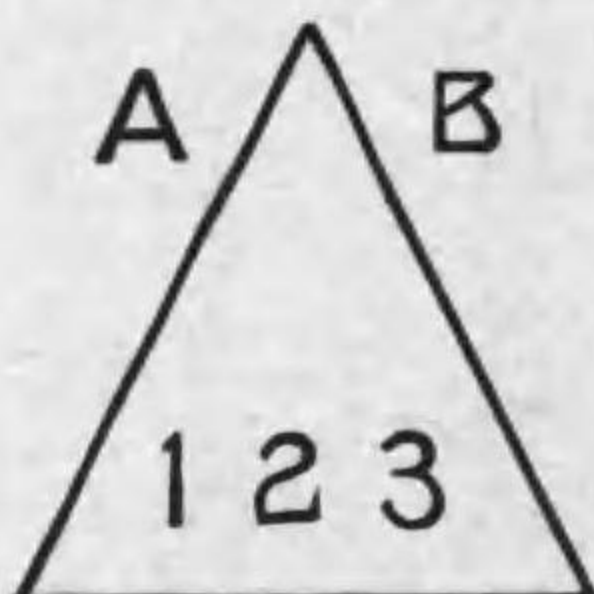
の頭字又は註文番號を刷り込む習慣もある。今二三の例を擧げることの通りである。

(菱形)



Sydney

(三角)



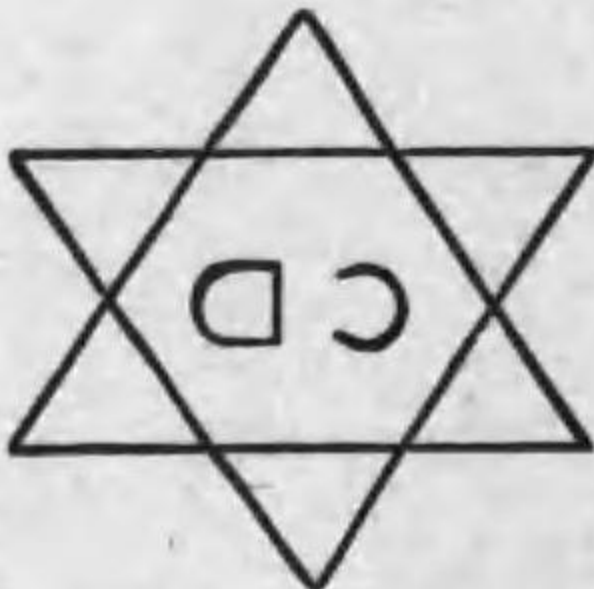
San Francisco

(丸形)



New York

(籠目)



London

其の他貨物の性質が濕氣を嫌ふ場合は、外側に“Keep in cool dry Place”と、又手鍵を禁ずる場合には“Use no hook”等の記載する場合もある。

各船會社の船舶出帆表の内から、註文書の船積期限内に出帆する、適當な船舶を決定し船會社に對して、其の決定した船舶に、所用の船腹を分割して貰ふ様に依頼する事が必要である。

上記の交渉を受けた船會社は、船腹の分割が出来る場合には、船積依頼者に、船積指圖書 Shipping Order を交附する。この指圖書には貨物の品名、マーク、番號、個數、重量、容積、及積送人の氏名又は商號を記載し、又積載すべき船舶の船長に對して、「該貨物が荷造其他輸送に差支へない包装である時は、本船に積込む様に」と云ふ指圖が與へられ、此の指圖書を受取つた荷主は、前述の様に荷造をした貨物を指定の場所に搬出し又は舳に乗せて積取りを待つのである。

此の場合一方税關に對しては、輸出の申告をしなければならぬ。輸

出の申告は仕向港、仕向地、記號番號、品名、數量、價格其他を記載した輸出申告書によつてせられる。税關では申告書に基いて貨物の検査をなし、差支へのない場合は輸出免狀を下附する。

斯様にして通關手續が終ると、公認の計量業者 Public Weigher の手によつて、貨物の計量をなさせ、之を前述の船積指圖書、船員受取書等に記入し、本船の貨物係に差出すのである。

本船では、之等の書類と貨物を照合し、異狀がなかつたら、船員受取書 Mate's Receipt に、一等運轉士が署名して、積送人に交附し、積送人は之によつて、運賃を支拂ひ船會社から船荷證券 Bill of Lading の交附を受けるのである。

船荷證券とは之を引換に荷受主が、本船から荷物を受取る事の出来る書類であつて、輸出業者にとつても、荷爲替を取組むに必要な書類で商業書類中最も重要なものの一つである。即ち此の證書は其の内に記載された貨物は、正に本船内に積載した事を承認し、到着地に於て指定された荷受主又は所定の裏書をして提出した者に引渡す事を、約束したものと

て、船會社又は其の支店、出張所、代理店若くは、積載船舶の船長が署名するものである。

而して其の書式は、船會社により、又同一會社でも航路によつて多少異つて居るけれども、其の内容に至つては略同一である。尙詳細は交通論海運の項に述べてある。

海上保険


輸出貨物の搬出が終れば、積出港から仕向港に到るまでの、海上保険を附けねばならない。それは、海難其他の事故から起るべき損害を填補させる爲めである。故に後日保險會社から苦情の出ない様に、海上保險申込書に、貨物の品名、數量、記號、番號、保險金額、保險種類、船積港到着港及び支拂地等を正確に記載し、保險會社から交附される保險證券その各項が先の申込と相違して居ないかを充分に精査しなければならぬ。又保險金額の算定は普通(一)金額の一割を豫期利益として加算したものである、端数を切り上げて決定されるのが普通である。(詳細は海上保險の例は次の通りである。)

(1) No. 100

THE TOKYO MARINE AND FIRE
INSURANCE COMPANY, LIMITED.

Head Office, Tokyo, Japan.

We beg to inform you we are shipping the undermentioned goods by S. S. „Atsuta Maru” and shall be obliged by your issuing certificate on f. p. a. policy w. a. conditions for us.

Marks & Numbers	Interest	Value	Payable in
 No. 300/99 London 100 cases	Canned Crab	£ 847.00	London
			At Exchange
Voyage via Suez.			Rate

Otaru, March 1st. 1935

N. Tanaka & Co.

CERTIFICATE OF ORIGIN.

I, Taro Katoh,
the undersigned, of The First Trading Co., Ltd.,
Sancho-me, Ginza, Kyobashi, Tokyo.
Do hereby solemnly and truly declare that I am Managing Director
of The First Trading Co., Ltd., Sellers

Of the goods mentioned and described in the indorsement hereof,
and that all the particulars there in stated in respect of the said
goods are correct and true.

Dated this 22nd day of
April 1935.

Per pro The First Trading Co.,
T. Katoh

I, J. S. Decksee, British Consul General in Tokyo, do hereby
certify that the above declaration was made in my presence and to
my satisfaction on this

22 nd day of April 1935.

J. S. Decksee
British Consul-General
in Tokyo



(Validity of this Certificate expires at the end of one year
from the date of issue.)

No. 1935

輸出すべき相手國及び其の商品の如何によつては、輸入の許否も、税
率の關係上原産地証明書即ち貨物の生産地を證明する書類(次頁参照)が必要
である。而してこの證明は其の輸出地に駐在する領事が行ふのが普通で
あるが仕向國によつては、輸出業者自身が送狀の末端に生産地の宣言を
する場合もある。

此の書類は、輸出業者が荷爲替取組みに使用するばかりでなく輸入業者は其の貨物が自國に到着した場合は自國之を自國


横濱の小野商會よりシドニーの Robert Stephenson & Co. へ絹ハンカチーフを積出したる際の Invoice
 INVOICE NO. 1000
 Invoice of Twelve (12) cases Silk Handkerchiefs shipped per s.s. "Nikko Maru" for Sydney, Australia, ONO & CO., YOKOHAMA, by order and for account and risk of Messrs. Robert Stephenson & Co., Sydney.
 Indent No. 123 dated January 10th, 1935
 INSURANCE covered by The Tokyo Marine Insurance Co., Ltd.

	Silk Handkerchiefs	Cif Sydney per doz.	
Sydney No. 15/20	6 cases — 1200 doz. each contig 200 doz. Sample No. 2981 14" x 14" Brim 1/2" Designs No. 1 to 7 assorted in each case	3/1	£ 185 00
No. 21/26	6 cases — 900 doz. each contig 150 doz. Sample No. 2973 16" x 16" Brim 1/2" Designs No. 3 to 5 assorted in each case —E. & O. E—	5/11	266 50
			£ 451 00

Yokohama March 1st, 1935.
 ONO & Co. (Signature)
 Draft drawn at 60 d|s D/A

Invoice

積出されたる商品の品名、荷印、數量、個數、價額諸掛其他を明細に記入した勘定書を送状 Invoice シムひ、重要輸出書類中の一つである。

Number and Description of packages.	Marks.	Numbers.	Quantity.	Class and Description of Goods.	Place or Country of Manufacture or produce.	Port of shipments	Date of Shipment.
100 Cases	 London	100 Cases	5000 doz.	Cotton Hosiery Goods	Japan	Yoko-hama	25th April
				J. Katoh Managing Director of the First Trading Co, Ltd.			

The Declarant shall sign below the last line

税關に提出して、輸入手續の重要材料とするものから充分に注意して作成しなればならぬ。

INVOICE NO. 1001


INVOICE of Five Hundred (500) cases Canned Crab shipped at Yokohama per s. s. "Inaba Maru" for London. by order of Messrs Spicer & Co., Ltd. on account and risk of those concerned, by

N. ITO & CO., YOKOHAMA.

Order No. by Cable of 2nd Feb.

INSURANCE effected here.

Yokohama, March 2nd, 1935

Marks & Numbers	Packages	Description	Price	Amount
 London No. 200/499 No. 500/699	300 cases	Canned Crab "North sea" Brand Fancy Grade 96/1/2 tins per case @	Cif London 155/-	£ 2,325.0.0
	200 cases	"Blue No. 1," Grade, unlabelled 48/1 tins per case @	120/-	1,200.0.0
	500 cases	—E. & O. E.— N. ITO & CO. (Signature)		£ 3,525.0.0

領事
インヴォイス

荷爲替手形

駐外領事が署名するインヴォイスを領事インヴォイスと云ひ、北米合衆國に輸出する貨物に必要である。員數は普通三通であつて、一通は該領事の控となり、他の一通は輸入地の税關へ直送せられ、残りの一通が輸出業者の手に戻つて、荷爲替取組の資料となるのである。又シヤトルまで汽船で積送られ、シカゴに於て輸入手續をする様な場合には、更に今一通必要となつて来る。

貨物の積送に關連し、輸出業者即ち出荷主が、輸入業者又は其の指定する銀行宛に、振出す手形を荷爲替手形 Documentary Bill と云ひ、單純な支拂委嘱の爲替手形 Clean Bill と區別して居る。

而して此の手形は三通乃至三通發行せられ、最初に提示されたものに對して支拂はれる事になつて居る。

手形金額は歐洲向の場合は磅、米國向の時は弗又銀貨國向の際は圓とされるのが普通である。

貨物が普通註文によつて輸出された場合、其の代金の回収は本來なら

荷爲替の取組

- a 船荷證券
- b 保險證券
- c 送り状
- d 原産地證明書
- e 荷爲替手形
- f 信用状

爲替振出案内

ば、該貨物が注文主の手に入った上、先方から送附されるまでは受領する事が出来ない。斯くては、限りある資本を以て營業する輸出業者の蒙る不便は多大なものである。茲に荷爲替の制度が発生したのである。

輸出業者は貨物の發送と同時に、前述の船積書類即ち船荷證券、保險證券、送り状、原産地證明書、爲替手形其他が調成された時は、豫ねて送附を受けて居る先方の信用状と共に外國爲替取扱銀行に持參して積送貨物を擔保に此等の書類の買取りを求むるのである。然る時は銀行は、手形満期日までの利子を差引き、其の日の爲替相場で換算した手形金額の支拂をして呉れる。故に輸出業者は、貨物の發送と同時に、代金の一部又は全部を前取し、之によつて更に次の輸出に着手する事が出来るのである。

上述の如く荷爲替を取組んだ場合、船積に關する書類は全部、銀行の手を経て送附されるものであるから、輸入業者に對し、銀行から爲替手形を提示される前に、船積、荷爲替取組み其他に關し詳細なる通知をする事が便宜であり且つ必要である。尙此の案内に送状 其他の寫しを添附すれば一層便利である。次に其の案内状の形式を示さう。

Freight: as per B/L	2268,04		
Marine Insurance: 4,30 on \$227000-	81,00		
Consular Fee	5,02	3389 06	
		of 21,100 94	
Green Weight 204,000 lbs.			
Net Weight 200,000 lbs.			
N.B.—Always state the cost of packing, and all other costs, charges and expenses.			

The above invoice is correct and true.

(Signature of purchaser or seller or Agent of either.)

T. Hatch & Co.
(Signature)

PURCHASED BY IMPORTER

Invoice No. _____ issued in { TRIPLICATE. QUADRUPPLICATE.

Certified _____ 19

AMERICAN CONSULAR SERVICE

AT

YOKOHAMA, JAPAN.

Date, March 28th 1932

Seller, S. Takahashi & Co.
Yokohama

Purchaser, Lawrence Bros & Co.
San Francisco, Cal.

Name of vessel or railroad, _____
"Teiyo Maru"

Port of shipment, Yokohama, Japan.

Destination of Goods, San Francisco Cal.

Port of arrival, San Francisco, Cal.

Port of entry, San Francisco, Cal.

Amount of invoice, Yen 24489.06

Kind of goods, Japanese Green Peas

FORM No. 138

Declaration of Purchaser or Seller or Duly Authorized Agent of Either

J. Katoh & Co.
Yokohama, Japan, do solemnly and truly declare that I am the Sellers
(Purchaser or Seller.)

of the merchandise in the within invoice mentioned and described; that the said invoice is in all respects correct and true, and was made at the place named therein, whence the said merchandise is to be exported to the United States of America; that said invoice contains a true and full statement of the time when, the place where, and the person from whom the same was purchased, or agreed to be purchased, and the actual cost thereof, price actually paid or to be paid therefor; and all charges thereon; that no discounts or commissions are contained in said invoice but such as have been actually allowed thereon; that all drawbacks or bounties received or to be received are shown thereon; that no different invoice of the merchandise has been or will be furnished to anyone, and that the currency in which the invoice is made out is that which was actually paid or to be paid for the said merchandise.

I further declare (A)

I further declare that it is intended to make entry of said merchandise at the port of San Francisco in the United States of America

Dated at Yokohama, Japan, this 28th day of March 1932

J. Katoh & Co.
(Signature)

The signature to a declaration made by an agent should show the name of the principal, the name of the agent, and an indication of the authority by virtue of which the agent acts.

FORM No. 140.

CONSULAR CERTIFICATE

(Date) _____ 19

I do hereby certify that the invoice described in the indorsement hereof was this day produced to me by the signer of the annexed declaration.

I do further certify that I am satisfied that the person making the declaration hereto annexed is the person he represents himself to be, and that the prices given in the invoices agree with the actual market value or wholesale price of the merchandise described in the said invoice in the principal markets of the country at the time of exportation, excepting as noted by me upon said invoice, or respecting which I shall make special communication to the proper authorities.

I further certify _____

that a fee of \$2.50 United States gold, equal to Yen 5.02, has been paid by affixing stamps to the duplicate copy of this document.

Witness my hand and seal of office the day and year aforesaid.



領事署名

Vice Consul of the United States of America

30th Jan. 20.

INVOICE.

Invoice of Two Thousand (2000) bags Green Peas 1932
 purchased
 by Messrs Lawrence Bros & Co. of San Francisco, Cal.
 from S. Takahashi & Co. of Yokohama, Japan. March 28th
 to be shipped per S/S "Senyo Maru" sailing on March 30th, 1932, for San Francisco.

MARKS, NUMBERS, AND QUANTITIES	FULL DESCRIPTION OF GOODS	PRICE PER UNIT.	TOTAL AMOUNT.	CONSULAR CORRECTIONS OR REMARKS
	No. 1 GREEN PEAS			
2000 Bags-	200,000 lbs. net	12.245 $\frac{1}{2}$	24,490.00	
	each bag contg. 100 lbs. net.	<i>Oil</i>		
	- Charges -			
	Packing 12000 bags @ $\frac{1}{2}$ 50	1,000.00		
	Forwarding $\frac{1}{2}$ 20 per ton	20.00		
	Shipping: $\frac{1}{2}$ 15 " "	75.00		
	Freight: as per B/L	2,268.04		
	Marine Insurance: $\frac{1}{2}$ 30 on $\frac{1}{2}$ 25000-	81.00		
	Consular Fee	5.02	3389.06	
		$\frac{1}{2}$	21,100.94	
	Gross Weight <u>204,000 lbs.</u>			
	Net Weight <u>200,000 lbs.</u>			
	N.B. - Always state the cost of packing, and all other costs, charge and expenses.			

The above invoice is correct and true.

(Signature of purchaser or seller or Agent of either.)

T. Hatch & Co.
 (Signature)

輸入は輸出の反対である故に、前述の輸出手續を反対の立場に於て見れば、了解出来る。依て茲には只其の異なる點及び輸入手續獨特の事柄を述べやう。

第二節 輸入貿易

Yokohama, March 28th, 1935.

Messrs. Lawrence Bros. & Co.,
San Francisco.

Dear Sirs,

We take the pleasure to advise you that we have this day drawn on your goodselves for the amount of \$ 12,000—at 60 days after sight, under the Letter of Credit No. 1000 date February 20th, through The Yokohama Specie Bank, Ltd., against shipment of 100 tons of Green Peas, shipped per S. S. "Tenyo Maru" sailing here on March 30th for San Francisco.

Enclosed please find our Invoice No. 20 covering the above.

Recommending our draft to your kind protection we are, Dear Sirs,

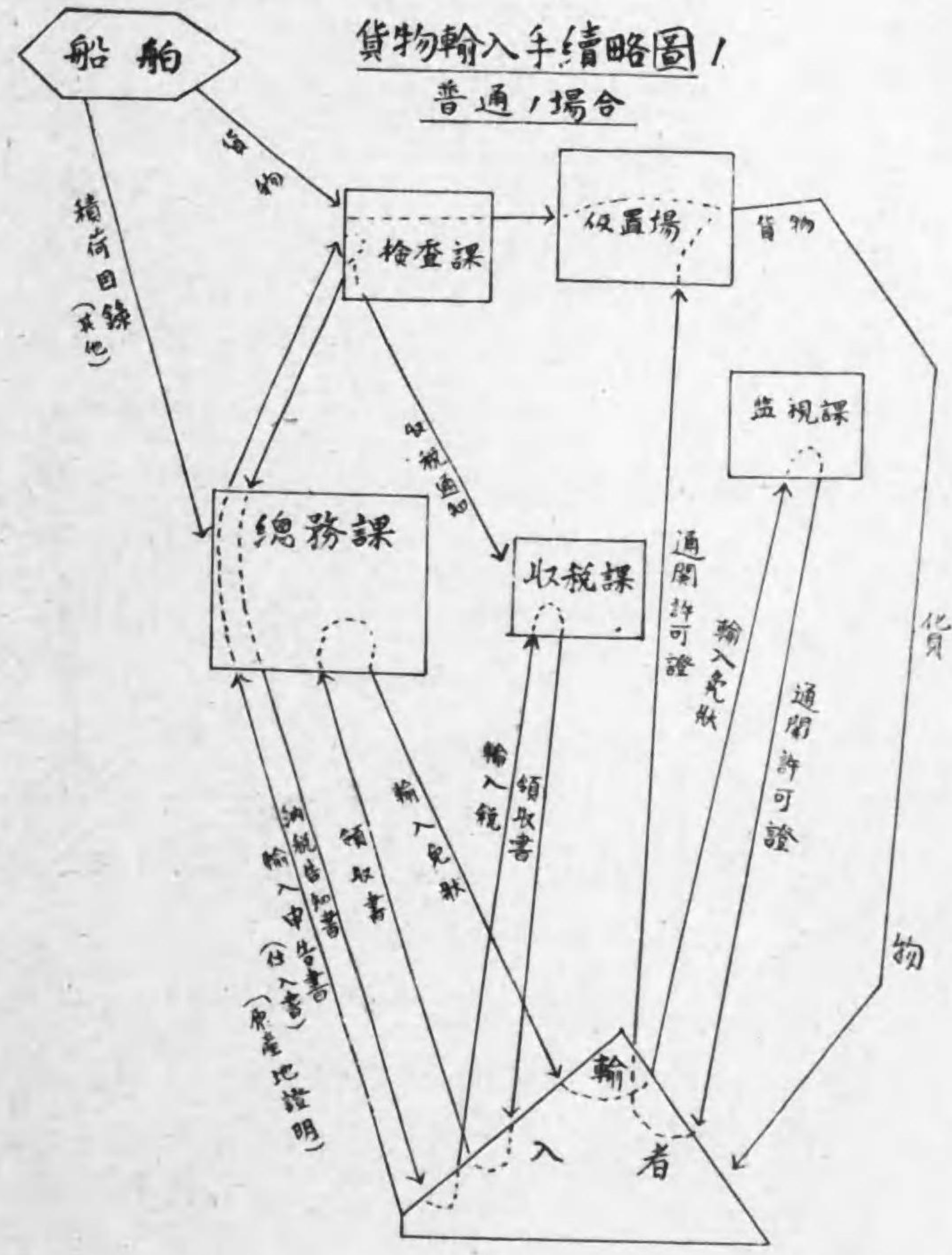
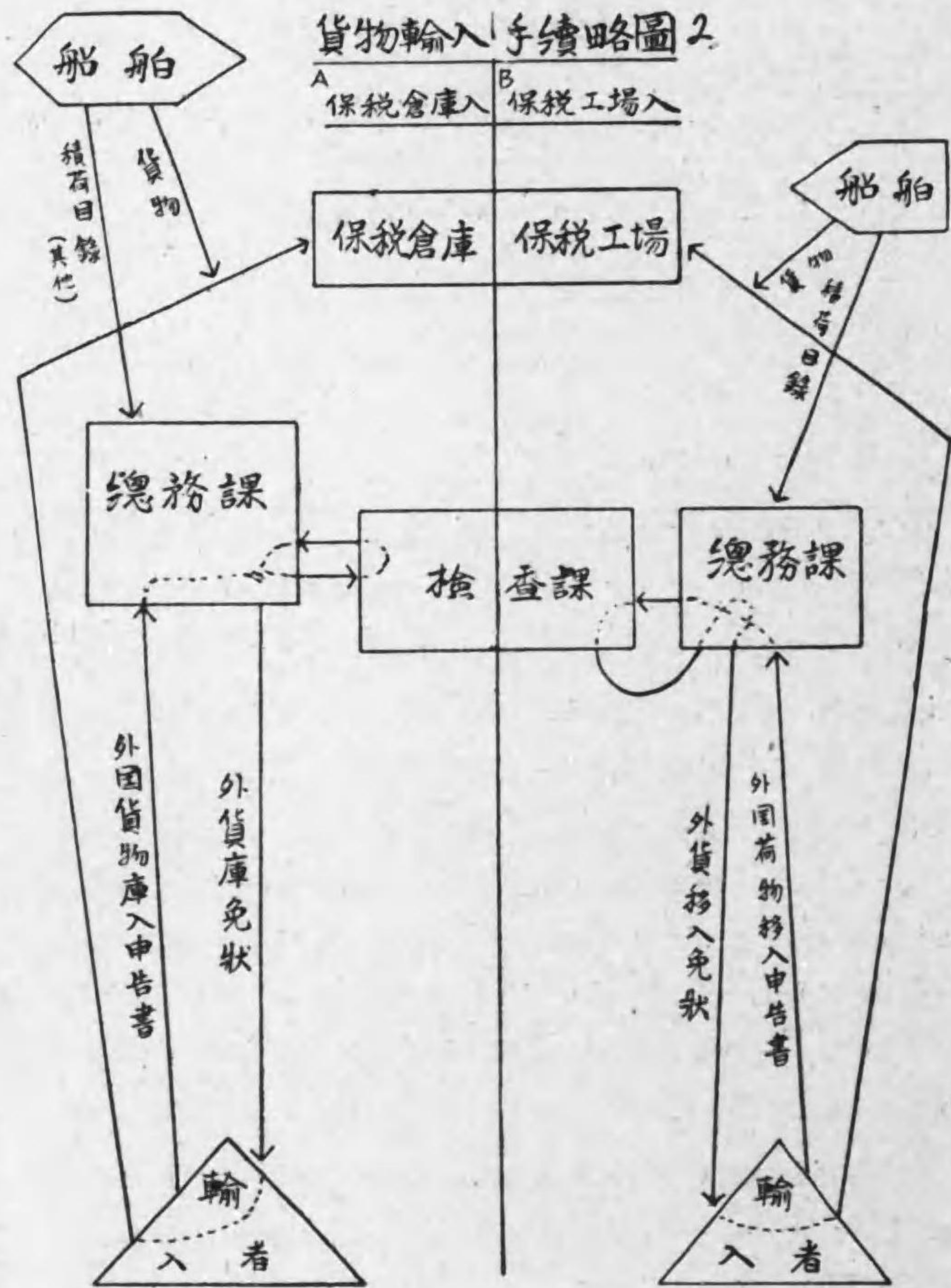
Yours Truly,
T. Katoh & Co.

5078 Jan. 20.

INVOICE.

Invoice of Two Thousand (2000) bags Green Peas 1932
Yokohama, Japan. March 28th purchased
 by Messrs Lawrence Bros & Co. of San Francisco, Cal.,
 from S. Takahashi & Co. of Yokohama, Japan,
 to be shipped per S/S "Tenyo Maru" sailing on March 30th, 1935, for San Francisco.

MARKS, NUMBERS, AND QUANTITIES	FULL DESCRIPTION OF GOODS	PRICE PER UNIT.	TOTAL AMOUNT.	CONSULAR CORRECTIONS OR REMARKS
	No. 1 GREEN PEAS			
2000 Bags -	20,000 lbs. net	per 100 lbs.		
	each bag contg. 100 lbs. net.	12.245	24,490.00	
	- Charges -	Ref		
	Packing 2000 bags @ 5.00	1,000.00		
	Forwarding 1/220 per ton	20.00		
	Shipping: 7.50	75.00		



loss in consequence of such shipments being delayed or the goods turning out on arrival to be of defective quality or wrong description, or under any other circumstance whatever.

Yours faithfully T. KATOH & Co.

(Signature)

I/we hereby guarantee the due performance of above contracts and take all responsibilities in connection therewith.

(Signature)

N. B. Marine Insurance will be covered by the shipper

譯文

印紙

證

- 1. 手形支拂期限 一覽後六拾日拂
- 1. 手形面貨幣種類 合衆國通貨
- 1. 爲替取組極度額 金七千弗也
- 1. 積出商品名 米國製鋁力板
- 1. 爲替取組期間 昭和十年貳月貳拾八日限

信用狀申込書

Revenue Stamp Tokyo, January 15th, 1935

To The Yokohama Specie Bank, Limited, Tokyo.

Dear Sirs,

I/We request you to forward instructions by

Mail/Cable to your San Francisco office to pay to Messrs. T. W. Simmons & Co, at San Francisco Cal. U. S. A, any sum or sums not exceeding in all \$ 7,000,- say Seven thousand Dollars in U. S. Currency against his/their receipt or receipts, accompanied by a full set of shipping documents viz:— Bills of Lading, Invoice, and policies of Marine Insurance, covering the shipment of 1,000 cases Tin Plates ordered by me/us, and for the reimbursement of the amount so paid, your above mentioned office to draw upon me/us in U. S. Currency at usance of Sixty(60) days after sight (Stamp duty for the draft being borne by me/us may be added to the amount of the draft) until February 28th, 1935.

In consideration of such draft or drafts being drawn by your Bank I/we hereby engage duly to accept and pay the same at maturity, and undertake to hold you harmless from any damage or

今般^社より北米合衆國桑港^社テイ・ダブリュー・シモンズ商會へ前記の商品を注文致候に付ては同^社より船荷證券、海上保險證券及「イングオイス」を貴行桑港^{支店}へ差出候節は其の「イングオイス」面金額を同^社受取證に對し御支拂の上右に對し同^{支店}より^社に宛前記の通り荷爲替手形、(但し手形に印紙貼用を要するときは印紙税は^社に於て負擔可致に付本文手形面に御加算相成度候)御振出相願度に付同^{支店}へ其旨御指圖方御依頼申候處御承諾被下候に付ては該爲替手形御呈示次第^社に於て直ちに支拂引受をなし期日無相違支拂可申候萬一該商品延着又は品違其他如何なる事情相生じ候とも聊か貴行に御損耗相掛申間敷候仍而證書如件

昭和十年壹月拾五日

依頼人 加藤商店^印

萬一依頼人に於て前記の義務を果さざるときは^社に於て之を引受け直に其義務を履行可致候

保證人 ^印

横濱正金銀行東京支店御中

迫て本文積荷海上保險は積出人に於て附せらるべきものに御座候

荷爲替手形の引受支拂

手形引受渡

貨物が輸出國から積出された時には、積出案内書ご前後して、銀行から荷爲替到着の通知がある。而して此の場合輸入業者が貨物引取りの爲めにする方法に二つある。

手形の満期日は六十日若くは九十日が普通であるから、輸入業者は其の手形面に引受の意味を表示して、關係書類を受取り、船會社に到つて貨物を受取る方法で、之を D/A (Documents against Acceptance) と云ふ。

手形支拂渡

手形が參着拂である場合、輸入業者は之を支拂はなければ、關係書類を受取る事が出来ない、従つて貨物を受取る事も出来ない。此の方法を D/P (Documents against Payment) と云つて居る。

通關手續

實際には前者即ち引受渡の方が多く使用されて居る。

輸入業者は、荷爲替手形の支拂ひ又は引受けによつて、關係書類の交附を受けて、之を船會社に持參して到着貨物を引取るのであるが、輸入貨物であるが故に、通關手續を経なければならぬ。通關手續は、陸揚、輸入申告、検査、納税、輸入免許及び貨物の引取り等である。

陸揚
Landing

輸入申告
Declaration of
Importation

貨物を陸揚する場合、船長は先づ積荷目録 Manifest を税關長に提出し、乗船官吏の出張を待ち、陸揚票を受けて税關構内又は税關指定の場所に陸揚げをするのである。

輸入業者は、陸揚された貨物に對し、税關所定の、輸入申告書々式に積載船名、船舶國籍、入港年月日、船荷證券番號、積出地、仕入地、產地又は製造地、貨物の記號番號、包装の種類、個數、品名、數量、價格等を記入し申告者の署名をなし先着のインヴオイスと共に税關總務課申告係へ提出するのである。

申告係は、之を先に船長から届出た積荷目録と對照して、相違なければ書類を検査課へ廻付する。

陸揚されて上屋にある貨物は、其の記號番號毎に二三を抜いて、検査場に移し、検査官吏によつて、検査され、交易品、禁製品、無税品、有税品、或は従價税品、従量税品等に區別されて、輸入の許否と課税の種類程度等が決定される。

斯くて書類は査定係に廻り、税率を決定し、納税告知書の發行となる

検査
Examination

納税

BILL OF EXCHANGE

No. _____ Exchange for US \$500⁰⁰ Tokyo August 17th 1933

At sight of this

of Exchange (Second being unpaid) pay to the order of
The Mitsubishi Bank Limited the sum of
Five hundred U.S. Dollars only

Value received Drawn under New York Exchange Bank, Ltd.
letter of credit no 2000 dated July 1st, 1933

To New York Exchange Bank, Ltd. TOKYO TRADING CO.
New York City. S. Iwano ^{MANAGER}

BILL OF EXCHANGE

No. _____ Exchange for US \$500⁰⁰ Tokyo August 17th 1933

At sight of this

of Exchange (First being unpaid) pay to the order of
The Mitsubishi Bank Limited the sum of
Five hundred U.S. Dollars only

Value received Drawn under New York Exchange Bank, Ltd.
letter of credit no 2000 dated July 1st, 1933

To New York Exchange Bank, Ltd. TOKYO TRADING CO.
New York City. S. Iwano ^{MANAGER}

外國爲替手形

一 申告書ハ黒「インキ」ヲ以テ
 讀ミ易キ様記入スヘシ

一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依
 リ詳細ニ記入スヘシ雜貨又
 ハ商品ト云フカ如キ汎稱ヲ
 用ユヘカラス

一 價格ハ輸入港ニ到着シタル
 時ノ價格ナルヲ要ス

一 關稅定率法第八條第一號ノ
 物品ナルトキハ輸入ノ目的
 加工ノ種類及加工者ノ氏名
 ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

一 關稅定率法第八條第二號乃
 至第七號及第十條ノ物品ナ
 ルトキハ輸入ノ目的及輸出
 港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

INSTRUCTIONS.

- I—The declarant shall present the invoice of the declared goods, any.
- II—In order to enjoy the benefit of conventional tariff, the declarant shall state the origin.
- III—The declaration shall be written with black ink readably.
- IV—Name of articles shall be described in accordance with the regulations. No generic names such as sundries or merchandise shall be allowed.
- V—Value of article shall be the value at the time of arrival at the port.
- VI—In case of importing articles mentioned in No. 1 of Art. VI of the Tariff Law, the purpose of importation, the kind of additional works and the port of re-exportation shall be stated in the column of Remarks.
- VII—In case of importing articles mentioned in No. 2 to 7 of Art. VI of the Tariff Law, the purpose of importation and the port of re-exportation shall be stated in the column of Remarks.

5
9

積載船名 "Tsuruga Maru" 入港年月日 2/16/1932.
 船舶國籍 Japan 檢查申請年月日時

輸入申告書
 DECLARATION FOR IMPORTATION.
 受付年月日時

申告番號 5
 告知番號 9

指定

船荷證券 番號 No. of B/L.	積出地 Place of Shipment.	仕入地 Place of Purchase.	産出地又ハ製造地 Place of pro- duction or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Numbers and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	數量 Quantity.	價格 Value.	鑑定價	稅目 番號	稅率	稅類
1 No. 100	New york	New york	Cleveland	TK	1,000 Cases	Tin Plate	112,000 sheets	¥. 15,000.00				
2												
3												
4												
5												
6												

申告者 Declarant. 加藤商店	國籍 Nationality. 日本	一個ノ重量	備考 Remarks.	製産原地證明書承認欄	總務課	調定額
申告年月日 Date. 昭和七年貳月拾八日	住所 Address. 横濱市山下町一〇〇番	1			検査課	
		2				
		3				
		4				年月日調定

横濱税關許可

添付書類 Documents attached.

(横濱税關書式 Yokohama Customs form.)

輸入免狀
IMPORT PERMIT

申告番號 5
告知番號 9
稅關

積載船名
Name of Vessel. Tsuruga Maru
船舶國籍
Flag. 大日本

昭和七年貳月拾八日



記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Numbers and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	數量 Quantity.	稅目番號 Tariff No.	一個ノ重量 Weight of one package.
1	TK 1,000 Cases	Tin plates	112,000 sheets	295	105 lbs
2					
3					
4					
5					
6					

申告者
Declarant 加藤商店

輸入申
DECLARATION FOR

積載船名
Name of Vessel "Tsuruga Maru"
船舶國籍
Flag Japan
入港年月日
Date of arrival. 2/16/1932.
檢查申請年月日時

指定

船荷證券 番號 No. of B/L	積出地 Place of Shipment.	仕入地 Place of Purchase.	產地又ハ製造地 Place of pro- duction or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Numbers and Description of Packages.	品名 Name of Articles.
1	No. 100	New york	New york	Cleveland	TK 1,000 Cases	Tin Plate
2						
3						
4						
5						
6						

申告者
Declarant. 加藤商店
國籍
Nationality. 日本
申告年月日
Date. 昭和七年貳月拾八日
住所
Address. 橫濱市山下町一〇〇番

添付書類 Documents attached.

輸入申告心得

- 一 申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ又仕譯書アルモノハ成ルヘク之ヲ差出スヘシ
- 一 協定税率ノ便益ヲ受ケントスヲ者ハ製産原地證明書ヲ添付スヘシ
- 一 申告書ハ黒「インキ」ヲ以テ讀ミ易キ様記入スヘシ
- 一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依リ詳細ニ記入スヘシ雜貨又ハ商品ト云フカ如キ汎稱ヲ用ユヘカラス
- 一 價格ハ輸入港ニ到着シタル時ノ價格ナルヲ要ス
- 一 關稅定率法第八條第一號ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的加工ノ種類及加工者ノ氏名ヲ備考欄内ニ記入スヘシ
- 一 關稅定率法第八條第二號乃至第七號及第十條ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的及輸出港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

INSTRUCTIONS.

- I.—The declarant shall present the invoice of the declared goods, together with the specifications, if any.
- II.—In order to enjoy the benefit of conventional tariff, the declarant shall present the certificate of origin.
- III.—The declaration shall be written with black ink readably.
- IV.—Name of articles shall be described in accordance with the requirements of the Import Tariff. No generic names such as sundries or merchandise shall be allowed.
- V.—Value of article shall be the value at the time of arrival at the port of importation.
- VI.—In case of importing articles mentioned in No.1 of Art. VIII of Customs Tariff Law, the purpose of importation, the kind of additional works and the name of artist, shall be mentioned in the column of Remarks.
- VII.—In case of importing articles mentioned in No. 2 to 7 of Art. VIII and Art. X of Customs Tariff Law, the purpose of importation and the port of re-exportation shall be mentioned in the column of Remarks.

1	2	3	4
乙 號 統 計			

	1	2	3
乙 號 統 計			

輸入免許

其の告知書に基いて、輸入業者が納税をすれば、税関は輸入免状 Import Permit を下附する。

貨物の引取り

輸入免状を監視部の倉庫係に提示して、貨物に検印を受け、別に通關申告書々式に各項の記入、調印をして提出し、通關許可證を得、之を檢察係門衛に示し始めて貨物を税関構外に搬出するのである。

茲に於て貨物は、完全に國內品となり、輸入商は自己の意思に基いて自由に處分する事が出来るのである。

税関貨物取扱人

前述の様に貨物の輸入手續は甚だ繁雜であつて、經驗に乏しい輸入業者には頗る困難であるばかりでなく、事務不馴れのため、手續上遲延を來し、引いては商機を逸する事が無いとも限らない。

税関貨物取扱人は斯る要求から生れたものであつて、取扱人は通關手續上各種の經驗を有ち、總ての手續を知悉し、保證として税関に相當の供託金をして居る故に、手續の正確にして敏速なるは勿論少量の手續料を徴して、輸入業者のために便宜を計るものである。

貨物取扱人に代理を委嘱する場合には、船荷證券に裏書をなし、イン

ヴォイス其他の必要書類と共に交附すれば良いのである。

第三節 通過貿易

甲國から來た貨物が、乙國を經由して丙國に輸送される場合、乙國の立場からすれば通過貿易である。英米の鉄力が小樽に輸送され、私設保税工場である北海製罐の手によつて、罐に製造せられて後、北洋漁業の材料としてカムチャツカ半島地方に積送され又、同地方で獲得された鮭鱒が罐詰となつて、小樽、函館或は横濱の諸港を経て、歐米に輸送せられて居る。此の種の貿易を小樽、函館、横濱等の立場から云へば通過貿易である。

通過貿易の利益は、製造加工の外、積替費、運賃、保険料等の収益を得るのが其の主なるものである。

第三編 金融論

第一章 金融及金融機關

資金を融通することを金融と云ふ。進歩せる今日の經濟界に於て事業

意義

資金は、自給よりも他給を主としなければならない。勿論自己の資金も事業資金に充てられるけれども、其の大部分は他より融通せらるゝを普通とする。

今日の經濟組織は極めて大規模であつて、一地方一國に制限さるゝ事なく、資金は國際的に融通されて居る。即ち一地方に資金が残れば、之を他地方に融通し、一國に資金の餘裕が生ずれば、他國に融通して居る。そして歐洲大戰前まではロンドンが世界只一つの金融市場であつたが、歐洲戰爭中ニューヨークが之に代り、其後此の兩者は世界金融の二大中心地となり、又京濱、阪神、小樽等は一地方の金融市場となつて居る。資金が産業界に供給せられる形式によつて、商業金融、工業金融、農業金融、水産金融、林業金融等に別けられる。

資金を供給する事を營業とする機關を金融機關と云ふ。

現在我國の金融機關は之を大別して銀行と、銀行以外のものに分けられる。即ち次の通りである。

金融の形式

金融機關

我國の金融機關

特殊銀行（特別銀行法によるもの）
 日本銀行、日本勸業、日本興業、横濱正金、府縣農工
 北海道拓殖、朝鮮、臺灣、朝鮮殖産、
 計（二二行）

銀行普通銀行（銀行法によるもの）
 貯蓄銀行（貯蓄銀行法によるもの）
 計（四六行）
 （七九行）
 計（五九四行）
 （昭和一〇、ダイヤモンド年鑑）

信託會社
 産業組合
 保險會社
 簡易保險局
 大藏省預金部
 建物金融會社
 銀行以外
 ビルブローカー
 株式取引所
 無盡會社
 質屋
 金貨業
 其他

而して上記金融機關中最も重要なものは銀行である。

第二章 普通銀行

第一節 銀行の意義

Bank, Banco の字義は、中世伊太利の兩替店が使用した貨幣入れ容器の附着せる卓子の名から變化したものと云はれて居る。然れども其の意義は、之を劃一的に決定し難く、寧ろ時代の變遷によつて移變したと云ふのが至當である。即ち古代銀行發端の頃には單なる兩替屋を意味し中世伊太利に於て猶太人、伊太利人等によつて營まれた時には貸付業を意味し、其の後紙幣の發行機關となり、更に近世に至つては、銀行が

- 一、自己の信用により、公衆より資金を收受し
 - 二、之を需要ある所に貸付け
 - 三、手形を割引き
 - 四、爲替業務を營む
- 所から現行法は

意義

兩替屋

貸付業

現在の銀行

銀行の業務

- a 預金の受入れと金銭の貸付又は手形の割引を併せ行ふ事
 - b 爲替業務をなす事 (銀行法一)
- を以て銀行として居る。

銀行が資金の融通をなす爲に營む業務を大別すれば、凡そ次の通りである。



第二節 資金の吸收

銀行が資金を吸收する上に於て最も重要なものは預金である。而して預金の起る主な場合は次の通りである。

- 一、資金に剰餘金が出来た場合。
- 二、巨額の資金があつても所有者自ら之を運用する方法と意思のない

預金

預金の種類
引出時期を豫知する預金

イ定期預金

場合。

- 三、小額の資金であつて所有者に使用の方法なく又單獨に利用しても効果の少ない場合。

此等の原因から集つて来る預金は區別の標準によつて色々に分けられる。

預金者が引出しに来る時期が確定して居るか、或は引出を數日前に豫告する預金であつて、銀行はそれまで安心して預金を利用する事の出るものであるから、従つて各種預金中最も高率な利息が拂はれるのであつて之に屬するものは、定期預金と通知預金の二種である。

イ定期預金

引出期日を何月何日と確定する預金で、預け入れ期間は三ヶ月六ヶ月及び一ケ年の三種があつて、契約期間中は引出に應じない制度になつて居る。此の預金は普通一口百圓以上を預かるもので、現金と印鑑を持参すれば簡単に預入の手續をして、定期預金證書を交附される。但し此の預金證書は裏書讓渡を許さないのが原則である。又引出しには右預金

證書の裏面受領欄に記名調印して持参すれば良いのである。

◇昭和二年四月の金融恐慌前後までは、満期日以前でも、一段低い利息を支拂ふ事を條件として引出に應じて居たが、當時二三流銀行は定期預金の引出に又一流所はその預け換への集積に苦んだ結果、申合せによつて期日以前の引出には應じない事となつた。但し特殊な事情のある預金者に對しては、定期預金證書を担保として貸付をなし需要を充す方法がある。

ロ 通知預金

ロ、通知預金

引出しの期日は確定して居ないけれども、一定の期間（三・五・七日）以前に引出日を豫告させて引出に應ずる預金である。

此の預金は投資家又は一般商工業者が巨額の遊資を短期又は長期に預入するものであつて、銀行の資金利用上定期預金に次ぎ、従つて利息の割合も之に順じて居る。

預入には現金と印鑑を持参し、通帳或は證書を交附されるものである。此の種の預金に屬するものは特別當座預金及び當座預金其他であつて何時拂戻しを要求されるか全く不明である。故に銀行は常に相當額の引

引出期日を豫定しない預金

イ 特別當座預金

當金を準備しなければならない。従つて利息の割合は、前二者の次に置かれてある。

イ 特別當座預金

（特當、小口當座、小口等と略稱）

引出日の豫告なく要求次第拂戻される預金であつて、其の方法は印鑑と通帳（引出切符を使用する所もある）を持参すれば良い。

此の預金は大口貯蓄預金又は當座預金者以外の出納資金に利用されるもので一口の預金額は原則としては金拾圓以上である。

ロ 當座預金

引出には必ず小切手を以てする出納資金としての預金であつて色々な點に於て他の諸預金と異つた所がある。

預入に先立つて銀行との間に當座勘定約定なる契約を締結する。此の約定は既に取引ある預金者の紹介が必要とされて居る。

契約の締結がすめば、印鑑、小切手用筆跡を差出し、現金の預入をして手續を終るのである。以後預け入れには其の都度入金票を添用し、引出しには一切小切手を使用し、他の預金の様に、通帳及び印鑑を以てす

ロ 當座預金

預入

引出

通帳記入

る事は出来ない。

如斯預入には、入金票、引出には小切手を使用するから銀行と預金者とは預金残高の対照々合をする機会が必要である。故に時折、通帳を持参して、銀行口座の出納状況及び残高を記入させ、自家の帳簿と照合すべきである。

本預金の利便

上述の様に本預金の引出は豫め銀行から交附された小切手を発行して債権者に引渡せば、債権者は之を銀行に持参するか、又は自己の取引銀行に預入して、代金收受の目的を達する事が出来る。故に收支の繁雑な商工業者は、此の制度を利用する事により、居ながらにして自己の出納事務を完成する事が出来至極便利なものである。

利息

當座預金は前述の様な性質のものである外、銀行は、何時支拂の要求を受けるかも知らない。故に引出しの爲め、常に相當額の資金を準備しなければならぬ。従つて利息は他の何れの預金よりも低く、而も一日の最低残高に付するのである。尙諸外國には無利子、甚だしきは反對に取扱手数料さへ徴する所がある。

當座預金者の通知預金利用

前項の様に當座預金の利息は極めて低率である。故に本預金に多額の残高を置く事は、金利政策上面白くない。然るに他に別段の方法を有たない者は如何にも詮方ないが、もし一人の當座預金口座の所有者が同一銀行内に通知預金を持つて居れば、巨額の資金は之を通知口に残して、より高率な利息を稼がせ、必要に應じてそれを當座口に移し、小切手を以て出納すれば、一舉兩得の妙味を味ふ事が出来る。

弊害

本預金は豫め交附される小切手を発行して、預金の引出しをするものである所から、往々預金残高以上の小切手を発行[⊗]して、債権者に迷惑をかけ、經濟界を攪亂する懼がある。

⊗過振に對してはa銀行取引の解除、b五千圓以下の過料(小切手法七一條)に處する制裁がある。

貸越契約

小切手の過振が法律を以て禁止されて居る事は、前述の通りであるが此の禁止に對する只一つの例外は、貸越契約である。

貸越契約とは豫め一定の限度を定め、相當の擔保を提供し、其の限度までは、預金残高を超過して小切手を発行しても、銀行は之が支拂ひに

(一) 小切手の意義

應ずる事を云ふのである。但し此の超過額に對しては、預金利子よりも高率な貸越利子を徴される事は勿論である。

小切手とは當座預金の引出しに使用する、要式證券を云ふ。而して其の要件は次の通りである。(小切手法二)

一、證券ノ文言中ニ其ノ證券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル小切手ナルコトヲ示ス
文字

二、一定ノ金額ヲ支拂フベキ旨ノ單純ナル委託

三、支拂ヲ爲スベキ者(支拂人)ノ名稱

四、支拂ヲ爲スベキ地ノ表示

五、小切手ヲ振出ス日及地ノ表示

六、小切手ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

他の手形に對する特異點は

- 一、振宛先 銀行
- 二、用務 當座預金引出
- 三、印紙貼用の要否 印紙貼用の必要なし

(二) 特徴

第壹番

小切手

見本